

8

第 号

2000 March no.8

政策情報

Review of public policy, KAWASAKI CITY

かわさき

特集 1 都市に「もり」をつくる

□「創造のもり」をつくる

地域経済の振興とベンチャー企業育成・産業創造

久保孝雄 篠原一 原田誠司 石川久雄

小川勇夫 妹尾堅一郎 塚本芳昭 山田貞次郎

なぜ川崎に進出したか 古田興司

「新川崎・創造のもり」計画と緑の広場 萩原茂

地域で受け入れられる空間に 佐々木智子

□「市民健康の森」をつくる

なぜ「市民健康の森」なのか 萩原 哲

各区の進捗状況～先行する3区のとりくみ

熊倉忠三郎 与本剛三 木村信夫

□「若者の杜」をつくる

チネチッタの試みをさぐる 渡我部一成

川崎デジタル族探訪 牧 葉子

特集 2 「環境三条例」の改正をめぐって

手続きの手法と特徴 石田宣久

「環境影響評価条例」のおもな改正事項について 福井俊夫

「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」 高田 明

におけるパートナーシップ

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」 横田 覚

成熟社会を迎えるに、戦後社会を形成してきた
「成長型」の社会システムの転換が求めら
れています。こうした時代にあって、自治体
現場でも、行政改革をめざす政策・制度の開
発・研究の取組が、あらゆる職種を通して、
職員一人ひとりの課題となっています。
そのためには、職員個人の自由な発想による
創造的意見・提案がなによりも重要なになって
きます。本誌の刊行の狙いもそこにあります
が、行政改革をうながす多様な意見の発表・
交流の“ひろば”として、本誌に発表された
職員の論稿は、原則として職員個人の意見・
提案であることをご理解ください。（編集部）

巻頭のことば 分権時代を切りひらくために

川崎市長 高橋 清

「地方分権推進一括法」の施行がいよいよはじまります。

この法律はこれまで形成されてきた中央集権型行政システムを転換し、国と地方を対等・協力の関係とした新たな行政システムを構築しようとするものです。

今回の地方分権改革の特徴をあげれば、機関委任事務制度を廃止し、自治事務、法定受託事務の創設をはかったことであり、また、国の地方に関する包括的な指揮監督といった非公式な関係を、一定のルールにもとづいたオープンな関係にした点にあります。

自治体が都市市民の信託に十分応えることのできる自律した「地方政府」になるという意味では、今回の改革は不可欠のものですが、しかし、今回の改革で地方分権が完結するというわけではありません。自治事務についても法令の制約はいまだ強く残つており、国と地方が実質的に対等・協力の関係にいたるためにはまだまだ時間が必要です。

政令との関係で条例による「横だし」や「上乗せ」をどちらだけできるかは、市民の声に依拠し常に新たな政策を汲み上げようとする現場にねざす試みが必要であり、個別課題に関するみずみずしい問題意識から発露する、まさに自治体現場にいる私たち個人の力量にかかわっているともいえます。今回の分権改革に対して、私たちは過度な期待

をすることもいたずらに失望することも厳に慎むべきだろうと思います。

なぜなら、分権改革は内外の大きな潮流によるものであり、多少の揺り戻しがあつたにせよ、市民ニーズにきめこまやかに対応するための改革の流れが停止することはありえないからです。たんたんと、各課題と真摯に向き合い、市民の皆さんとともに対話を繰り返していくこと、そういった作業をこなす中からのみ、新たな時代の扉が開かれていくものと考えます。

今回の『政策情報かわさき』では川崎のここ、かしこでうまれつつある様々な動きを「都市に『もり』をつくる」というテーマでまとめていきます。

「創造のもり」は次から次へと新たな産業をうみだすベンチャーの風土を川崎の地に呼び込むものであり、「市民健康の森」は候補地の選定から利用の仕方、維持管理のすべてを、市民が主体となり参加し互いの合意のうえにつくりあげようとするものです。

一つ一つの事業は社会実験の意味あいを持ち、こうした事業を丹念にこなしていくことこそが、分権時代を切りひらいでいく大きな力を私たちにあたえてくれるものと信じます。

1 都市に「もり」をつくる

特集企画にあたって ⑥

□「創造のもり」をつくる

シンポジウム

地域経済の振興とベンチャー企業育成・産業創造～第13回「地方新時代」市町村シンポジウムから(抄録)

◇開催にあたつて

◇基調講演

◇パネル討論

川崎市産業振興財団理事長 久保孝雄 ⑧

東京大学名誉教授 篠原 一 ⑨

【総合司会】那須大学教授 原田誠司 【パネリスト】富山国際大学教授 石川久雄・相模原市長 小川勇夫
慶應義塾大学助教授・知的資産センター副所長 妹尾堅一郎・東京工業大学教授 塚本芳昭・株インクス社長 山田眞次郎 ⑪

なぜ川崎に進出したか～外資系企業からみた川崎市の優位性について

「新川崎・創造のもり」計画と緑の広場

なぜ川崎に受け入れられる空間に

□「市民健康の森」をつくる

なぜ「市民健康の森」なのか～自己決定・自己責任のための社会実験

◇各区の進捗状況～先行する3区のとりくみ

中原区 次世代の子どもたちに残せる「森」をつくろう

宮前区 三候補地から公開討論会をへて決定

麻生区 時間をかけて成長する森づくりを

□「若者の杜」をつくる

インタビュー チネチッタの試みをさぐる～川崎チネチッタ開発プロジェクト

中原区市民健康の森推進委員会委員長 秋原茂 29
 環境局環境企画室主査 秋原茂 29
 総合企画局都市政策部副主幹 秋原哲 35
 幸区役所区政推進課 佐々木智子 32
 宮前区市民健康の森構想検討委員会副委員長 与本剛三 40
 麻生区市民健康の森構想検討委員会副委員長 木村信夫 41

カワサキ・ミス企画室部長 渡我部一成 ④

2 「環境二条例」の改正をめぐつて

手続きの手法と特徴

「環境影響評価条例」のおもな改正事項について

「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」におけるパートナーシップ

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」における規制と自主管理

本市の政策展開から 「介護保険制度」実施にあたつて

「介護保険制度」をめぐる川崎市のとりくみ

健康福祉局介護保険準備担当主幹 福芝康祐 ⑥〇

「要介護認定」の実際

第一次判定者として

川崎区田島支所介護保険準備担当主幹 齊藤正男 ⑥三

浮遊粒子状物質対策をめぐるバスケット方式について

環境局公害部大気課副主幹 武川満 ⑥六

「ものづくり都市川崎」フォーラム

経済局産業政策部企画課主任 中川耕二 ⑥七

政策課題研修から

かわさき新時代を拓くキーワード

行政への導入が期待される新たな考え方の比較検討

総務局労務課 中岡祐一 ⑥九

政策法務研修から

NPO条例の立案をめざして

港湾局企画振興課 安藤毅 ⑦一

政策形成まちづくり研修から

多摩丘陵の保全と再生

政策形成まちづくり研修Aチーム ⑦三

緑と市民ネットワーク

政策形成まちづくり研修Bチーム ⑦五

環境局環境企画室副主幹 石田宣久 ⑤一

環境局環境審査課副主幹 福井俊夫 ⑤三

環境局環境企画室副主幹 高田明 ⑤五

環境局環境企画室主任 横田覚 ⑤七

シリコンバレー通信⑤

ベンチャー企業の成長を支える

公的機関と非営利団体

川崎市経済局国際経済担当主幹 小泉幸洋 ⑦九

韓国・富川市との交流の経験から

新たな国際政策をひらく試金石

総務局交流推進課 小田切督剛 ⑧二

川崎で感じたことやこれから交流について

大韓民国富川市交流公務員 金貞烈 ⑧四

市民の目 海援隊について

（海外展開企業等を支援する
ボランティアのネットワーク組織（隊））

海援隊事務局 岩森耕太郎 ⑧六

現場の目 蘇れ！里山

早野聖地公園における市民協働の試み

環境局早野聖地公園担当主査 鈴木直仁 ⑧七

記者の目 川崎から生まれた感動ストーリー

産経新聞社川崎支局 大家俊夫 ⑧九

川崎元気企業紹介③

新ものづくりベンチャーズの時代

（財）川崎市産業振興財団総務課主任 櫻井亨 ⑨〇

自治体政策紹介 参加型・分権型のまちづくりをめざす

箕面市政企画室次長 堀橋伸夫 ⑨二

川崎市政日誌 川崎市地方自治研究センター編 ⑨四

私が薦める一冊の本 ④三・⑤九・⑧五

編集後記 ⑨七

特集
issue
集

1

都市にもりをつくる

特集企画にあたつて

「もり」という言葉から何を連想されるでしょう。

それは、山にわけいつた時に出会うブナの森の豊かな自然でしようか。ブナの森の中では、マンサクや、クロモジ、ニオイコブシといつた春を高らかにうたう中低層木や、ブナからこぼれる柔らかな光の中で命をさずかり小さいけれども言わぬ輝きをもつた山野草が群として各々の位置をしめ、優れた自然を醸し出しています。

それとも、それは宮崎駿さんの『となりのトトロ』で描かれた、あの大きな楠でしょうか。真夜中にオカリナを吹くたびにニヨキニヨキと伸びだしていくあふれるような森でしょうか。

それとも、ヨーロッパの都市を歩いた時に出会う、あの壯麗な大聖堂でしょうか。中世ヨーロッパ諸都市は、堅固な城壁の中に人工的な生活空間をつくりあげました。自然是人間社会と対立するものであり、征服すべき対象でもありました。しかし、自然から隔絶され日々の生活に疲れた都市民は大聖堂をつくり、そこに擬似的な森を現出しました。ステンドグラスから漏れる光はあたたかな木もれ陽そのものであり、大聖堂を支える柱は森の木々でした。反自然環境の中で生活するがゆえに、森こそは心安らぐ場であり、都市民の心の故郷でもありました。

「もり」という言葉には日々繰り返される生活の中で失われていくものを蘇らせる不思

特
issue
集

2

環境条例の改正をめぐる

議な響きがあります。今回の特集では、「都市に『もり』をつくる」と題し、川崎市でいたな可能性を追求していくことにしました。第一は、新川崎地区に展開される「創造のもり」です。それは、新たな知性と産業が結びつくクリエイティブな集積と、それを包みこむ豊かな緑によって構成されます。緑の中にダイナミックにあふれる知性と新産業創出、新たなまちづくりのエンセンスがここにあります。創造のもり、そのイメージはオカリナの響きとともに萌えいざるの優しさでしよう。

第二は、「市民健康の森」です。

都市化の波の中で、川崎の緑は急速に減少してきました。水と緑の自然空間を確保し、自然と調和した環境をつくること、これは多くの市民の共通した願いです。「市民健康の森」は、緑の中で市民が語らい憩うひとしての森をつくり、地域コミュニティの再生を図ることを目的としています。失われてしまつた自然を市民合意の中で創り上げていく、着々と進展する森づくりの現況をお伝えします。

第三は、「若者の杜」です。

川崎チネチッタでは国内最大級のシネマコンプレックス開発が進行しています。外資系企業、先端企業の集積が新しいKAWASA KI族の台頭をもたらし、首都圏の他都市に見られないエネルギーと活力を生み出しています。

川崎の街でうまれつづある新たな動き、次の時代を予感させるさまざまな「もり」を本特集で描いてみます。



都市に「もり」をつくる

(「創造のもり」をつくる)

○特別分科会

開催にあたつて

久保孝雄
川崎市産業振興財団理事長

自治体とベンチャー企業育成・
新産業創造

地域経済の振興と ベンチャー企業育成・産業創造

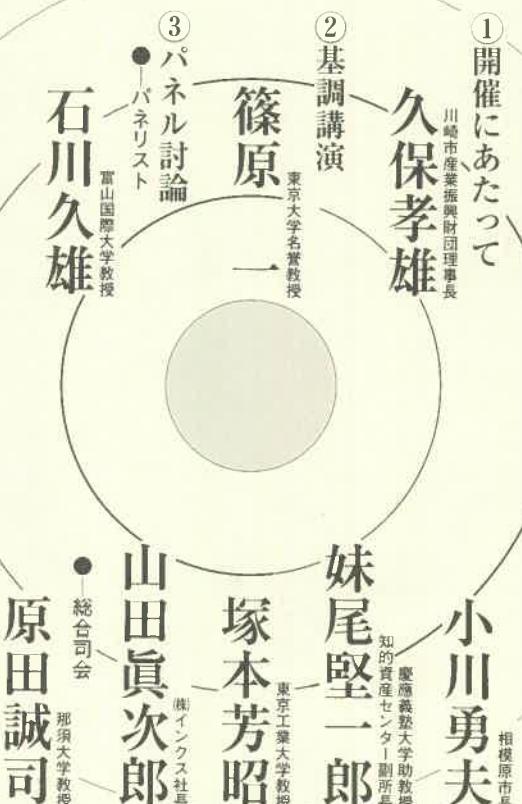
第13回「地方新時代」市町村シンポジウムから（抄録）

会場：KSP（かながわサイエンスパーク）

シンポジウム

新しい産業分野の創出と地元企業の技術の高度化をめざし、「新川崎・創造のもり計画」が進行しています。これは川崎市の立地特性を活かし、大学の持つ科学・技術シーズの創出と供給により、産学公の連携による研究開発拠点を形成しようとします。

ここでは、「第一三回〈地方新時代〉市町村シンポジウム」特別分科会の討議記録を掲載し、「創造のもり」の意味と、その背景となる地域のベンチャー化などの意味をお伝えします。



川崎市が地方分権の推進をめざして毎年開催してまいりました「地方新時代」市町村シンポジウムも、今年で二三回目を迎えました。この間、九五年には地方分権推進法が、そして昨年には地方分権推進一括法が成立するなど新しい状況が生まれていますが、分権時代を切り開くうえで、この市町村シンポジウムは大きな役割を果たしてきました。

もちろん本格的な分権型社会を実現していくには、自治体にとりましても、私ども市民にとりましてもなお残された課題が数多くあるわけでございます。今回の第一三回シンポジウムはそうした課題のいくつかを取り上げて、議論を深めようとしているわけですが、この特別分科会は果たして分権型社会づくりとのように関係するのだろうか、と疑問をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、特別分科会を設置した意味について、簡単にご説明したいと思います。

地方自治体の固有事務であります一般行政における分権とはやや違いますけ

れでも、この一〇数年の間に産業政策のレベルでも分権化が進んできております。都道府県から始まりました動きが、最近は基礎自治体レベルにまで広がってきているわけです。

七〇年代までは、産業政策の主体はあくまで国であり、地方は国の政策の下請機関としてしか位置づけられていませんでした。しかしながら、七〇年代後半から八〇年代にかけて日本の産業構造が大きく様変わりする中でいくつかの都道府県が独自の産業政策をつくり、日本経済の構造転換への対応を模索しはじめたわけあります。

神奈川県が提唱いたしました「頭脳セントラル構想」、つまりこれまでの資本集約型産業構造を知識、技術集約型産業構造に切り替えていこうという政策でございますが、これなどはひとつ典型的だったと思います。そして九〇年代に入つて、特にここ数年、川崎市をはじめいくつかの基礎自治体が独自の産業政策づくりにとりくみはじめてまいりまして、従来の工場誘致、企業誘致一辺倒からベンチャーや企業育成、新産業創造に力を入れはじめているわけですが、これはおそらく日本の産業政策の歴史の中でも大変重要な変化だらうと私は見ております。

しかし同時に、はたして自治体にベンチャー企業育成とか新産業創造といったような仕事ができるのかという疑問も絶えず出されてくるわけです。それができるようになるためには、自治体そのものが大きく変わつていかなければならぬわけあります。

欧米には自らの地域を「アントレプレナーナー州」と名

乗るところが出てきています。今日も韓国からお客様に来ていただいていますが、韓国には「ベンチャードーム」を宣言する自治体がいくつか出てきているというお話をございます。確かにベンチャードームをどんどん産み出していくこうとすれば、その地域が、地域の住民が、自治体そのものがベンチャードームしていく必要があるのではないか。これはひとつ大きな論点であると思います。

また、二一世紀は市民主体のNPOの時代とも言われています。事実アメリカではNPOが一五〇万人も活躍しているわけです。そしてアメリカ全体の雇用の七%がこのNPOで働いている。アメリカの雇用はおそらく日本の二倍ぐらいですから、日本が六〇〇〇万人とすると、一億二〇〇〇万の七%、七〇〇〇万から八〇〇〇万人がこのNPOで働いていることになります。日本のNPOも福祉、環境、教育、国際協力という分野では活躍していますが、ビジネスの分野のNPOといふことになると、まだまだこれからといふことになるのではと思ひます。

今、久保さんからいろいろお話をありました。久保さんからお話を聞くと、私はこれからご登場いただく方と違つて経済の専門家ではなくて、政治学の専門で、今日のテーマで講演をする力はありませんので、基調挨拶ぐらいのつもりで、少し時間をいただきたいと思つております。

今、久保さんからいろいろお話をありました。久保さんはもう少し時間軸を幅広くとつて申し上げます。ご存じのように今年は新千年紀の最初にあたるわけで、二一世紀の前の年となります。ただし、この二〇世紀から二一世紀への移行というのは、一般に言われているように、

一〇〇年単位の変化をこえた意味をもつてゐるのではないか、もう少し長い時間軸で見ないとわからないのではないかと考えています。今日のテーマであるベンチャードームの問題も、そうした大きな課題を抱えているわけあります。

今日は慶應大学と東京工業大学からもベンチャードームとしてご参加いただいておりましたが、大学も大きく変わりはじめました。そういう意味で産学公連携のあり方も含めてこうした点をご議論いただきたいと

思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

基調講演

篠原

東京大学名誉教授

ソーシャル・ベンチャー 第二の近代と

がいいかもしませんが、おそらく一八世紀、一九世紀、二〇世紀とかけて形成された近代社会が、いま大きく転換点にきていると考へています。一世紀単位の問題ではないのです。数世紀の間の後半にはじまりますが、これまでには「第一の近代」の時代。そして、現代は「第二の近代」の時代に入りつつあると考へているわけです。

そこで「第一の近代」とは何かと言ふと、国民国家を基盤にして産業社会がすごく発達した時代です。それが完成した黄金時代が第二次大戦後の高度成長の時期だつたと思ひます。その高度成長の時期に我々は急速に豊かになりました。

我々自身の生活体験を考えても信じられないくらい急速に豊かになりました。産業社会は成功したわけです。しかし、生活が豊かになり、産業社会が成功したために、逆にリスクの多い危機をいっぱい抱えた社会が出てきた。

七〇年代くらいからこのリスク社会が浮上してきた。例を申しますと、一つは生産力が極点まで上がつてきたためにエコロジーの問題が起きてきた。もうひとつは、「第一の近代」は市場経済が中心で、それが成功して、結果論として社会主義が崩壊してしまった。ところが、市場主義が成功して市場主義が蔓延したと思った途端にヘッジファンドとかアジアの金融危機とか、市場経済のリスクが出てきた。ある人は、これらのリスクはもう近代社会の保険付き制度には馴染まない、伝統的な保険などかけられないという時代が来ているという。そうしますと、近

代科学をはじめ政治、経済、社会全体をふくめた文明としての近代が大成功したがゆえに、その内部から逆にリスクの多い社会にぶち当たっているのだというふうに私は考えたい。

近代社会では宗教的意味での神が存在しなくなつたかわりに科学が神になりました。科学といえば誰も反対できなかつたのが、しかしこの頃、科学の進歩というものが怪しくなつてきた。ダイオキシンをみてもしかり、科学はすごく進んできたけれども進んだ分だけリスクがすごく増えてきた。遺伝子工学もそうです。そうしますと、科学は神ではないということになります。こうした事態を考えますと、明らかに「第一の近代」がつくりだした原理が壁にぶつかつていてると考えた方がいいのではないか。

このように、「第二の近代」という時代に一九七〇年以降入りつつある。最近論じられるようになつたベンチャービジネスもその中のひとつだろうと思うのです。例えば「第一の近代」というのは、組織の時代でした。大企業、大労働組合の組織が主流を占めていました。しかし、最近になつて大きな組織がだんだんだめになつてきて、全部消えるわけではありませんが、アソシエーティブ・レボリューション・ベンチャードによって小さな組織中心の社会が出てくる。組織が小さなものでないと成りしなくなつてきてる。そういう時代が明らかにきています。一九七〇年代にスマート・イズ・ビューティフルという言葉がはやりましたが、スマートというところにすごく意味があつて、だっていると思います。

そういうふうに時代は変わつてきていた。ただし、ここで留意すべきことは、この近代社会は伝統社会とは明らかに違ひあつて、科学もそうですが、内在的な力で自己改造ができる。伝統社会は、社会の内側から自己改造はできないのですが、我々の近代社会はそれができる。自己反省を媒介にすることで次に進むことができるというところに、最大の特色があります。難しいことを言うと、これを「自己内省的な近代化」あるいは「再帰的近代化」と言うのです。つまり「第一の近代」から「第二の近代」へ、我々は踏み込もうとしている。踏み込むことができるので立場に私たちは立っています。

政治も社会も全部そういう形態になつています。家族もそうです。時間がないので、この点について申しませんが、近代社会のあらゆる領域で変化が起きている。この数世紀を支配していた傾向がひつくり返されつつある。ただし、「第二の近代」となぜ言うかと言うと、近代に反対して元に戻ることでもないし、ぶつかり切れてポスト近代になるわけでもないという思想的な意味も含めて言つてるのであります。私はインターネットに関するものだけじゃないと思う。環境の問題もあると思いますが、福祉とか食文化の中にもあると思います。遺伝子組み換えに対抗する小さいビジネスもあると思います。それがたくさん雇用をつくつて、そういう時代になつていてる。

ひとつだけ私の空想を申しますと、広島の市長さんが選挙の時に、地雷で傷ついている子どもたちを救うための産業が日本のような平和な国ではつくれるのではないかと言つた。しかし現実にそういうものが進んでいるというのを聞いたことはないのですが、ドイツに国際平和村というのがある、第三世界で地雷などを焼いていた子どもを連れてきて治療して、また国へ戻す。決して留めないで親の所に戻すということをやつてます。テレビでご覧になつた方もいると思います。

地雷のための平和産業があればこれは絶対に将来性がある。しかし、ほんとそういうことをやろうとするからだめなのが、いろいろなかたちのベンチャーがありまして、社会 자체、自治体 자체がベンチヤー化しなければこれから論議されるベンチャー・ビジネスも栄えないだろうと

ズ・クリエイティブな時代になつてゐるを考えております。

しかし、そうした時代の流れをあまり狭く考えるに困ると思います。ベンチャービジネスだけで考へないでもつと広く考えたい。例えば、産業社会の経済のことだけでなく、市民社会のことを考えていなければ、市民社会の中にNPOもあるし、準NPOもある。NPOとは元来

社会性と経営性がファイフティ・ファイフティで平行しているものです。そこに特色があるわけですが、市民社会の中にそういう小さな組織が無数にあると思うのです。私はインターネットに関するものだけじゃないと思う。環境の問題もあると

NPOとタイアップしなければならない。ドイツの国際平和村では、だいたい二億円ぐらい使つて二〇〇人ぐらいの子どもを世話しているのではないかと思います。

この場合は、全部ボランティアで寄付金でやつているようです。そういうふうに、市民活動と連動してビジネスをやる方法もあります。

私たちNPO活動を市民事業と言つていますが、市民の発意を生かしながら、人間の生存や生活を草の根から支える社会活動が増えてきた。それを私は「ソーシャル・ベンチャー事業」と言つています。ソーシャル・ベンチャー事業。これは私の用語ですが、そういうものがたくさん出でます。企業ベンチャーのほかにソーシャル・ベンチャーもあるというような社会ができつつある。

しかし、そういうことになるためには、さらに久保さんがおつしやつたように自治体全体がベンチャー化しないといけない。私は川崎市が成功しているとは思いませんが、川崎市は政治の世界でベンチャーリー的なことをやろうとしている。政治的ベンチャーの試みだと思います。必ずしも全部成功してはいませんが、もし疑問がありましたら、昨年出版されました『川崎の挑戦』という高橋市長の対話集をご覧になつてください。

川崎市はいわば政治的ベンチャーであろうとしているわけです。こういうふうにいろいろなかたちのベンチャーがありまして、社会 자체、自治体 자체がベンチヤー化しなければこれから論議されるベンチャー・ビジネスも栄えないだろうと

考えております。今日の議論もそういうことを頭に入れて、しかし、集中してベンチャービジネスについて論議していただきたいと思います。以上で私の挨拶にかえさせていただきます。

パネル討論



久保 最初に簡単にパネル討論の進め方を申し上げます。全体を半分くらいに時間割りまして、前半でパネリストの五人の皆様に問題提起をお願いいたします。

その後、いくつか論点を絞り、討論をし

たいと思つております。
全体の基調としては、産業ベンチャー、社会ベンチャー、ベンチャーアジテ体というベンチャーオー概念の広がりの中で、川崎においてもそうですし、日本全体でベンチャー企業がどんどん起つてくるという状況にはいたつていよいという現実を踏まえまして、現実的にどういう条件を整備すべきか。これは公共が整備するというだけじゃなくて、我々一人ひとりがベンチャーマインドを持つということをベースに大学をどういうふうに変えていくべきのか、あるいは自治体をどういうふうに変えていったらいいのか。NPOをどういうふうにつくつていけばいいのか。その辺の現実的な議論をいただきたいというのが一つです。

それから、川崎市と慶應義塾大学が連携した「創造のもり」構想があり、この四月からオープンすることになっていま

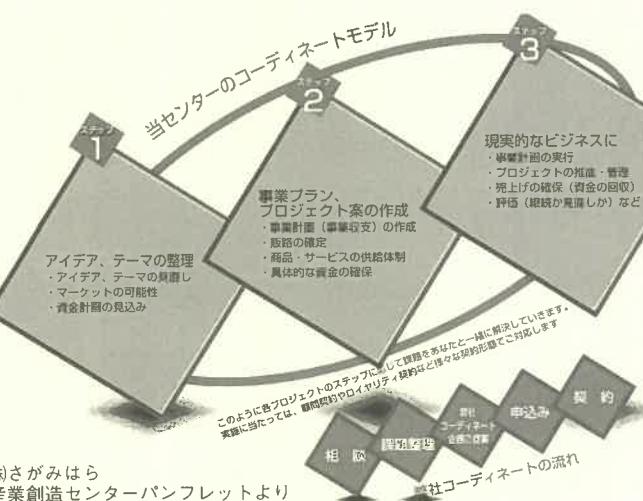
うふうに変えていったらいいのか。NPOをどういうふうにつくつていけばいいのか。その辺の現実的な議論をいただきたいというのが一つです。

小川 それでは産業創造センター設立の意義はどの辺にあるか、将来展望はどうだろうか。このようなことを中心にお話をさせていただきます。

相模原市は昭和二十九年に市制を施行いたしました。三十三年から首都圈整備法の適用を受けて、内陸工業都市として発展をしてまいりました。主に東京都内にある大きな企業、関西の大きな企業の進出を迎えたわけですが、当時のことでので、重厚長大産業が主でございました。地の利、労働力、その他の条件で統々と企業誘致が進み、人口も二十九年の市制発足当時は八万四〇〇人でしたが、現在六〇万人に達しようとしています。この間、一年で三万人も増えたこともあるくらい急速に発展をしてきた都市です。

ところが、約一〇年ぐらい前からでしょ

相模原市による(株)さがみはら 産業創造センターの設立



(株)さがみはら
産業創造センターパンフレットより

そのような背景の中で、私が市長に就任することになつたのですが、ひとつには少子高齢の大きな流れ、本市の場合は少子というよりもまだ子どもが増えておりまして、小学校をこれから三校もつくる必要があるくらい、生活基盤整備にお金がかかる市でございますので、そこで福祉・環境需要を満たすためには産業

すので、慶應から妹尾先生が今日いらっしゃつたので、この「創造のもり」を通した産学連携を具体的にどのように展開すれば成功させることができるのか。それからもう一つ、ベンチャー起こしについてもボーダレスの経済の中で国際的なネットワークが必要になるのではないかということで、その辺も最後に議論したいと思っております。

を振興させる以外にはない。しかもできるだけ地場の産業、いわゆる下請けの企業でないものをぜひ欲しいということで、たまたま通産省のお骨折りをいただいて、TAMA産業活性化協議会が発足いたしました。準備段階から参加させていただいて、これら的情報を本市の産業振興財團の地下にサーバーを置いて、管理をさせていただくことになつたのでございます。そうこうしているうちに、インキュベート機能をもつ必要性があるということで、何とかせねばと思つておりますところ

一昨年一二月、新事業創出促進法が成立したことを利用に、通産省より第一号の指定を受け、株式会社産業創造センターとして立ち上げることができました。

出資は、通産省の地域振興整備公団が六億円、相模原市が六億円、商工会議所から五〇〇万円の一・二億五〇〇万円で設立いたしました。会社設立後、直ちに行動を開始して、土地を得、二〇〇〇年三月中旬には建物も完成し、四月に本格的な稼働となつたところです。

なぜ株式会社にしたか。もともと通産省から発足をするとしたら株式会社でとういうのが条件であつたことが一つ。それから、公益法人ですと昨今新聞紙上で報道されますように経営が難しい。株式会社なら収益事業ができる。よつていろいろ困難があつてもプラスマイナスゼロに踏みとどまることができるのではないかということです。株式会社にしよう。それから代表者も役所の出身者ではだめ。で

いく。市はもちろん側面的なバックアップをしておりますが、あくまでも代表者、主体となる人は民間の方に担つていただきたいです。

四月から本格稼働になりますが、ここにはラボ、スマートオフィス合わせて四七室用意していますが、その募集を先般いたしましたところ五〇数社から申込みがございまして、現在、四七室のうち三五室が決定しました。日々、残りの一二室も入居者を決定できそうでほつとしているところです。

それから、コーディネーターが何と言つても大切ですので、人材をどう確保するかに一番努力したつもりですが、幸いにして金融機関の出身者で適当な方がいらっしゃった。しかも熱心にやつてくださつておりますので、順調なスタートが切れるものと思つております。

今後の見通しですが、先ほども言いましたようにTAMA産業活性化協議会の方々にこれからもお世話になるわけですが、この支援センターが立地する橋本というところは横浜線、相模線、京王線の結節点ですし、道路では国道一六号、一二九号の結節点もあります。近く圈央道が完成しますとインターチェンジが近くにできる見込みもあります。さらにJR相模線を南に下りますと東海道新幹線と交差するところに新しい駅の誘致を考えています。JR相模線を縦軸として神奈川県の総合計画の中に橋本を県北の拠点としていこうという構想もございます。さらに、リニア中央新幹線ができますと、この橋本に停車駅ができるだろうと期待されていますので、非常に立地はよいと

〔第二の近代〕にふさわしい 第三セクターを

原田

いま相模原市がそうでありますように、基礎自治体のレベルまでベンチャー起こしの波が来ている。これから地域では行政が主体になつていンキュベーターをつくつたり、推進していく状況にあることは心強いかぎりですが、ただこれまでテクノポリスとかリサーチパークでも少しうまくいくのだと、それが、この支援センターが立地する橋本と少ないので実態だと思います。そこで、果たして行政主導でうまくいくのだろうか。シリコンバレーのように産業NPOという形ができるのだろうか。そういうことも含めて、つぎに石川さんからご提起をお願いしたいと思います。

石川 このシンポジウムの冒頭に久保理事長から自治体の産業政策二〇年の歴史についてお話をありました。私に与えられた課題は、近年、基礎自治体が新産業創造、新事業創出にとりくまれている。九〇年代の「失われた一〇年」をとりもどすべく大変心強い動きが各地で展開されているわけですが、その時に行政が果たすべき役割は何かということです。

一五年ぐらい前になりますが、アメリカンスターを支援してくださつて、いたいます。それも可能だろうと思つて、そこには新企業を育てるインキュベーター機能が必ず備わっている。しかもアメリカの場合には、私立大学ですから、大学の経営のためにサイエンスパークをつくるということで始ましたと思います。しかしそういう類型の他に、アメリカとイギリスでは数は少ないです。すでに一五年前にビジネスとしてインキュベーターを経営する事例がありました。その中間領域に自治体が大きな役割を果たしている姿を見まして、あれほど市場本位が強調されているアメリカの経済の中でも、やはり自治体の果たすべき役割は非常に大きいのだということを実感した覚えがござります。

その時に、オハイオ州の小さな基礎自治体が経営しているインキュベーターで経営者はどういう人かと聞きましたら、これこれこういう人だ。彼を選択した理由は、二回会社を潰しているからだという話を聞きまして、なるほどと納得いたしました。

アメリカですら、自治体の果たすべき役割は大きい。日本の場合は、社会主義経済と資本主義経済の中間にところにある管理型市場経済というのが、最大の特徴だと思っておりますが、自治体が官であるか公であるかはいろいろな議論があります。

すが、いざれにしろ官に対する信頼は非常に大きい。日本だけではなく世界的にみて、自治体に対する人々の信頼は大きなものがあり、それは将来も変わらないと思います。

例えば今の話を続けて申し上げれば、州政府が州の県庁がある都市に少し大型のサイエンスパークをつくろうとする。しかし地元に有力な大学がない。もちろん州立大学の応援は受けるのだけれども、それだけではサイエンスパークを持ちこたえるだけのサポートシステムができない。そこで地元の大企業に話を持ちかけて、協力を依頼したのだそうです。そこの話を聞かされた時にも大学はすぐイエスと言ったのか、特に大企業の研究所はすぐイエスと言ったのかと聞いたのです。が、向こうは不思議そうな顔をして、当然だと語つておりました。それが大変印象的でした。

つまり日本であれば、それぞれの地域の大企業の研究所の協力を仰ごうとすれば、これについては大変障害があるだろうと考えます。その点も日本の社会が持つているひとつマイナス要因がある。

この点ではすでに韓国をはじめ、アジアの諸国に抜かれている。我々が持つているビジネスの文化は、いまやアジアからも欧米からも少し取り残されつつあると言う感じを強くもします。

ち上がり期において行政の役割が今後も非常に大きいということが第一点です。

第二点は第三セクターのあり方ですが、シリコンバレーなどではNPOが大きな役割をもっている。日本も急速に官、公からNPOにむかって動いていくのだと思いますが、なお、しばらく中間時期を担うのが第三セクターではないかと思います。

いま第三セクターが非常に問題だ。産業振興に関してテクノボリス以来各地でさまざま試みがなされましたが、失敗が大きいのはなぜかということを考えますと、やはり組織の持つている制約に大きな原因があると考えます。つまり行政というものは法律で定められた社会の基礎的な公益事業を担当するところであり、一方、第三セクターの設立趣旨は例えば資金の面や人材の面で、行政だけが担当するには馴染まないからもう少し法定の枠を踏み越えて新しい仕事をしたいということできたわけですが、残念ながらそこにつくられた組織は人材、資金の面から見ましても行政の力が圧倒的に強いのではないかと思います。

結果として、経営陣はどうしても行政の文化に染まつた方がトップに立つ場合が多いことになります。そして事務局は第三セクターを構成する民間企業を含めた出資団体から出向されてくるのですが、残念ながらそれぞの機関が實際に近い方に座つているエリートをお出しになる場合が非常に多い。そうなると、第三セクターは第二役所といいますか、どうしても決められた仕事の枠の中でやるといふことになります。

しかし近年、日本でも新しいインキュベーターを拝見していますと、ミドルクラスの行政マンの方がディレクター、マネージャーを担われた場合には生き生き

が展開されていると痛感しております。結局は人材によるわけですが、残念なところでは将来が楽しみになるような活動が開催されています。が、そういう人がいても、行政と同じような組織原理にしたがつて第三セクターが動いていれば、人事異動があればすぐ移つてしましますから、また火が消えたようになるという事例もあちこちで見られはじめています。そうなると経営者に意欲的な方が来られても実際には仕事ができないという縛りがあります。第三セクターをつくつている規約とか、構成しているスタッフとか、あるいは重要な意思決定を市場のスピードに合わせてやろうとした場合に、時間のかかる根回しを関係団体にしなければできないとか、いろいろな制約があります。

そこで、先ほど冒頭に、篠原先生が「第二の近代」と「第二の近代」というご発言で、「第二の近代」はボストモダンじゃないというお話をなさいました。それで言えば第三セクターも「第一の近代」から「第二の近代」の第三セクターに移行していくことが求められてくる。ぜひ行政も、また参加される企業も従来の第三セクターとは別の新しい日本型の公益事業体、仮にそれをNPOと呼ぶならばそういう組織をめざして動いていくのだとほしいという時に、日本では行政がそれを支えることは非常に大事になるのではないだろうかと考えております。

いま報告のありました相模原のケースは、私が一五年前にアメリカで聞いたことと同じで、設立するのは行政だが、経営者は民間人だということであります。大変うれしくかがつたのですが、経営のみならずディレクターにも適材を見つけてこられたという話でますます敬服しております。そういう形で、「第二の近代化」に相応しい第三セクターがこれから増えていくならば、将来は大いに明るいのではないかという印象をもちました。

それが将来NPOになる必要がありますが、その場合も大きな障害があります。相模原市の場合、財團ではなく株式会社を選ばれたという話ですが、今日の会場でありますこのKSP（かながわサイエンスパーク）も第三セクターですが、株式会社です。では株式会社だけでいいかというと大きな問題があります。KSPがはじめて長年の苦労の末に黒字を出された時に、税金を納めたと聞いてびっくり仰天いたしました。つまり日本ではこういう仕事をする事業体も、あるいは利益を目的にしている企業体も、株式会社と名乗れば一律の法律のもとで法人税を取りられるところが日本の社会の仕組みです。こういうものをクリアするにはNPOをきちんと法律の上で位置づける必要があります。こういったものにはNPOをきちんと法律の上で位置づける必要があります。こういったことを前提にして、そういう团体をつくるなり、あるいは改組再編を進めたいただきたいと思つています。

特に出資金に関して、人々がお金を全部国に預けるのではなくて、その内の5%でも10%でも自分の判断で、自分が社会をよくするために必要だと思うNPOに寄付するような権限を認める。これは個人であれ、法人であれ、つまり個人所得税であれ、法人事業税であれ、そ

ういう権限のある程度認めて多様なNPOに資金が集められるような仕組みをつくる。あるいは、NPOはなかなか定着しないのではないかと考えます。

したがって、行政はあくまでスタートアップを担うわけですが、そこで育てられる企業と同じようにサイエンスパークと言おうが、新産業創出拠点と言おうが、その組織自体も育っていく必要がある。つまり、企業を育てながらそれ自体も育つていかなければならない。その仕事は決して組織の中だけでは済まなくて、最終的には国の税制に至るような社会システム全体の再編をめざしながら二一世紀に立ち向かわないと、日本は後進国立場に追い込まれるのではないかと危惧しています。

大都市圈型タウン・キャンパス 創造のもりK²(ケイスクエア)』

原田 それでは次に慶應大学の妹尾さんにお話を伺いたいと思います。

妹尾 私に今日求められているのは川崎市に、慶應義塾が出てるけれども、一体どういふつもりで進出するのだということについてお話をすることだと思います。したがつてある意味では実務家の立場でお話すことになります。慶應は現在はタウン・キャンパス構想というものを持つておりまして、これについて説明することで、なぜ慶應が川崎にキャンパスをつくるかをご理解いただけたと思います。

現在、慶應は新しい研究体制を整備しつつあります。その流れの中でこういう研究センターを産学官公民でやりたいといふことです。私どもは川崎だけではなく山形県鶴岡市にもうひとつ研究キャンバスをつくろうとしています。これを簡単にご紹介して、慶應がどういう構想のもとに動こうとしているのか、その組織がどうなつてているのかについて触れたいと思います。

我々が今めざしているのは、「日本の慶應義塾から世界の慶應義塾へ」と言うことです。もちろん福沢諭吉以来の建学の精神がありますので、「独立自尊」「社会の先導者たれ」「比類なき学塾」をつくれという言葉に則って考えています。社会の先導者、比類なき学塾として世の中に貢献するにはいろいろな面があると思います。教育、研究、医療があります。それから広義の学術事業で社会貢献をします。そして研究集団として比類なきものにならなければいけないわけです。

「比類なき」ということですが、これは企業の方はよくおわかりになると想います。ベストワンをめざせということではなく、「オンラインをめざせ」ということです。オンラインをめざす、つまりフロンティアをめざすことが慶應の精神ですので、咸臨丸で太平洋に向かったように、我々はフロンティアを開拓する研究体制を整えなければいけないというのが、基本的な方針です。そのための施設として、ひとつは学内の研究教育施設を再開発しなければならない。同時に新しい研究施設は新しい時代の学問の受け皿であるべきだと考えています。つまり從

来の学問の延長線上の研究をすることも大事ですが、それ以上に新しい情報技術やバイオといった先端的な新しい学問を育むような研究施設をつくっていきたいというのが我々の方針です。

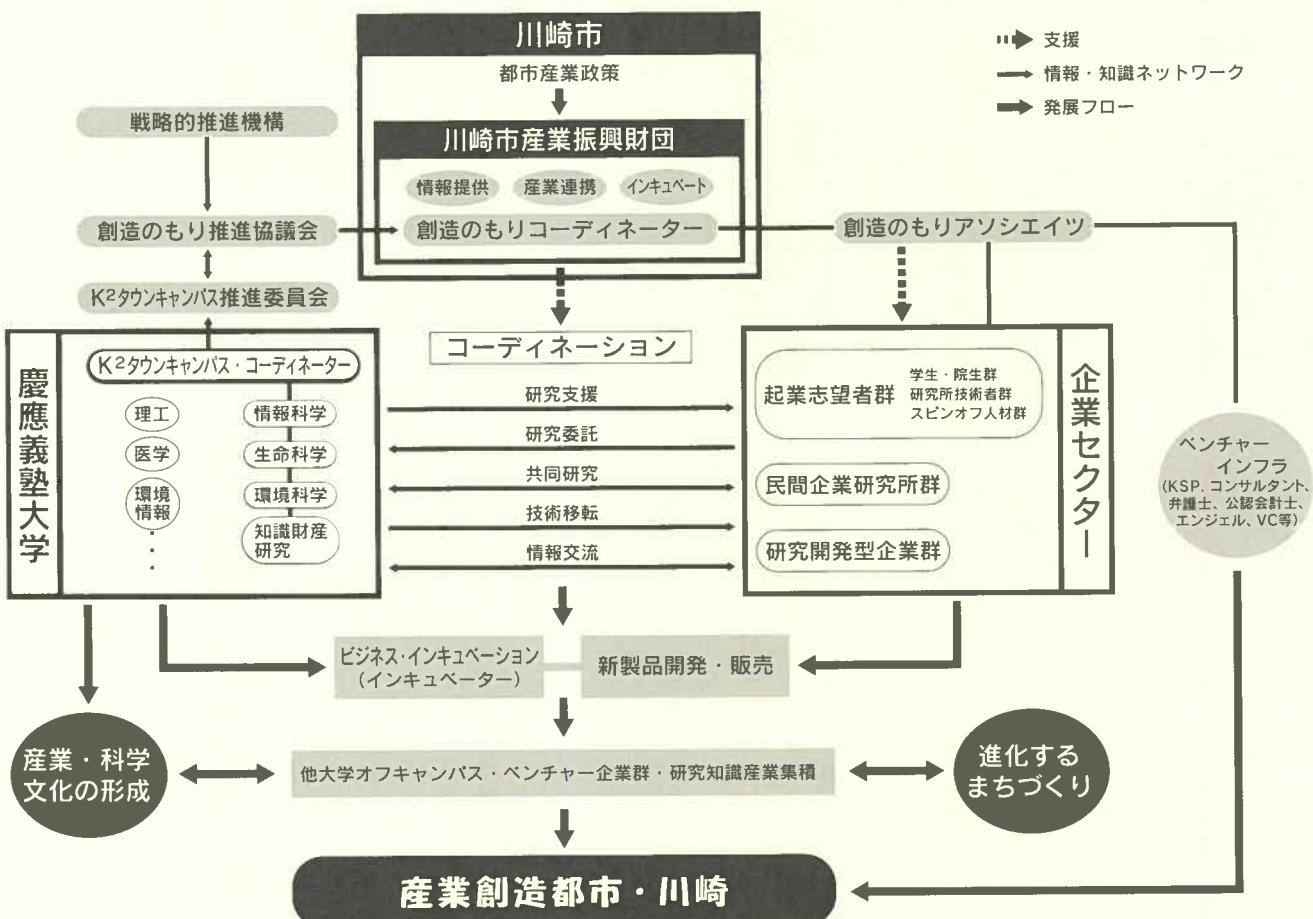
従来、学術活動というものは、いわゆるピュア・アカデミック、つまり学問のための学問というものが主体でした。これから学問のあり方は産学官公民と一緒になつて学術というものを広げていかなければならぬということです。そういうものが展開できるインキュベーションのようなものをつくっていく。つまり学内に閉じこもらずにはやれる体制を整えていこうということです。そうなりますと、従来のキャンバスだけでは收まりません。オフ・キャンバスが必要になります。慶應義塾はオフ・キャンバスを開したいということです。

それはどういうことか、そのことを別の観点から説明しますと、研究施設というものは大学の場合四種類あるというのが我々の考え方です。カテゴリー1からカテゴリーハーと呼びますが、カテゴリー1は各先生方の研究室で、文系の先生でしたら本棚が並んでいて、理系の先生でしたらフラスコがあつてというようなところです。従来はこれだけで学問が成り立っていました。しかし時代が過ぎるとともにこれだけでは無理です。例えば共同の研究施設。いろいろな分野の先生が集まって共同のプロジェクトができるようになります。慶應は現にキャンバスがありまして、一気に川崎と鶴岡にキャンバスをつくろうということになりました。新川崎駅前につくるものと大都市圏型のタウン・キャンパスと位置づけます。これを川崎市と慶應で『ケイスクエア』と呼んでいます。

たくさんなければいけない。共同と共用ということが重要になります。そして何よりも学外で産学官公民、市民の方々、企業の方々、他の大学の方々と一緒に緒するような共同研究施設があるべきです。これをカテゴリー4と読んでいます。先ほどお話をした展開とこの考え方方が結びつきますと、研究センターを拡充しなければならないわけです。慶應はキャンバスがいくつもあります。三田にも研究センターが四月オープンをめざしてつくられています。日吉の研究センターは着工が始まる寸前です。矢上の研究センターは理工学部の先端技術研究センターで四月にオープンです。信濃町では医学部の研究センター、それから湘南藤沢にある研究センター。そういうものをずつと拡充しています。

しかし、これはオンライン・キャンバスで学部に直属しているものなのです。学部を横断的にネットワークでむすび、学外の方とご一緒にオフ・キャンバスがほしいということがもう一方の展開です。それがオフ・キャンバス構想です。塾外の施設を活用して産学官公民の共同研究を推進し、研究成果を社会貢献がしやすいオフ・キャンバスをつくりたいというのが、我々の願いだつたのです。そこで二つのオフ・キャンバス、私たちはタウン・キャンバスと呼んでいますが、そのチャンスがありまして、一気に川崎と鶴岡にキャンバスをつくろうということになりました。新川崎駅前につくるものと大都市圏型のタウン・キャンバスと位置づけます。これを川崎市と慶應で『ケイスクエア』と呼んでいます。

〈新川崎・創造のもり第Ⅰ期基本構想図〉



それと同様に山形県鶴岡市にもう一つ
つくる。鶴岡市は一〇万都市です。これ
を中小都市型タウン・キャンパスと位置
づけてTTCK=Turnooka Town Campus
of Keioということです。来年の四月にオーブ
ンします。川崎にできるタウン・キャン
パスはすでに新川崎に工事が進んでおり
ます。六〇〇〇坪です。ここは二一世紀
へむけた慶應義塾の先端的研究開発拠点
と位置づけて、川崎市にとっては産官学
の連携の中核施設と位置づけていただき、
お互いに連携していくことです。
このキャンパスを通じてまちづくり、産
業育成、文化振興など、広い意味での創
造的教育ができればいい、それが慶應に
とって社会全体に貢献できる道なのがな
と思っております。

具体的にはどうするかと言いますと、
小池教授は光ファイバーをプラスティッ
クで世界ではじめて開発した、今一番注
目されている世界的な若手の学者です。
中島教授は画像処理関係で、多方面の研
究開発をされています。それから一二月
にほとんどのマスコミに取り上げられた
と思いますが、世界に先がけて二番目の
遺伝子を全部解析した清水教授がDNA
Aサイエンスのプロジェクトを立ち上げ
ます。それから環境科学として清水教授
がエレクトリックギア、電気自動車のプ
ロジェクトを出します。無公害で環境に
やさしくて高齢者社会にそういうエレ
クトリックギアとは何だろうかといふこ
とを探ります。それから環境情報学部長
をしております斎藤教授が地場産業の
方々に情報ツールを使ってマルチメディ
アのベンチャー支援をします。そしてこ

ここで開発された知的財産に関しては、君
島助教授が知的財産権の支援をします。
島助教授が知的財産権の支援をします。
つまり慶應が誇るスターを出すというこ
とです。

さらに、プロジェクトに参加していた
だく企業だけに何か恩恵があるというの
はよくないので、これは川崎市と今お話
しているが、タウン・キャンパス自体
が川崎市の市民、企業市民の方々への知
的な地域支援を考えています。特に地場
産業の育成ということでは、企業経営、
ものづくりの技術関係、知的財産の支援
もK(ケイスクラウド)やKSPなどと連携
しながら進めていきたいと考えています。

もうひとつ鶴岡タウン・キャンパス
は、山形県の海側でいわゆる庄内藩です。
川崎と違い一〇万都市でなかなか豊かな
自然がありますので、二一世紀は環境の
世纪ですからTTCKでそれに貢献でき
るような先端教育をやりたいと思つてい
ます。それを我々はキヤッチフレーズで
「つち・みず・かぜ・いのち」と名づけて
います。それが、基礎研究ではなくすぐに役立
つ、例えば食糧問題、環境問題、環境修
復の専門家をここに集結させようと考え
ております。我々は産業振興、まちづくり、
地域活性化そして地場の人材育成の
お手伝いをする形で連携できればと考え
ております。

しかし、研究者を送り込めばそれで地
域貢献ができるとは思つていません。学
内の支援として研究助成センター、ある
いは私が副所長をつとめている知的資産
センター、これは一般的にはTLO II
Technology License Officeと呼ばれていま
すが、慶應の場合は知的財産ではなく知

新川崎・創造のもり基本構想(第一期)



(1) 計画の概要

■名称…新川崎・創造のもり

* KAWASAKI Emergence Cluster創造の拠点

* KAWASAKI Knowledge Cluster創造の拠点

* Creating Cluster知識創造の拠点

■場所…JR横須賀線新川崎駅周辺の旧国鉄操車場跡地約六ha

■期間…平成二年四月から一〇年間の暫定利用

■第一期計画…

慶應義塾大学K²タウンキャンパス



「新川崎・創造のもり」建設中の研究棟

■敷地面積…約二ha
建物…研究棟四棟、厚生棟二棟（総二階建て）、延床面積六,三〇一m²

■緑の広場…約〇・七ha
K²タウンキャンバス研究室

■齊藤信男教授研究室（マルチメディアベンチャー支援）／中島寅人教授研究室（画像処理等研究）／小池康博教授研究室（超高速マルチメディアシステム設計）／

清水信義教授研究室（DNAサイエンス研究）／清水浩教授研究室（先端電気自動車研究）／君嶋祐子助教授研究室（知的財産制度研究）

■慶應義塾大学K²タウンキャンバス研究室

■ベンチャースタート事業

■産学連携とはつまるところ産のニーズと学のシーズとのマッチングである。慶應

はかる（第二期）。

この過程を通じて、多様な情報・知識ネットワークを形成し、ベンチャー企業が次々と起こり新産業が全市的に展開するインキュベート都市づくりを推進する。

* クラスターとは葡萄の房をさし、産業

の緊密な研究開発主体のネットワークを意味する。

トワーク、研究開発クラスターはある分野

の緊密な研究開発主体のネットワークを意味する。

クラスターはある製品の緊密な企業間ネットワーク、研究開発クラスターはある分野

の緊密な研究開発主体のネットワークを意味する。

トワーク、研究開発クラスターはある分野

の緊密な研究開発主体のネットワークを意味する。

できるコンサルタント・アドバイザーなどの多様な専門家のネットワークづくりを進めます。多様な専門家の参加・支援により、新しい研究テーマの提示、マッチング方法の改善、企業側の新しいニーズの開発、起業指導などマッチング事業の質量の高度化をはかることができる。

大学研究室における研究費や知的所有権の確保・販売、企業側における新製品開発や新規事業部門の拡大などの成果が得られるよう、マッチング事業を進める（第一期）。さらに、インキュベーター（起業促進・新企業育成機関）の整備を同時に進め、先端研究開発分野の情報、バイオ、環境、福祉等におけるベンチャー起業、新産業起こしを実現する（第二期）。

■インキュベーション

大学研究室における研究費や知的所有権の確保・販売、企業側における新製品開発や新規事業部門の拡大などの成果が得られるよう、マッチング事業を進める（第一期）。さらに、インキュベーター（起業促進・新企業育成機関）の整備を同時に進め、先端研究開発分野の情報、バイオ、環境、福祉等におけるベンチャー起業、新産業起こしを実現する（第二期）。

■青少年・市民先端科学学習事業

K²タウンキャンパスの研究者が有する情報、生命、環境、知的資産の科学技術シーズと、起業志望者（学生・院生、研究所所技術者、スピノフ人材等）や民間企業研究所、研究開発型企業など意欲ある起業者・企業群のニーズをコーディネートする。具体的には、研究指導、研究委託、共同研究、技術移転および情報交流などの諸事業により進める（第一期）。第二期には他大学オフキャンパス研究室との間にコーディネート事業を拡大する。

■K²タウンキャンパス設置を契機にした一年間という限定された時間のなかで次世代産業の研究開発クラスターを形成するためには、環境（経済・科学技術）変化に適応した機能集積とそれに対応した土地利用が求められる。固定的な土地利用を廃し、環境変化に適応し、常に発展する土地利

用、つまり進化するまちづくりを進める。

(5)組織

五つの戦略事業を推進するため次の諸組織を設け、その有機的活動により所期の目的達成をめざす。

■戦略懇談会

創造のもりが経済環境や技術変化に適応し所期の目的が達成できるよう、最新かつ先端の情報・知識を検討し提供できるアドバイザーグループとして、創造のもり戦略懇談会を設置する。メンバーは川崎市、慶應義塾大学、産業界、学識者・専門家、国など

のトップレベルの人材により構成する。

■推進協議会

創造のもりの諸事業の計画化、支援および財政的支援等全般的方針を審議、決定する組織として、創造のもり推進協議会を設置する。メンバーは川崎市、慶應義塾大学、産業界の代表、学識者・専門家、国などにより構成する。

■K²タウンキャンパス推進委員会

第一期事業である慶應義塾大学の「K²タウンキャンパス」事業は、「創造のもり」事業全体の成否を決するものであり、これの成功のために、まず産学公が一体となって協力、支援、活用の方策を確立し、推進するための委員会を設置する。メンバーは慶應義塾大学、川崎市、産業振興財團、産業界などにより構成する。

■コーディネーター

川崎市産業振興財團のなかに創造のもりコーディネーターを設置し、K²タウンキャンパス・コーディネーターと協同してまずマッチング事業を推進するとともに、その

他も含めた総合的な事業推進役となる。また、創造のもりコーディネーターは創造のもりアソシエイツと協同して、起業志望者や民間企業研究所、研究開発型企業などのニーズの掘り起こしや起業指導・支援のコンサルティングも促進する。

■アソシエイツ

起業や企業革新の情報・知識・資金を提供したり実際にその指導ができるコンサルタント、アドバイザー、エンジニア、ベンチャーキャピタルなどのベンチャーラインフレとなる多様な専門家のなかから、創造のもり支援の意欲ある人々に創造のもりアソシエイツへの就任を要請する。アソシエイツは創造のもりコーディネーターと協同して、起業志望者や民間企業研究所、研究開発型企業などのニーズの掘り起こしや起業指導・支援をおこなう。

■ネットワーク

情報・知識経済社会では人の知的資産が付加価値を生む源泉であり、人のネットワークづくりがスピードと創造性の鍵となる。

どのような人のネットワークを創り、どのような知識創造型の地域産業システムとして確立できるかが成否をわかる。

■(7)創造のもり情報ネットワークづくり

次の方針で情報ネットワークづくりを進めます。

川崎市（産業振興財團）は創造のもり事業の進捗状況を常に点検し、適切な方針を提示するとともに、次世代産業の研究開発クラスターの計画や新しい産業クラスターの構想に関する独自の都市産業政策の練り上げに注力する。

(6)運営スタンス

諸事業や組織運営をスピード、創造性、ネットワークの三つを常に念頭において推進する。

■スピード

経済環境や技術革新の変化は急速であり、変化への適応力が常に求められる。素早い決断と柔軟な変化ができる事業推進のスピードが必要である。

■創造性

変化への適応は物まねではなく常に独自の創造性に裏づけられなくては成果を上げられない。なかでも産学の連携マッチング事業は成功事例が少ないため、独自の創造性發揮が不可欠である。

■(8)起業システムづくり

以下の方向で起業システムづくりを進めます。

①SOHO育成事業
平成二二年度から産業振興会館施設を活用したSOHO育成事業をはじめ、起業家の発掘を進める。

②インキュベーターの整備
プラットフォーム法を活用したインキュベーター整備計画を迅速に策定し、平成二二年度をめどに創造のもりエリアに創造のもりインキュベーターの整備をはかる。

③起業インフラの形成
創造のもりアソシエイツメンバーとの議論を通して、起業支援のソフトシステムを構築する。

(9)第Ⅱ期計画の策定

第一期K²タウンキャンパス計画に引き続き、他大学オフキャンパス・ベンチャーエンタープライズを整備し、必要な情報を迅速かつ有効に活用できる情報インフラづくりを進める。

③創造のもりリンク

人材、研究実績、特許等のホームページとのリンクを張り、大学、企業、市民が利用しやすい情報ネットワークづくりを進める。

④創造のもりニュースレター

的資産と呼んでいます。研究キャンパスで生まれた特許、技術を企業や組織を通じて社会還元することを考えています。それから慶應学術事業会が产学連携のいろいろなりサーチ・プロジェクト、インキュベーション・プロジェクトのプロデューシングをするということで、私はリサーチ・プロデューサーとして皆さんと一緒にできればと考えております。

雇用を生むインキュベーションを ～KSPから育つたベンチャーエンタ

原田 それでは次にインクスの山田社長にお願いします。このKSPから育つて

もうすぐ上場というところまで大きく成長されたインクスの山田社長ですが、先ほどからインキュベーターという話が出ているのですが、ベンチャー企業の経営者の方の立場から自治体、大学への要望などを含めてお話をいただければと思います。

山田 私は一九九〇年にインクスという会社を作りました。それまでは大企業に勤めていたのですが、会社をつくって一年経たない、まだ五人ぐらいの会社の中にKSPで育成していただいたかと言いますと、場所の拡大がすごく楽にできました。いまも本社はこのKSPに置いていますが、会社の本体は新宿に移しました。九八年八月までここにいましたが、会社の成長にともなって毎年のように引っ越しをすることが、ここの中ではある程度自由にできた。

もう一点ですが、会社ができる直後は信用がないわけですが、KSPに入るこ

とによつて信用ができる。信用ができると何ができるかと言うと、まずお金が銀行から借りやすくなっています。あるいは国のベンチャーや支援金等が、KSPにいれば、他の場所よりは借りやすくなつてくる。同時にこういう場所に事務所があると人が集められます。人を採用する場合、会社の環境をよくしない人は来ないです。人がまず集まる。お金が借りやすくなる。

第三番目はお客様が集まつてくる。お客様が我々のところに来て、こんな立派な所にいるということを見られると、町場の中小企業と違うなという見方をされます。お客様は大手企業ですから、常にKSPのようなきれいなオフィス環境の中にいらっしゃるわけです。それで似たような環境にいるという印象をもつてもらえますから、保護色みたいなものですね。そこで、我々は常に社員にはネクタイをさせています。ベンチャーだからと言つてボロシャツを着ているわけではありません。我々のお客様は大企業ですから、お客様に対して失礼がないように常にネクタイをさせています。そういうふた信用

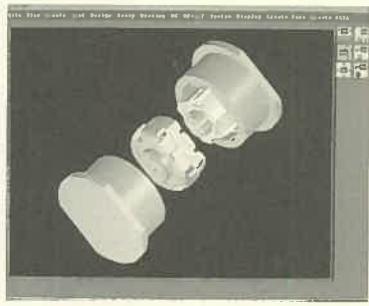
というか、ある意味では格付け機関のような働きがあるのでないかと思います。今日のテーマであります「ベンチャー企業をこれほど生まなければいけないのだろうか」。先ほど篠原先生から「第一の近代」と「第二の近代」というお話をありました、「第一の近代」は蒸気機関と紡績企業を原動力として産業革命が起きたのだと思います。「第二の近代」が今起きている。つまりIT技術による産業革命です。昔で言えば明治維新と同じ状態です。あらゆる分野で新しい産業が起きる。だからベンチャーが起きるんです。この第二の産業革命がどのような状態ですぐにいるのかビデオを見ていただいてご説明いたします。産業革命の実態をお見せします。

まず新宿のオフィスですが、この中の五二階のワンフロア全部を借りています。コンピューターは一台一〇〇〇万円ぐらい。これが一〇〇台あります。社員が今一二〇人いますが、一〇〇〇万相当のCADを使って若い社員、平均年齢二四・五歳の社員が三次元処理で設計をします。

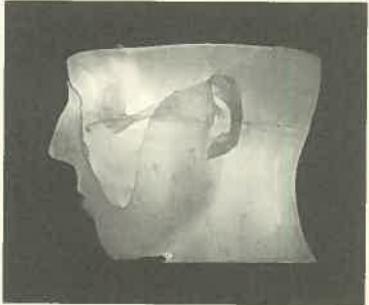
図面は一切ありません。立体で全部設計します。設計されたデータは川崎市の溝の口のそばにある梶ヶ谷の工場に来ます。

これは光造形と言つてコンピュータのデータ通りレーザー光線を当てるなどプラスティックが固まる機械です。新宿のオフィスで設計したものがオンラインで梶ヶ谷工場に来たら、自動的にものをつくってくれます。作業者は一人もいません。これは六〇〇〇万円の機械で二〇台持っていますが、この機械の台数においては世界最大です。GMが二七台ですが、こういうビジネスをしている中では世界最大です。トヨタでも六台です。

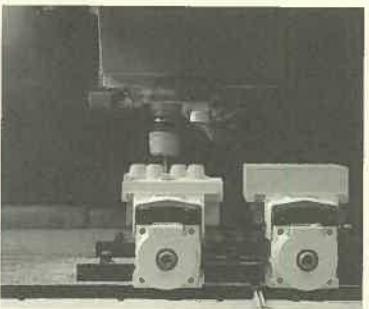
このように先ほど設計したデータは完全にオンラインで、六時間でできて、スイッチを入れるとものがちゃんと見えるわけです。この中に一切職人の手はないし、コンピューターだけでできている。六時間でこういうものができる。従来ですと、職人の手で二週間かかったものです。もう一度新宿へ返ってきたデータを元に金型をつくります。これは全部アルバイトでやっています。アルバイトが我々が自分でつくったCADを使って金型設計



どんなに複雑なデータであっても、また作成したCADソフトの種類を問わず、セルモデラー（KATACAD）は、金型設計、加工用のデータの作成を可能にします。



CTスキャナーの断層データを立体データへと変換して製作した光造形モデル。診断、治療、そして切開手術をおこなう前のシミュレーションが可能になりました。



図面や指示書に代わる技術情報の伝達手段が必要になる日は遠いことではありません。ソリッドモテラーで作成したデータをNCデータなどとともに送信するための、（オブジェクト通信）手法の開発をおこなっています。

（インクス：会社案内より）

をします。アルバイトといつても、まだ二ヶ月しか経験をもっていない人たちはいます。

一時間二〇〇円の人たちです。我々は今、二〇〇人の社員と二〇〇人のアルバイトを使っていますが、操作は二ヶ月間で覚えます。

どうしてこういうことができたかと言いますと、蒲田の二二台のマッシングセ

ンターが大変な工場ですが、ここは内勤社員が二名、アルバイトが六名です。二

四時間三〇日操業しています。これによつて、従来は職人が四五日かかるつてついていた金型が六日でできるようになつてきました。これは、いま金型を仕上げている最中です。従来こういうものは職人芸でやつっていましたが、我々はそれを

マニュアル化して、二ヶ月間訓練すればアルバイトでできるようになりました。見ての通り金型工場という感じではないのですが、三つの拠点、新宿と川崎と蒲田が完全にオンラインでつながっていて、あたかもワントロアと一緒にです。そ

の内でベンチャーやつているのです。これが今日の産業革命の姿なのですが、従来はいわゆる職人さんが何年もかけてやらなければいけないことを細分化してマニュアル化することで二ヶ月間で覚えられるのです。マクドナルドのハンバーガーと同じです。

一九年の一月にこの仕事を始めたのですが、それから一年で全部の携帯電話の会社から金型の注文をいただきました。携帯電話は日本で一番難しい金型です。

海外のフィンランド、イギリス、フランス、オーストラリアからも携帯電話の金型の注文をいただいております。一切職

人はいません。このように産業革命が起きています。

産業革命はIT技術によって起き始め

ているのですが、ITだけではだめなん

ですね。ITはものを生まないのです。

ヤフーの株は一億円しますが、何人の人

が恩恵を蒙ったか。それによつてどれだけ

日本に雇用が生まれたか。私はあれが悪いと言つてゐるのではないのですが、それだけではないだろうという話をしています。

日本は現在食糧の六〇%、エネル

ギーの八〇%を輸入している国です

が、何らかのものを輸出しなければ食糧を輸入できないわけです。何を輸出して

いるかというと七〇%は工業製品なので

す。あと二〇年間インターネットで飯が食

えるかというと飯が食えないのです。も

ちろんインターネットは大切ですが、日

本はものをつらなければ成りたたない

ということです。

それでは今日のテーマに戻つてインキュ

ベーターに望むことと、地方自治体に望

むこと、大学に望むことの三つの視点で

考えたいと思いますが、インキュベータ

ーに望むことは、まずは原点に戻つてど

うしてベンチャーをつらなければいけ

ないのかということを考えたいと思いま

す。金儲けをするためではないのです。

インキュの最大の目的は雇用を生むこと

です。日本は何らかの仕事をし、雇用を

生んでいかない限りは食糧に代えられな

いのです。したがつて、インキュベーター

は雇用を生むということに対しても支援

をすべきだと思います。個人がお金を儲

けることに対する支援をするのではなく

て、公共的なもの、日本が将来もずっと

雇用を生み続けられる技術、産業に対し投資すべきだと思います。これがまずインキュベーターに望むことです。

それからもう一点は、先ほど見ていた

だいた通り、これまで職人さんを長い間

訓練しなければ成り立たなかつた技術が、

あつという間に二ヶ月間で誰でもでき

る新しい生産システムができてくると、

労働体系が変わります。我々は二十四時間

労働かしてほしいぐらいですね。夜中に

働きたい人はたくさんいるのです。した

がつて、自治体には新しい労働体系が生

まれるということをきちんと捉えてイン

フラ整備をお願いしたい。

大学に望むことでいえば、国立大学の先生がいらっしゃるのでなかなか言いづらいのですが、国立大学の先生は国家公務員というのが大きな弊害になつて

いる、産業革命が起きていますから、スピード

が違うんですね。三ヶ月で新しいこと

が生まれています。それに対して、今の

大学のあり方では絶対ついていけない。

我々の方がよっぽど新しい機械を持つて

います。その中で、産・官・学が共同し

てやろうという川崎市と慶應の話は非常に大きな意義があると思います。

よくこういう話をすると、長期の研究はどうするんだという話がありますが、

もちろん長期の研究は大切です。しかし、

この三年間で起きたことを考えれば、技

術開発のスピードは、これまで三十一年ぐ

らいかかって起きていたことが三年ぐら

いで起きていますね。ですから、三ヶ月

ぐらいで方針を変えるぐらいの研究をや

つていかなければいけない。そういう時代だということを見すえて、大学と企業が結びついていけば、日本はよくなると思いますけれど、まだまだ大学の制度がそこまで追いついていないですね。最後にもう一度言いたいのですが、日本に雇用をという意味で、産業にぜひ投資をしていただきたいと思います。

東工大TLO(技術移転)と 新しい産業創造



原田 それでは最後になりましたが、東京工業大学の塙本さんに、いま山田さんから大学に対して一つの提起がありまし

た。そういうことを含めて、産学協同の連携の状況、東工大は国立大学です

で、そこにTLO(技術移転)をつくり

れたということで、国立大学をどういう

ふうに時代の変化に対応させるかという

ことをお話ししていただきたいと思います。

塙本 非難の矢面に立つて、国立大学

ということ、光榮な立場でご説明させ

ていただきます。実際のところ、国立大

学は全体としてはあまり大きく変わつて

いませんして、二年半ぐらい前に大学に入

りましたが、確かに大学を内側から見て

いますと、社会の動きと隔絶している部

分が相当あることは間違いないと思いま

す。ただ国立大学もある意味では変わる

べき時期に来ているということをご説明

したいと思います。

これまで大学の役割ということは、教育と学術研究の推進ということであつたわ

けですが、最近では科学技術基本法、科学技術基本計画に基づきかなりの科学技術経費が大学に流れようになり、また大学の発明を権利化し民間に移転する機関を支援するための大学等技術移転促進法も制定されました。

こうした動きは何を意味しているのでしょうか。私としては、教育および学術研究の推進に続く第三の使命として、新産業の芽となる技術を生み出し、それを産業界に移転すると、これが社会的に求められるようになってきていると理解しています。大学全体の教官が同様の理解をしていて、たとえば、否定的かもしれないが、欧米の大学では私の理解と同じような認識が生まれてきましたし、しかし日本の大学は国立・私立含めて新産業の芽を生み出すための産学共同研究にむけて組織体制も整備してきました。

左図を参照していただきますが、三段階のステップで組織整備を進めていました。第一段階はフロンティア創造共同研究共同研究契約の条件次第で企業帰属も認められるようなフレキシブルな制度になりますが、日本の国立大学の場合は硬直的です。もちろんオックスフォードやケンブリッジでは成果の企業帰属を認められた場合でも、相手企業が実施する場合には実施相当料は大学が徴収することになっていますが、フレキシブルであるということが重要です。

要は海外の一流大学がフレキシブルな対応をしているにもかかわらず、日本の国立大学が硬直的な対応しかできないとなると、民間企業としては、日本の国立大学はハートナーとしては魅力に乏しいということになってしまいかねないといふことです。通産省も文部省もこうした現状を何とか変えなければということいろいろな検討がなされていますが、ここで述べた問題以外のものも含め、制度的な問題を早期に整備してもらう必要があると考えています。

次に産学連携を推進する組織の整備の問題があります。従来、産学連携のための調整をする教官等の人員は、日本の大学ではほとんど配置されていませんでした。東京工業大学の場合、二年前は一名、私がただつたのです。こういう場で油壳など止まってしまうわけです。それが今までの国立大学、私立大学もそうだと思いますが、実態だつたわけです。

ただ、東京工業大学でもこの二年間で産学連携のための組織整備が本格化しています。

左図を参照していただきますが、三段階のステップで組織整備を進めていました。第一段階はフロンティア創造共同研究センターハウスの整備です。フロンティア創造共同研究センターは、一九九八年四月に設立され産学連携に関する企画・総合調整と産学官の共同研究のフォーメーションと実施をおこなっています。すでに四つ二つが追加される予定となっています。

第二段階としては東工大TLOを一九九九年九月からスタートさせました。東工大TLOでは、発明の発掘、権利化、ライセンスを開始しており、これまでに三〇件程度の特許出願をし、一部ライセンスに成功した事例もでてきてています。

第三段階としては、東工大のテクノロジーを活用するベンチャーエンタープライズ（ベンチャーエンタープライズ）を形成することを検討しています。

以上のうち共同研究の実施部隊を除いて総勢一五名程度が産学連携のための活動をおこなっています。企業経験のある方に一〇名程度はいっていたおり、現在では日本の大学の中で最大の組織体制となっています。東工大としては、この体制でようやく欧米の主要研究大学との体制であります。

伍してやつていくための最低限の体制は整備できたのではないかと思つております。

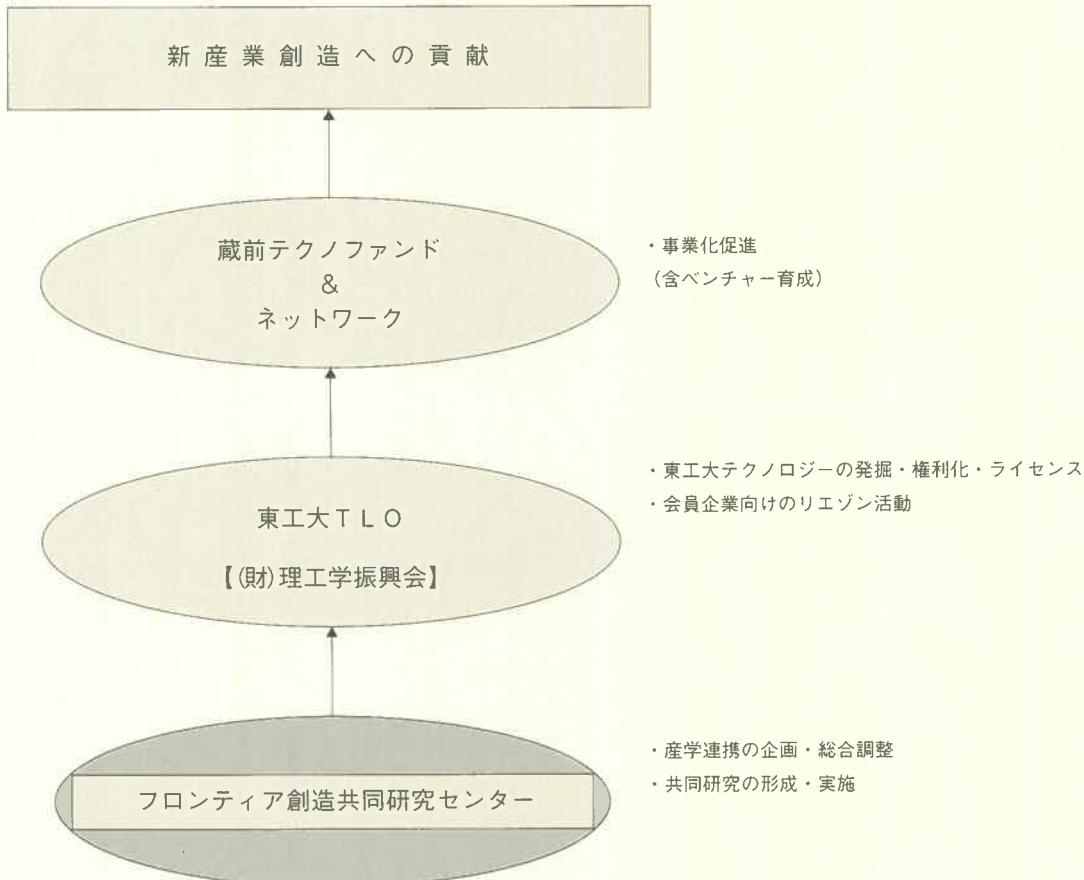
次に議論がありますのは、大学の技術が本当に新産業に結びつき得るのかといふことです。古い話で恐縮ですが、TDKという会社があります。TDKは東京工業大学電気化学科から命名された会社で、東京工業大学から一度にわたって重要なテクノロジーが移植されています。

TDKの創業は戦前ですが、創業の時期にフェライトの技術が移植されました。通信機のトランジスタなどに使われ、それにTDKに発展がもたらされたようですが、また戦後は磁気テープの技術が移植され、TDKの発展に大きな貢献がなされました。

こうした技術以外にも東京工業大学のテクノロジーは、光通信、クウォーツ、ビタミンB₂などで産業に大きなインパクトをあたえたという事実があります。近年においても面発光レーザー、脳波観測技術、超広帯域電波吸収体、次世代液晶（反強誘電性液晶）、圧縮性流体制御技術、薄型平面アンテナ、極限ロボット、ロボットカメラシステム、レーザー式親ねじリード等産業に応用される技術が続々と生まれつつあります。なお、こうした技術は大企業で活用されているものもありますが、ベンチャーエンタープライズが東京工業大学のテクノロジーの企業化を担う事例も多く出てくるのではないことを考えています。

ここで最後に少し述べておきたいのは、山田さんが触れた雇用の問題です。

東工大の产学連携の基本コンセプト



従来の大学の発想では産業による雇用については、自分たちには関係のない話ということであつたかもしれません。今この時代になると、卒業生たちの就職先が少くなり、いざれ大学の存在意義すら問われる状況になつてゐるのではないかと思います。たとえば、工科系の大学で

も高級技術者をどんどん輩出しても雇用の場がないのであれば、それほど大学なり大学院はいらぬということになるわけです。従つて、企業や中小企業、場合によつてはベンチャー企業に技術を移転し、新たな産業が起つてゐる状況になるよう大学としても一定の役割を果たします。

ていく必要があるということです。

東京工業大学としては、制度の制約など難しい問題があるのは事実ですが、内藤学長の指導のもと、産業の芽となる技術の創出およびその産業界への移転という大学に与えられた第三の使命達成にむけ活動していく方針ですので、よろしく御支援方お願い申し上げて、私の報告とさせていただきます。

基礎自治体の産業振興と インキュベーターの ネットワーク・システム



原田 ありがとうございました。基礎自治体の産業振興が、山田さんの方から出された雇用の問題を含めて、企業誘致ではなくてインキュベーターで新しい企業

なり産業を起こしていくところに移ってきたことは、ぜひ今日の発言の中で確認しておかなければいけないと思います。

それから、今塚本さんのお話もそうですが、たとえばTLOで、技術をライセンス供与されてインキュベーターに入っているとかたちになるのですが、分野でいえばほとんどハイテク・先端技術ですよね。ところがアメリカのインキュベーターでは女性なりマイノリティなり、広い意味でのハイテク以外を含めた創業・起業が社会的に定着している。そうでないと、全国に広がっていくことにはならないのではないか。相模原市の場合もたぶん人居する企業はハイテク関連なのではないかと思います。そこで、相模原の市長さんと石川さんに、今後各地域でイン

キュベーターを発展させる場合の方向性について、それぞれご発言をお願いいたします。

小川 税制あるいは法的にバックアップの必要があるということを指摘されましたが、基礎自治体では税制に関わることはむずかしい。したがつて、いま与えられた条件の中で何ができるかということでいいますと、まず一つは、私どもの産業創造センターを、資金的にも経営の面でも強化していくことが必要だらうと思っています。そこで増資を昨年呼びかけまして、金額はそう大きくはなかつたのですが、二三社から応募があつて、金額では八四五〇万円増資をしています。

それから運営・経営面でも企業経営者、特に若手を中心として支援グループを組織してもらって、二八名の若手経営者に実務についての支援をお願いしています。さらにアドバイザー制度を考えています。専門家の方々をいま募集しているところです。機械・電気等々にくわえ、マーケティングのアドバイスをお願いしたいと思つています。

それからもう一つ、これも行政ができるだけのことはしようということで、若い方にがんばつていただきこうということです、二〇・二三〇歳代の方に五〇万円から二〇〇万円ぐらいまでの奨励金を出そうではないかと、こういう基金も用意をすることです。あるいはスタートアップした一年未満の起業家の方々の資金的な支援ということで一〇〇〇万円まで、五年二・四%の金利で融資しよう。あるいは商店街のトップランナー育成事業と言つていて、モデル店舗を育成していく事業にも

年間一二〇万円、二年以内で店舗の賃料の半分ぐらいは応援をしていこう、といった試みをおこなっています。

石川 私は、インキュベーターの仕事に二つの柱があると考えます。一つはネットワーク・ビジネスということです。つまり川崎市の企業に慶應のタウン・キャバスを生かす、あるいは東工大でおこなわれている作業を生かすためには、ネットワーク・ビジネスが大事になつてくる。

トワーク・ビジネスが大事になつてくる。ネットワーク・ビジネスを成り立たせるためには、基礎となるデータベースはもちろん大切ですが、それをちゃんと読みこなしてニーズを持つている企業を適切な研究者につなぐ必要がある。神奈川県が姉妹提携しているドイツのヴァーデンビュルテンブルグ州には二〇世紀に一〇〇年間かけてヒューマン・ネットワークを築き上げ、機能させてきた財團がありますが、それにならつてお嬢さんと花嫁さんを引き合わせる、そういう専門家を育てるということが非常に大事だと考えます。もう一つの柱は、インキュベート施設に入った企業を育てる役割。昔で言えば乳母さん、人情が豊かで、専門家だから目は行き届くのだけれど、一方で冷めた目をもつていて、だめだと見切りをつければさつさと宣告して追い出しちゃう、そういうつた育児の専門家。アメリカのベンチャーキャピタルの最初の時期にはまさにそういう人がいて、可能性のある仕事を始めた人に三四時間つききりで、時間の八割はおだてることに使うんだそうです。お前は天才だとかお前に匹敵する奴は誰もいないとか。しかしあの二割は要所要所で、もうお前なんか死んじ

まえ、お前に入れ込んだ俺が馬鹿だから、お前が死ぬのを見届けたら俺も死ぬとか、非常にドラマティックに人間関係を築いてお尻を叩いたそうですが、それを組織的にできるような乳母さんの役目が大事だということです。

いま述べましたように、ネットワークをおおぜいの人が築き上げながら、そしてその中に紹介業務に堪能な専門家を育てるということと、この乳母さんの役目を担う人を育てていくこと、それが日本のインキュベーターが進歩していく上で不可欠なプロセスだと思いますから、その辺をよく見定めた上で、インキュベーター事業に乗り出す必要があるのでないかと考えています。

原田 山田社長にお聞きしたいのですが、先ほどインキュベーターに入つた場所が確保でき、お客様も来るし、会社の信用もできると。そうだと思うのです。

山田 お聞きしたいのですが、年間かけてヒューマン・ネットワークを築き上げ、機能させてきた財團がありましたが、それにならつてお嬢さんと花嫁さんはモノを作るとこはきたないものだと思いますが、しかし、いい人材を採用したら、人が集まりやすい職場環境を準備しなければダメです。経営者は三K職場にしたまま人が来ない来ないと言っているんです。ちゃんと準備をしてきれいにすれば人は絶対来ます。モノを作るのは本当は楽しいんですね。経営者はモノを作るとこはきたないものだと思いますんで、コストをかけていいないです。

私の考えでは、今から起きるベンチャーはコストを払えるベンチャーしか成功しないと思います。いま我々はKSP時代の三倍の家賃を払っています。一坪当たりもつと安くて、最小限の設備は必要でしょうがもつとソフトなシステム、先ほど相模原の市長さんがおつしやつたようなアドバイザーとかインキュベーター・マネージャーとか、そういうところで勝負しないともたないのでないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

山田 確かにお金の問題はあるでしょうが、我々の職業を見ていただくといふのもハイテクのように見えますよね。でも考えてみれば、全然ハイテクではなくて、試作と金型なんですよ。試作と金型と

いうのはこれまで三Kと呼ばれていた職場なんです。去年我々の会社に八〇〇〇人の大卒の応募がありました。八〇〇〇人の中の八〇〇人を面接して、三〇人採用しました。この三年間で、毎年三〇人入っています。

それに對して、今おつしやた趣旨は何かと言ふと、器が立派でなくともいいのではないか、精神的な支援とか技術的な支援とかがいいのではないかというお話をすると、確かに儲かるという理論に基づいてやつてあるわけです。そのところアメリカは確実に儲かるという理論に基づいてやつてあるわけです。そこどころが、新しいとか面白いとかだけで創業してもだめだと思います。確実に儲かるということが必要だと思います。もしされを両立させようとしたら。

石川 ちょっと補足しますが、私が言うネットワーク・ビジネスというのは、例えば技術系の研究者であれ、ビジネスに堪能な方であれ、あるいは大学の市場調査のペテランであれ、資金を提供する人であれ、企業を育てるためにはそういう人材が必要なのですが、実はその人材ネットワークが地域全体の中にあつて、それがたとえばインキュベーターに入らなければ既存の中小企業の研究開発や事業開発を育てる上で、非常に重要な役割を果たす。私はそれを壁のないサイエンスパークだとか、壁のないインキュベーターと呼んでいるのですが、それを早く作る必要があります。

従つて、新しい企業を育てることは確かにインキュベーター事業の象徴的なプロジェクトではあるのですが、日本のよ

と行き詰まるのではないかと思うのです。

もちろんKSPのような施設もあるんですけど、やはり施設と同時に中身で勝負して、各地に広まるようなインキュベーターを作つていかないとなかなか厳しいのではないかという気がしたのです。

山田 アメリカのインキュベーターは収益があるからです。その収益は、そこに入居する企業の家賃ではないと思います。

山田 アメリカのインキュベーターは収益があるからです。その収益は、そこに

うに非常に優れた技術を持っている、仮に、試作品をつくる優れた企業であつても、生産加工技術に優れた企業がなければ儲けるのはむづかしくなるわけで、日本にはそういう力が他の国に比べて層として厚く強くあるのに、そこが今壊れている。壊れているのを早く食い止めるためには、そういう企業に壁のないサイエンスパークなりインキュベーターのネットワークシステムを十分に使ってもらつて、新しいビジネスチャンスを見つけ出す、その手伝いをするのがこの事業のもう一つの大事なところだと思いますから、そのことを補足させていただきます。

タウンキャンパスに必要なもの 研究環境、スピード、プロデュース

原田 いま石川さんにインキュベーターがポイントだとまとめさせていただきましたが、もう一つ、先ほど妹尾さんからご説明いただいたのですが、川崎はKタウンキャンバスで产学連携を成功させなければなりませんが、妹尾さんから慶應側からのお話いただいて、その後塚本さんも日本の大学でさらにプラスしてやつていける方向は何かということについて発言をお願いしたいと思います。

妹尾 先ほど、なぜ慶應はタウンキャンバスという言葉を使ったかということを

ご説明しなかったのですが、これは意味があるのです。英語のフレーズで「タウン&ガウン」という言葉があります。ガウンというのは象牙の塔の主ということ

で、それに対してタウンは町ですから、

タウン&ガウンは象牙の塔の住人と町の市民、つまり学者とシチズンとの対比を言う言葉です。これからの大学はガウンを着て象牙の塔にこもるのはもういいではありませんか、ガウンを脱いで、タウンで町の人と一緒にやりたいという希望がじつは込められているんです。それがタウンキャンバスという言い方なのです。

この願いを実現しようという時に、留意すべきことが三点あります。一つは、我々がタウンに出て行つて、わざとやることがそのまま産業振興なのかというと、それは違う気がします。それは受け皿といふことに関連してますが、我々の身勝手な立場から言うと、行つてほしい研究者に「エフ、なぜ川崎なの?」って言われたらおしまいなんですね。「川崎、いいじゃないか」というだけの経済的・社会的・文化的基盤を地元の自治体や市民の方が備えていない限り、いい研究者はやつて来ません。あるいは世界からやって来ません。

今、世界の最先端の学者は、いい研究環境があればどこへでも飛んで行つてしまふ。ですから、研究者が居続けるだけの魅力ある町なのだろうか、あるいはそういう受け皿があるのだろうか。また、例えば、誰かがものすごい開発をしたからベンチャーを立ち上げようと思つた時に、それをこなせる生産技術がまわりにあるのか? 関連するキャビタルがちゃんと整つているのか? それを受け入れてくれる人材はあるのか? それらがなければ我々がいくらがんばっても産業振興にはならないのです。ということはど

うことかと言ふと、それを受け止め

てくれる、あるいはそれを信じてくれる、あるいはそれらによつて沸き立つて、ワクワクしてくれて立ち上がつてくれるような町になつてほしいのです。

ということは、我々を起爆剤にして、産業振興をするのは地元企業であり市民の方なのです。ですから我々はそのためのすべてを任せると言われても我々にはできないし、世界的な研究者も来ないでしょ。我々がワクワクして川崎でやらせてほしい、と言うぐらいになつた時に初めて産業振興ということが意味を持つのではないかと思います。

そういう意味で、私は第一点は、受け皿というか、まわりの環境というか、それをぜひ自治体あるいは地場産業の方々に考えていただければという気がします。

その時に我々と一緒にやるポイントの二つ目のコンセプトはスピードです。これからはとにかくスピードだと思います。スピードを高めてやらなければいけないので、そのためK(ケイスクエア)のキャンバスは一〇年という期限をきつてお借りすることになつています。その中で、さつき紹介しました六人の先生方だけではなく、このK(ケイスクエア)にいろいろな先生を呼ぼうと思つてます。数年で

クラップ&ビルドで次のベンチャーといふかりサーキが立ち上がる。それをスピードにやつていかなればいけない。

その意味で我々は数年ということで区切つて勝負をかけようとしているのです。ですから、川崎市の方も、産業の方も、市民の方も、根回しや調整が必要だとか、

あるいはタライ回しで先に進まない事態はぜひ抜け出していくべきだ。

三つ目のコンセプトは、プロデュースないしは編集ということです。新しいことをプロデュースするということはある意味では編集なのです。いろいろなものと組み合わせて、全体として面白いものをいかにプロデュースできるか、これが勝負だと思います。インキュベーターと勝手な立場から言うと、受け皿にやつてほし、支援しますよ、ではないのです。こちらから主体的に仕掛ける。仕掛けられるようなプロデューサーを育てなければこれからやつていけない。それが日本には欠けています。

八〇年代の日本は浮かれ立つてましたが、九〇年代にアメリカに負けました。アメリカ側の立役者を見てください。ビル・ゲイツだつてウエルチにしたつて、みんなプロデューサータイプです。どこでどう仕掛ければいいかというプロデューサー型の人材がすべてやつてているのです。これから大学であろうが産業であろうが、すべてそういう意味での編集マインドを持つたプロデューサーが育たなければいけない。そういう意味では、もつと主体的な関わりをお互いがし合うことが必要なのではないかと思います。

編集といったことには裏があります。雑誌の中で特に売れている雑誌は編集長にまかせているものです。利害の調整なんかやつていたらスピードで勝てな

い。あるいはある強烈なコンセプトは絶対できない。発行人は編集長に最大の権限を与えて好き勝手にやらせるのです。その好き勝手の結果、部数が減れば減らなければいいのです。みんなの意見を聞いて調整して、という限りでは中途半端な雑誌しかできないのです。これからベンチャーチャーとかインキュベーションとかといふことは、ある意味では独断でやらせていいのです。ダメなら減にすればいい。そのくらいの覚悟がない限り、調整、調整で結局は何もならない。先ほど話がまたのように、第三セクターの二の舞になるということだと思います。これからはすべて権限は与えて、大胆にやるといふことが大学にも必要です。我々もやりますが、皆さんもぜひ一緒にやっていただきたいということです。

塚本 先ほどインキュベーターを全国に広げていくにはどうしたらいいかということでしたら、実際のところ、いろいろな呪縛のある中で、東京工業大学のとり

原田

地域イノベーション

～新しい日本モデルの構築



大学の発明というのは実用化にほど遠いというのが多いわけで、実用化にむけての追加の共同研究、さらにはベンチャーエネルギーによるビジネス形成などもプロデュースをしていく必要があります。実務的なところを大学の人も学び、また企業経験のある人に大学に入っていたとき、技術シーズの発掘からビジネス形成までの幅広いプロデュースができるスキルを持つた人をだんだん増やしていくことが重要になってくると思います。

これは非常に感銘を受けました。つまり分権化へのうねりが、産業政策にまで及んで来ているということははつきりと確認できたということです、これは今までの分権論議にも欠けていた重要な論点だと思います。

第二はこうした産業政策におけるロードマップ

カル・イニシアティブ、ローカリズムと言つてもいいかもしれません、その高まりが経済のグローバル化のインパクトによって引き起こされていること、つまり産業政策の面でも現代世界の二大潮流であるグローバリズムとローカリズムの相互作用の力学が働いているということです。世界がグローバル化すればするほど、ローカルが活性化していく。活性化しないと生き残れないということがはつきりしてきているのではないかということ。

第三は経済のグローバル化とか、メガ・コンペティション（大競争）あるいは巨大なインパクトを持ちつつある情報革命に触発されて、地域が生き残りをかけて活性化せざるをえなくなっている。そうなつてるとその危機感をバネにしてベンチャー型の人間が生まれてくる。さまざまなかたちでイノベーションが始まつてくる。やがて地域がベンチャー化しつつある。やがて地域がベンチャーハンチング化という問題が多分あります。ただエージェンシー化は特効薬ではないわけで、きちっとした準備というものは当然重要になると思います。また、実務的な面で言えば、実は大学の中と外をつなぐ人材が決定的に不足していく、大学が関係方面と一緒になつて育成していくことが必要ではないかと思います。

果たす役割というものは大変大きいのではないか。起業家が生まれやすい環境づくり、起業家が尊重され、励まされ、また失敗が許容され、再挑戦ができるよう認められたということで、これは今までの分権論議にも欠けていた重要な論点だと思います。

第一は、冒頭にも申し上げたように、これまで都道府県、政令市どまりだった産業政策づくりの主体が、今や基礎自治体にまで広がつてきているということ、しかも非常にユニークな、斬新な支援システムまでつくりだしているということ、ベンチャーディープ都市にしていく上で、自治体の

第一は、冒頭にも申し上げたように、これまで都道府県、政令市どまりだった産業政策づくりの主体が、今や基礎自治体にまで広がつてきているということ、しかも非常にユニークな、斬新な支援システムまでつくりだしているということ、

ある調査によると、起業家の風土のあるところとないところとでは、ベンチャーエネルギーの方が全然違うという報告がありました。地域をベンチャーハンチング化し、ベンチャーディープ都市にしていく上で、自治体の

縛を突き破りながら動き出してきた。こうした流れが加速しつつあるわけで、こうしたいくつもの流れが合流することによって、日本の産業社会・経済社会の本質を変え、古い日本モデルに替わって新しい日本モデルの構築につながる可能性が出てきたのではないかという気がしました。

特に知識経済の時代と言われる二一世紀は、大学が産業をつくる時代だとい

う言い方もされていて、日本の大学が遅ればせながら产学連携にむけて本格的に動き出した意味は、大変大きいのではない

かという気がします。最後に第五番目ですが、こうした可能性を現実化する上で、最も大切なのは人材の問題です。現状ではこれが決定的な

我々の弱点になっているだろうと思います。たとえば日本にはインキュベート・マネージャーといえる人が全国で、私が見たところ一〇人いるかいなかですね。通産省は数人だと見ています。ところがアメリカには五〇〇のインキュベーターがあつて、そこに二人ずついても一〇〇〇人です。三人ずついれば二五〇〇人、インキュベート・マネージャーがいるわけです。ちなみに言いますと、日本にはアメリカには一五〇〇ある。落差が非常

に大きいわけです。それから产学協同を進めるにしても、大学の技術シーズと企業や市場のニーズを結びつける仲介役、アーティスティックも日本には一三〇〇一四〇しかない。

しかおりません。これからますますネットワークを突き破りながら動き出してきた。こうした流れが加速しつつあるわけで、こうしたいくつもの流れが合流することによって、日本の産業社会・経済社会の本質を変え、古い日本モデルに替わって新しい日本モデルの構築につながる可能性が出てきたのではないかという気がしました。

になっていくであらうベンチャーエンタープライズ、新産業創造の人材育成をどうするか。これは急を要する深刻な問題だろうと私は思います。

しかし、この京浜地区には大企業からリストラされた優秀な人たちがたくさんいるんですね。さらに最近は大企業の将来に見切りをつけて、早期退職してしまった人も増えてきています。そういう人の

中から起業家も生まれているわけですが、

こういう人たちに適切なトレーニングによつてコーディネーターとか、インキュベート・マネージャー、妹尾さんからも

プロデューサーという言葉が出来ましたが、そういうことができる人がおおぜいいるはずなのです。こうした人材活用にも、私どもは早急にとりくんでいく必要があるのではないかと思う

川崎市では新川崎地区の「創造のもり」

で、新しいタイプの产学公連携による創造拠点を建設中です。またこの会場のあるKSPでも、一〇年間にわたるインキュベーターの経験と実績がありますので、このKSPとも連携しながら、この京浜

地区に、コーディネーターやインキュベーター・マネージャーなどの人材育成のセンターを、アジア規模で開設することもぜひ考えていただきたい。

そして全国のベンチャード都市とも連携しながら、川崎市を全国とアジアに発信できるベンチャード都市、新産業創造都市にしていきたいという思いを新たにしているところです。今日のシンポジウム、私も大いに勇気づけられ、またたくさんのアイデアをいただきました。本当にありがとうございました。

バツクナンバー紹介 第1~5号

計画・建築行政の一體的整備のあり方（浅井雅美）

■第1号特集《なぜいま政策情報誌か》

◇分権改革と政策・制度開発（松下圭二）

◇座談会・市民と職員のひろば

◇政策情報誌の必要性と意義（先行自治体から（神戸市・東京都・横浜市））

◇政策形成能力の向上をめざして（本市の試み（残部僅か））

■第2号特集《自治体計画と都市計画マスター・プラン》

◇自治体計画の中に都市計画マスター・プランをどう位置づけるか（饗庭伸・佐藤滋）

◇都市計画マスター・プラン策定を契機とした「総合計画」の再考（伊藤和良）

◇区づくり白書と都市計画マスター・プラン（太田直）

◇都市政策と環境政策が交わる都市計画マスター・プラン（田中充）

◇住宅政策と都市計画マスター・プランの課題（小林延秀）

◇都市計画マスター・プランの本市における考え方（木本紀彰）（在庫なし）

■第3号特集《新しい組織のスタート台に立つて》

◇「総合企画局」統計を政策情報として生かすシステム（岩瀬正人）

◇「財政局」中・長期の財政計画策定と財政構造改善の取り組み（曾禰純一郎）

◇「環境局」廃棄物行政と環境行政の連携（橋垣正）

◇「健康福祉局」生涯福祉都市づくり推進における介護保険制度の影響と課題（佐々木元行）

◇「まちづくり局」地域特性を考えた都市

◇「建築局」組織改革に伴う河川と下水道の一体的な水行政について（齊藤力良）

◇「市民局」区役所機能の拡充と新たな区政の展開（河野正夫）

◇各局長に抱負を聞く（在庫なし）

■第4号特集《川崎市産業の戦略的課題と方向性》

◇情報通信時代の都市と企業（月尾嘉男）

◇「かわさき21産業戦略・アクションプログラム」の着実な推進に向けて（瀧田浩）

◇地域産業政策と総合都市政策（原田誠司）

◇川崎産業振興策における川崎市産業振興財團の役割（牧葉子）

◇町工場と後継者（鶴飼信二）

◇ものづくり・新戦略（田村豊）

◇「エコタウン構想の推進」によるモノづくり都市かわさきの再生（林光昭）

◇国際経済推進の課題と展望（秋田達也）

◇シリコンバレー通信（小泉幸洋）

◇中心市街地の再生に向けて（高梨憲爾）

◇川崎駅東口エリア商店街の情報発信の試み（鈴木正紀）

◇高齢化社会に対応した人にやさしい商店街づくり（清水佐和子）（在庫なし）

◇「市民協働のまちづくりに向けて」（秋本福雄）

◇「パートナーシップ型事業の展開」（岡田実）

◇「パートナーシップ型事業の展開」の事例（佐々木元行）

◇「まちづくり局」地域特性を考えた都市

（在庫なし）

なぜ川崎に進出したか

(「創造のもり」をつくる)

外資系企業からみた川崎市の優位性について

デルコンピュータ株式会社専務取締役

古田興司

デルコンピュータ株式会社は、米国テキサス州に本社をおくコンピュータシステム直販メーカーの最大手、デルコンピュータ・コーポレーション

ショーンの一〇〇%出資による日本法人です。デルコンピュータ株式会社としての販売業務開始は一九九二年一月で、今年で八年目に入りました。

この間、東京都品川区、渋谷区を経て、一九九七年一月に川崎市の最新ハイテク・ランドマークであるソリッドスクエアに移転し、現在に至っています。以来三年余、「ドッグイヤー」(注1)といわれるパソコン業界において、インターネットの普及などにより、我々をとりまく市場環境は激変し、日々変化し続けています。

この変化にフレキシブルに対応し、カスタマーマーのニーズに応えていかなければ、競争の厳しいパソコン業界での成功はありません。我々は、企業の成長を支える最も重要な鍵は「人」であるという考え方のもと、優れた人材の採用・育成に力を注いでいます。そして、デルコンピュータの日本における拠点として、我々のビジネスを支える社員が集結しているのがこの川崎市であり、ソリッドスクエアな



デルコンピュータ株式会社が入居しているソリッドスクエアビル(手前)

州に本社をおくコンピュータシステム直販メーカーの最大手、デルコンピュータ・コーポレーション



新オフィスの披露式にて(97年3月)

のです。

デルコンピュータの日本における拠点として、我々のビジネスを支える社員が集結しているのがこの川崎市であり、ソリッドスクエアな

注1

人間の平均寿命は犬の平均寿命の約七倍といわれており、人間と犬の一生を比較すると、犬の一年は人間の七年に相当します。インフォメーションテクノロジー(=IT)の世界は技術革新が急速で、一年間の変化がそれ以外の世界の七年分にも相当するというところから生まれた表

「デル・ダイレクト・モデル」の理念は、一九八四年の創業時から現在に至るまで、デルコンピュータすべての事業活動の根幹であり、メーカーのデルコンピュータが、顧客とのダブルクエストな関係を築くことにより、製品の品質・性能・価格・納期・サービスなどあらゆる面において、常に最高のバリュー（価値）を顧客に提供することが基本思想になっています。

急成長を遂げたデルコンピュータ

調査会社の米IDCによれば、一九九九年のデルコンピュータのパソコン市場におけるマーケットシェアは、米国市場では第一位、世界市場でも第二位にランクされています。また、デルコンピュータの一九九九年度（一九九九年二月から二〇〇〇年一月）の売上げは、対前年度比三八%増の約二五三億ドル（約二兆七五〇〇億円）、「ドル」「一〇九円換算）を記録、全世界の従業員数も約三万六五〇〇人までに成長しています。

現在、世界三四カ国に現地法人を保有、販売活動は世界一七〇カ国以上で展開しているグローバル企業になっています。現在は、創業時からのパソコン製品に加えて、高性能ワープロステーションや、企業の大規模システムを支えるサーバ、さらにインターネットの普及とともに需要が急拡大しているストレージ（記憶装置）製品の開発、製造、販売をおこなっています。

デルコンピュータ株式会社 の沿革

デルコンピュータ株式会社は、デルコンピュータ・コープレーションの一〇〇%出資による日本法人として、一九九三年一月に国内の

販売・マーケティング・サポート業務を開始しました。以来、業界トップクラスの高い成長率で急速に業績を拡大、デルコンピュータの海外子会社の中でも、英国に次いで二番目に大きいビジネス規模を誇っています。

現在、従業員数は約七〇〇名となっています。米国、欧洲市場と同じく、日本においてもデルコンピュータ株式会社はパソコンのメー

カーチャンネルのバイオニアであり、カスタムメイドの高性能・高品質な製品と、顧客データベースに基づいたきめ細かいサポートを展開し、

ビジネス市場を中心にシェア拡大を続けています。また、インターネットの活用においても、日本で初めてインターネット上のパソコンの販売を開始するなど、米国同様、市場でのリード的な役割を果たしています。

デルコンピュータは、一九八八年に、国内におけるビジネスの第一歩として、東京都港区に連絡事務所を開設しました。翌一九八九年には、日本およびアジアでの調達業務をおこなうデルファーリース株式会社を設立、

業務拡大にともない、その数年後に東京都品川区に移転しました。その後、一九九三年のデルコンピュータ株式会社としての業務開始以来、毎年倍増以上の売上の伸びを記録、それに対応して従業員数も年々増加した結果、オフィス拡張のため、一九九五年一月に東京都渋谷区に移転しました。一九九三年一月時点では三〇名だった従業員数は、その後七〇名、一二〇名、二五〇名と毎年急増し続け、

さらに急成長を続ける事業規模の増大、および将来のビジネス展開、人員計画に対応するため、一九九六年末には、早くも新たな拠点であるオフィス機能を拡大する必要に迫られました。

オフィス移転先の選定

このようにしてオフィス移転が決定し、実際の移転先の選定作業に入りました。デルコンピュータ株式会社の新しいオフィスとしての条件には、主に以下のようない点がありました。

- ① デルコンピュータ株式会社の本社にふさわしい外観であると同時に、最新のインフラが整備されていること
- ② 将来のオフィス拡張にも対応できる十分なスペースを確保できること

- ③ 主要交通機関からのアクセスが便利であること
- ④ お客様のご訪問に 対応できる設備や、お客様向けイベントができるスペースがあること

- ⑤ 社員ミーティングやイベントを実施できるスペースがあること
- ⑥ 人事の採用に際し、魅力的なロケーションと設備をアピールできること

- ⑦ 以上の条件を満たしつつ賃貸コストはなるべく抑えること

新たな移転先を決める作業は困難を極めたといえます。当時は渋谷区の恵比寿に本社があり、従業員の多くは、恵比寿を拠点に住宅などを選んでいたケースが多く、移転によって、従業員の通勤にかかる負荷がなるべく増えないことが重要です。一方で、将来のオフィス拡張に対応でき、しかも最新の設備、ネットワークなどのインフラが整っており、さらにつけるかぎりコストを抑えるというかなりの難条件です。

川崎市が移転先候補に

市は、外資系企業特に情報通信・研究開発型の企業の誘致をめざし、積極的なPR活動を展開していこうとしていました。当時、市内に立地する外資系企業はすでに七〇社を超えており、九〇年代に入つてから進出した企業も少なくないという状況でした。さらに、ハイテクタウンのイメージを確立したいという考えのもと、市をあげてハイテク産業の振興にも力を入れていました。このような川崎市がめざす誘致したい企業の条件とデルコンピュータの移転条件は、多くの点で合致するものがありました。

デルコンピュータとしても、このような川崎市の方向性にくわえ、東京にも横浜にも近いという立地条件が、社員の通勤やお客様のご訪問においてもメリットがあると判断、また、ソリッドスクエアについても、駅前のお立地にスペースの広いオフィスを確保できることや、環境および設備が、検討した数ある物件の中で、多くの面で優れていたこと、さらには、条件を満たしながらコスト面でも他の物件と比較して優位であったことなど、すべての面を検討した結果、最終的に川崎市のソリッドスクエアに決定するに至りました。

実際に検討した物件は、幕張、新宿、新浜地区など約二五、その中でソリッドスクエアが最も優れていた理由は、今後数年間の採用計画に基づき、必要になると見込まれる十分なフロアスペースを確保でき、かつ最新の設備が整っていたことでした。くわえて、川崎市は情報産業の集積化も進んでおり、今後即戦力となる人材確保の面でも有利であると

ソリッドスクエアの優位性

いう点も考慮に入れていました

恵比寿のオフィスより良い設備をより低いコストで貸貸できる点は、コストに厳しい外資系企業として、最も評価したことでした。我々は、お客様に高品質の製品とサービスをご提供するために、コスト削減のためのあらゆる企業努力をおこなっています。そのため

その後、ソリッドスクエアにも、我々に統いて多くの外資系企業、ハイテク企業が移転してきましたし、川崎市内も同じ状況だと聞いています。デルコンピュータが先鞭をつけた、というのは少し言い過ぎかもしませんが、日本経済新聞紙上で川崎市のPR活動に協力させてもらうなど、微力ながら川崎市にエールを送ってきた弊社としましても、大変嬉しく思っております。

デルコンピュータとしても、このような川崎市の指向性にくわえ、東京にも横浜にも近いという立地条件が、社員の通勤やお客様のご訪問においてもメリットがあると判断、また、ソリッドスクエアについても、駅前のお

立地はスヘルスの広いオフィスを確保できる
ことや、環境および設備が、検討した数ある
物件の中で、多くの面で優れていたこと、さ
らに、条件を満たしながらコスト面でも他の
物件と比較して優位であつたことなど、すべ
ての面を検討した結果、最終的に川崎市のソ
リュードスクエアに決定するに至りました。

ショーンにこだわるなどで、余分な投資はおこらないません。しかし一方で、将来にわたって利用する最新の設備や、社員の職場環境、勤務意欲、生産性の向上に大きく貢献する施設は、企業の長期的な成長を支える重要な要因であり、それに対する積極的な投資をしていく方針です。ソリッドスクエアは、我々のオフィス環境に関する条件とコスト面で、最もよいバランスを備えた物件であつたといえます。

タ株式会社の従業員数は七〇〇名となりました。現在でも月間数十人のペースで新規採用をおこなっています。我々の当初の見込み通り、理想的なオフィス環境のもと、優秀な人材を集めることにも成功していると思っていきます。私は、デルコンピュータ株式会社のビジネスの将来性とともに、魅力的なオフィス環境も人材確保の鍵であり、川崎に進出した我々の選択は正しかつたと確信しています。



市内の公立中学校に51台のパソコンを寄贈

「新川崎・創造のもり」隣接地で、市民と行政の手による「緑の広場づくり」がおこなわれています。将来を担う子どもたちが広場での遊びを通じて未来への夢をはぐくみ、また、広場が地域と慶應義塾大学の研究施設を結びつけることで、「創造のもり」にふさわしい新しい「ミユニティ」が生まれることが期待されています。ここでは、「緑の広場」の意味と、「パートナーシップ」の内容と課題について報告します。

「新川崎・創造のもり」計画と 緑の広場

環境局環境企画室主査

萩原 茂



幸区小倉に位置する旧国鉄新鶴見操車場跡地において、「新川崎・創造のもり計画」が展開されています。この第一期事業の一環として、平成二年度に設置する約〇・七haの「緑の広場」は、環境局所管の「グラウンドワーク推進計画調査のモデル事業」に位置づけられ、地域密着型の施設として整備することになりました。

グラウンドワークとは、一九八〇年代からイギリスで始まった市民・事業者・行政のパートナーシップによる地域環境改善活動です。

自然環境や歴史的環境の保全をテーマとするナショナル・トラスト、シビック・トラスト

と違い、グラウンドワーク・トラストは荒廃地を緑のオアシスに変える具体的な緑化などの行為を、企業からの資金・機材の提供を受け、地域の学生ボランティア等の参加を得て実施するものです。

なぜ、緑の広場なのか

環境局では、「緑の広場」の隣接地で平成九年度から、花を通して景観づくり事業である「花のふれあい事業」を実施しておりますが、そこで蓄積した技術や豊富な体験をもつ地域の皆さん支援と協力を期待しながら、幸区役所との共同事業として、参加者や事業者とともに考え、体を動かし、楽しみながらプランづくりからフィールドワーク（野外活動）までをおこなう「緑の広場」づくりにとりくみました。

自主的に参加する「花のふれあい事業」では、花壇づくりにとどまらず地域づくりのために、多様な議論をおこないながら運営管理を進めきましたが、そのなかで、自然環境の復元、農環境への回帰、あるいは歴史文化の継承を、地域おこしのテーマとしてとりこんでいきたいとの意見が多く聞かれました。ここまで盛り上がった区民の皆さんの発意に応えること、も、「緑の広場」づくりの大切な役割であると認識を新たにしました。

また、平成一〇年九月に発表された都市計画中、中央審議会基本政策部会報告において、「水と緑による良好な都市環境の保全・創出」は新世紀にむけて、より積極的に良好な環境を創出していくとりくみのために不可欠な「都市の重要な構成要素」と位置づけ、積極的な施策の推進が必要と明記されていることも、機を得た大きな考慮材料となりました。

都市の内部に水と緑を保全・創出していこ

うとする発想は、古くは、ドイツのライプチヒの精神科医シュレーバー博士が提唱したクラインガルテン（市民農園）運動の展開が有名です。その趣旨は、工業文明の中で人々が土や生物離れをすることを憂え、特に、幼少時代からの自然とのふれあいの大切さを訴えたものですが、ドイツでは、一九一九年には法律が制定されるなど、いまや欧州各国に定着しています。現在でもドイツでは、クラインガルテンをその功績から親しみを込め、シユレーバーガルテンと呼んでいます。現代の本市においても、こうした古くて新しい発想をいかしたとりくみが期待されているのではないかでしょうか。

プランづくりの基本方針

平成七年に閣議決定された「生物の多様性に関する国家戦略」においては、地域特性に応じた生物の多様性の確保について、自然的、社会的条件に応じたとりくみが、地域ごとににおいて必要とされ、平成一一年三月に「鶴見川流域生物多様性保全モデル地域計画」が環境庁から提案されました。そこで、環境局では、鶴見川流域に位置するこの広場にビオトープ（生物生息空間）の考え方を取り入れ、本市の緑の基本計画「かわさき緑の30プラン」に掲げるビオトープネットワークの形成の拠点施設として、位置づけました。

また、「緑の広場」とするため、循環型社会形成への新たなりくみとして、生物材料である緑の確保を、リユースやリサイクルの観点からとりくむこととし、環境教育の場・環境学習の場として活用すると同時に子どもたちの自然体験学習の場として整備する

ことを基本的な考え方としました。

そのためには、「多様性」をキーワードとして、限られた空間の多様性、四季の変化など時間の多様性、樹木や樹林など同一のものであっても受けとる人によっての感性の多様性など、人間の生命の維持・増進にとって必要な五感で感じる空間づくりが期待されます。さらに、緑は無機質材料とは異なり、草地や樹木等の生物が機能を發揮して成立するのですが、原生の自然環境とは異なる、生物である人との関わりのなかで維持される二次的な自然的環境をめざしていく方針としたものです。

プランづくりの進め方



プランの作成手法は、「花のふれあい事業」と同様に一般公募の参加者によるワークショット方式で、自由な議論を重ねながら、最終的に二つのプランにまとめ上げたものです。

「緑の広場」づくりの特徴は、早い段階で、「操車場跡地探検隊」として、現地の自然観察会（生態系調査）を実施し、プラン作成に必要不可欠となる、動植物の「種」や生息環境などのデータの収集をおこないました。なお、自然観察会は開放的な空間のもと、参加

2000年2月23日
版元 さいわい かわらばん屋
事務局 川崎市環境調査課環境企画室
幸区役所区政推進課
☎ 044(556)6606

緑のひろば
春 版

自然と人をつなぐ広場*

のんびり過ごしたいとき、そこに行けば緑の風が吹いている、草むらでは小さな生き物と出会える、そんなひろばができます。

小鳥やトンボがちょっとハネを休める所。
うちのお父ちゃんにもほしいです。

自然が豊かになるまでには長い時間がかかります。
これから少しずつ、つくりあげていきましょう。

市が「新川崎・創造のもり」計画をすすめている場所。
慶應義塾大学の研究施設です。

斜面には、丸太やタイヤでつくった遊具があります。
草すべりができるようになります。

ここは、将来道路になるので、うるま草の草原のままであります。
春にはツツジ、秋にはススキと、豊かな自然の植物があります。
みんなで守っていきましょう。

斜面には丸太やタイヤでつくった遊具があります。
草すべりができるようになります。

池からあふれ出た水が流れます。
水遊びができるといい。

レバーフラッシュなどの洗浄器を設けます。

鳥がひといき入れに買います。
丘側では人が水辺に朝めめます。
いろんなトンボが来ることでしょう。
いくつわかるかな。

シラカシ、カエデ、トチノキなどの苗を植えます。

お、自然観察会は開放的な空間のもと、参加

これは、「緑の広場」づくりに参加した市民有志と川崎市が、パートナーシップにより作成したもの。

者間のコミュニケーションをはかることにも大変役立つたと考えています。

また、もう一つの特徴であるグラウンドワークの一翼をなう事業者との調整は、プランの進み具合やワークショップの動向をみなが、調整をする環境局やコンサルタントが、臨機応変におこない、その結果、事業の趣旨に賛同した多くの企業から、資材の提供や作業労力の協力をいただけたことなども、です。

特に、川崎木材商協同組合青年部の「川崎八日会」の皆さんには、当初のワークショップから参加をいただき、各々の参加者との親睦をはかりながら、木材を取り扱う企業人の団体として、環境問題への具体的とりくみを実践するため、日本の生態学の権威である宮脇昭・横浜国立大学名誉教授の現場指導のもとに、将来の「ふるさとの雑木林」をめざして、約六〇〇畳の面積に自己負担により、タブノキやスダジイなど二六四〇本のポット苗の植林作業を地域の小学生など百人以上と共に実施し、市に寄贈をしていただいたところです。

プランの特性

(1) 樹木のリユース、リサイクルの推進

樹木のリユースとして、公共施設から不要になつた高さ一〇mを超えるクスノキ、ケヤキなどの大木を移植したことにより、景観木や夏の緑蔭樹を確保することができ、また、緑のリサイクルとしては、中原区の井田山緑地保全地区から、ボランティアの皆さんがおこなつた維持管理作業で発生した樹木の枝や幹などを、ビオトープのための池と湿地の護岸材料として活用しています。

(2) 環境学習、環境教育ならびに地域の歴史を学ぶ場の提供

生物の多様性の確保、また、広場内の雨水

処理のために必要な湿地は、水生生物を中心とするエコシステムへの理解と、水質浄化など自然の仕組みを学習する場として利用・活用がはかれます。

また、地域の歴史を考えるために、過去のランドスケープ（風景）の復元をめざし、日本の大半の地被をヘラオオバコ・コマチソウなど、草の成長点の低い草本類を選定したことも特徴の一つです。

(3) 子供たちの自然体験学習の場の提供

川崎の地形の特徴である下末吉台地を模して造成した丘の一つは、緑蔭やシンボルの高木を配したほか、草スキーや冒険遊びができるよう、イネ科草本類の草地として、配慮すると共に、自由で活動的、かつ創造的な遊びが可能なような勾配に設計してあります。また、池の周辺の湿地では一部を水田として、農業体験の場も提供します。

(4) 地域コミュニティの場の提供

地域の庭として、幅広い年齢の人やハンディを持つた人などが集うバリアフリー空間として活用がはかられるほか、「緑の広場」ならではの自然的環境を活用して、四季の変化とともに生活してきた先人達の文化である、春のお花見会、夏の夕涼み会、秋の紅葉狩り、冬の雪見会などの開催の場を提供します。小倉囃子などの協力が得られれば、さらに風

流な催しになると思われます。

おわりに

緑の広場は、三月二十五日のオープニングの日が誕生日であり、時間の経過とともに生態系を支える土壤の充実や植物が成長することで、野鳥の飛来数や種の増大など付加価値がさらに増していくものと思いますが、利用者も、そのライフステージごとに多様な関わりができる公の施設であります。

このような施設の設置が可能になったのも、ボランティア保険制度やNPO制度の拡充など大きな流れができ、地域の主人公である市民の皆さんが実際に実現ができるとの機運が芽生えたからだと思われます。費用対効果などの経済的視点でははかれない、人間のパワーの強さに驚きを隠せません。

都市の肺といわれる公園緑地の運営管理においても、地域との役割分担などの比重を見直し、地域の自主性において一定の運営を任せることなど、抜本的な改革の必要性が叫ばれています。その背景としては、地域の事情にそつた、個性のある公園緑地の創出が強く期待されているのではないかでしょうか。

今後は、緑の広場づくりで得た貴重なノウハウをフィードバックして、各種施策の展開に反映することが大切なことだと思います。幸区で始まつた小さな試みが、必ずや、「まちづくり」の新たな海岡の羅針盤になるものと確信しています。

地域で受け入れられる空間に

(「創造のもり」をつくる)

秦区役所区政推進課 佐々木智子

本号特集すでに「新川崎・創造のもり」計画や、「緑の広場」(以下「広場」という)の考え方、特性などが説明されていますので、

ここでは、幸区が広場づくりに関わった経過をはじめ、市民参加とは何か、また「広場」を市民協働で進めていくうえでの課題などについて述べていきたいと思います。

【区パートナーシップまちづくり事業】としての第一步

変わりはありませんが、区役所が主体となり事業局と連携を図っていくことが求められています。しかしながら、現実には困難を要するものです。それは、事業局は区役所と共に事業展開をおこなわなくとも市民参加を促すことが可能だからです。それを環境局から、特に市民参加については区役所の積極的な対応を、ということでした。

さらに、「創造のもり」計画の目標の一つに、緑豊かな市民に開かれた環境づくりが掲げられています。二十一世紀を支える先進技術の開発拠点と自然を重視した広場は一見相反するもののようにもみえますが、現代における科学・技術の開発には、自然環境の問題を無視することはできません。将来を担う子どもたちが広場での遊びを通して自然について学び、同時にさまざまな研究開発を目的の当たりにできることは、未来への夢を育むことになるでしょう。また、広場が地域と慶應大学の研究施設を結びつける役割を果たし、新しいスタイルのコミュニティを生み「創造のもり」にふさわしい空間に成長していくことへの期待もあり、幸区としても広場づくりに参加することになりました。

「パートナーシップ」という名のもとに市民参加を促すとき、重要なことは市民側にも行政側と同じ意思があることが前提になります。つまり、「広場をつくりたい」という行政の意向に対し、「広場が欲しい」という市民の意欲が不可欠です。



昨年、環境局から新川崎地区に市民参加による「人と自然が共生する広場」をつくるにあたり、区役所と連携してとりくめないかといふ申し出がありました。その頃、平成二年度から新たに創設された「区パートナーシップまちづくり事業」(以下「区・まちづくり事業」という。)を、幸区としてどのように進めていかを模索していました。

いままで、各区において多くのパートナーシップ型事業が展開されてきました。今回の「区・まちづくり事業」では、市民参加により地域に密着したまちづくりを進めることに

これまで、幸区が広場づくりに参

るまでの半世紀 東洋一の操車場として物資輸送の要を担ってきた旧国鉄操車場跡地の中にあります。このあたりは操車場ができるまで緑豊かな田園風景が広がり、周辺に多く点在する神社などでは、農作物の五穀豊穣を願つての祭りがおこなわれ、人々の交流も盛んだったそうです。時代の流れの中で操車場が建設され、それと引き換えに田畠が消え、人々の交流も絶えていきました。現在、操車場の役目を終えた七九ヘクタールの跡地に、失われた緑と人々の交流の復活を願う人は少なくないようです。

そんな声に応える結果となつたのが、平成九年度から環境局がとりくんだ「花のふれあ

い事業」だったと思います。操車場跡地の一角にできた三千平方メートルの花壇は区内の新名所になりました。また、花壇の維持管理や運営についても、市民が中心になり組織を発足させ、花壇を中心多彩な企画が実施されれるなど、地域との交流も活発です。

花壇を訪れますと、日光浴をする親子、車を止めて立ち寄る人、写真を撮るアマチュアカメラマンなどの姿出会います。花や緑の持つ自然の力が人々の心をいやしてくれることを感じるとともに、多くの人がやすらぎのある空間を地域に求めていたことがわかります。

そして、幸区民が区内のまちづくりの課題や将来像を区民提案としてまとめた「区づくり白書（わいわいまちづくり）」（平成九年三月発行）にも、広場や公園の整備については「人工的な遊具を置くより、土や木に触れられ、虫や鳥が集まるような自然が感じられる空間を」、操車場跡地の活用には「区民の声を反映させて欲しい」とあります。

以上のことからも分かるように、幸区にはすでに、パートナーとなる市民は存在しているのです。

また、まちづくりには、企業の参画をどのように進めしていくかも大きな課題ですが、環境局がグラウンドワーク事業として展開したことにより、多くの企業から、資材提供はじめ、マンパワーによる協力を得ることができます。そのためには、とても有効な手法です。しかし、

ワークショップを開くと、ただちに市民参加が実現されるというわけではありません。広場づくりは、まず市民を公募することか

ら始まりました。個人やグループなど「五〇名を超える応募があり、子どもから現役を引退した人まで、つくりたい広場のイメージも

市民参加の 広場できる

新川崎地区

苗木植え3月完成へ

7000平方メートルにゾーン4つ



「森はここに、池は…」とプランを練る市民の参加者たち



平成11年12月21日(火) 読売新聞



基礎工事が進む「緑の広場」

整備プランは「自然と人をつなぐ広場」というコンセプトで、約百十人が参加してプランを作り進めていた。

川崎市が新開墾操車場跡地を手がけた「緑の広場」の整備プランが、同市は希望者が連携して研究開発拠点を目指す「新川崎創造のものづくりの森」として、計画予定期約元七千平方メートルのうち西

さまざまでした。

まず自然と共生する空間づくりの勉強会や現地の自然観察会を含め五回のワークショッピングを開催して、プランづくりをおこないました。そのプランに基づき、現地での花苗や苗木の植え付け、看板や遊具といった施設づくり、水辺の整備などをフィールドワークとしておこないました。広場内にある多くのものは、市民の手により完成したものです。

私が、これらの過程の中で常に強く感じていたことは、「市民参加は実現しているのか」ということでした。ワークショッピングやフィールドワークにはたくさん的人が参加（直接的参加）しました。しかしこれだけをとらえて市民参加と言えるのでしょうか。つまり参加者以外の市民に、広場のことを伝え、理解してもらう必要はないのでしょうか。

行政は市民に対しても多くの情報を提供していますが、現実には、完成して初めて知るというケースがあることは否めません。広場は三月に一応の完成を迎えたが、長い年月をかけて人が育てていく場所でもあります。そういう意味でも地域に受け入れられ、歓迎されるためには、広場づくりの考え方や経過を地域で共有していかなければならぬであります。

そのような意図もあり、広場をつくつきた参加者有志で他の市民に伝えていくためのPR紙（タブロイド版二ページ）の制作を試みました。紙面づくりにあたっては、参加者である市民が読み手である市民に語るような構成をとり、行政の視点ができるだけ排除しました。内容も大人だけではなく、子どもにも読めるよう、イラストや平易な表現を多用しました。また、編集に携わらなかつた参加者も、広場や広場づくりへの思いを川柳や

短い文章で綴りました。

発行にあたっては、周知方法も検討し、従来の町内会や自治会単位の回覧形式ではなく、区レベルでは初めて、区内を対象に二月二三日の日刊七紙に折り込むという配付形式をとりました。これにより、ほぼ全世帯に同時に情報を見ることができ、日常的な情報（広告）と併せて配付することで、市民はリアルタイムで行政情報を手にすることができたと思います。

市民により開かれた市政の実現の一つに、

多様な広報媒体による市政情報の提供があります。紙媒体による情報提供は、一番口一からルな方法ですが、市民の柔軟な考えを取り入れることにより、まだ大きな可能性が秘められていることを感じました。

市民参加には、直接的参加だけではなく、まず知つてもらう、関心をもつてもらう、という間接的参加もあり、これが市民とのパートナーシップを深めていくことにつながるのではないか。

これから課題とパートナーシップの成功とは



運営体制をつくつしていくのか。行政がどのように関与していくのかが求められています。

また、パートナーシップにおいて大切な要素はいくつかあるでしょうが、私は特に市民と行政が対等な立場で接することと、行政が市民との信頼関係をどう築いていくかにあると思います。八ヶ月かけて築いてきた信頼関係を礎に、真のパートナーになるための新たな段階に入っているのではないでしょうか。

広場同様、パートナーシップの成功はこれらにかかっていると思います。

地域の「まちづくり」はそこに暮らす人々が支えています。一人ひとりの力には限界がありますが、市民、企業そして行政が連携することにより、大きな成果を収めることができます。今回集まつた市民、企業とのパートナーシップは、今後の幸区のまちづくりに与える影響は大きく、地域の中でも中心的な役割を果たすことになるでしょう。

さらに、何人かの市職員が市民の一人として参加し、市民と共にプランづくりから作業までをおこないました。これからますます市民と一緒に考え、協働しながら「まちづくり」はすすめられていくことだと思います。そういう中で、業務を離れた立場での参加は事務局としては心強く、また市民にも高く評価されたことでしょう。

「まちづくりとは何か」「市民とのパートナーシップとは何か」を肌で感じた職員が増えいくことは、行政内部における連携（パートナーシップ）にも意義があるものになるでしょう。市民や企業だけではなく、職員からも支持される魅力的なまちづくりを推進していくものです。

都市に「もり」をつくる

(「市民健康の森」をつくる)

各区で、市民と行政の協働作業による「市民健康の森」づくりが進行しています。

これは、情報の積極的な公開と市民相互の合意形成を基本とした新たな森づくりをめざすものであり、暮らしの中で実感できる緑の保全と回復にむけた、大きな社会実験の側面も有しています。ここでは、「市民健康の森」の意味を確認するとともに、先行する3区の市民代表の方に、森づくりの夢や楽しさを語っていただきます。

なぜ「市民健康の森」なのか

自己決定・自己責任のための社会実験

総合企画局都市政策部副主幹
萩原 哲

「市民健康の森」事業が誕生した背景

▼▼▼
かれた活力と魅力を創造する都市
三 主権者である市民の参加と連帯により、
市民自治を育てる都市

川崎市が、二十一世紀の将来のあるべき都市像にむけて、平成五年（一九九三）五月に策定した「2010プラン」の川崎市基本構想では、都市づくりの基本理念として、次の三つを提唱している。

一 人権の尊重と国際平和の追求
二 自治と分権の確保

三 市民生活最優先の原則の堅持

また、将来のあるべき都市像として、
一人間と自然が共生する、環境を育み心豊かに暮らせる都市

二 ものづくりの伝統を活かし、世界に開

事業の目的

▼▼▼

かれた活力と魅力を創造する都市
この基本理念と都市像をふまえながら、地方分権のさらなる前進、市民参加と合意形成、情報の積極的な開示などのいちだん高い展望をめざして考えられたのが、この「市民健康の森」推進事業である。

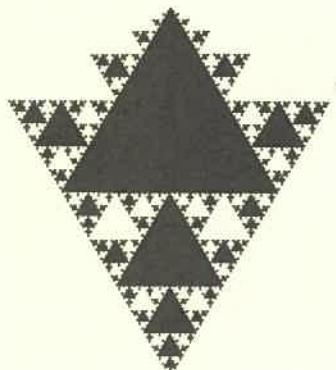
すること、さらに、区役所機能の強化の一つとして、地域情報に精通している区役所をバイト役として、市民と行政のパートナーシップを構築し、情報の積極的な開示方法を模索し、市民との合意形成の手法をさぐり、あわせて自己決定・自己責任性を求めていくという、社会実験的な面も持ち合わせている。

また、この事業に参加することにより、市民相互が知り合え、森の基本構想策定や推進計画作成の中で、お互いの考え方や地域への思い入れを語ることで、地域の知識が共有化されることにより、新しい地域コミュニティが形成されることもねらいとしている。

▼▼▼

事業の実践

事業の目的
が衰退していく中で、身近に実感できる緑の保全・回復と創出によって、緑の中で市民が語らい、憩う「ひろば」としての森をつくることで、市民の健康と都市環境の改善に寄与



「市民健康の森」は、あらかじめ予想された答えを持たずして、行政が市民の中に飛び込み、一緒に未知なる森を考えつくり出していこうというゼロからの出発もある。

ある一定の条件の下で、候補地の選定から、基本構想や整備計画を策定し、また完成後の利用の仕方、維持管理の方法まで、すべての過程において市民が主体となり参加をし、行政と連携を保ちながら役割を分担し、協働で森をつくりあげようとするものである。

このため、幅広く市民の意見を聞く機会をつくり、事業の進捗に合わせて段階ごとに市民に対し発表会をおこなうこととした。またこうした委員会に途中からでも参加できるように、三段階の委員会を設け、そのつど公募による委員の募集をおこなうこととした。

次に、この構想を実現すべく整備内容や利用運営・維持管理方法などの推進計画を作成する「市民健康の森推進委員会」。

最後に、完成した後に実際に活用していく、利用運営や維持管理をおこなう「運営管理委員会」を設けて、事業の進捗にともない多くの市民が参加できるような仕組みとした。

各委員会の会議は公開にして、いつでも市民が討議内容や経過を知ることができることとした。

また、この事業の実行性と継続性を保つため、事業主体や予算措置などを決定していく「市内組織として、関係局（区）長からなる市民健康の森推進会議」を設置した。

各委員会は、自治会の役員や地域でのボランティア活動者を核として、まちづくりを実践している各種団体から推薦された委員と

「緑のまちづくり」に興味を抱いている市民に広く呼びかけ、公募からなる市民と行政関係者で構成され、「区づくり白書やまちづくり協議会で培われたノウハウをもとに市民発表会などを開催しながら、さらに広く市民と意見交換をおこないながらまとめていくものとした。

これらは、委員会の運営はもちろんのこと、何を、何時までに、どのように決めていくのか、自主性と決定権を市民委員会に持たせ、行政は事務局として、あくまで委員会運営の補佐をしていくスタンスで臨んでいる。

市民発表会は、各委員会の主催で開催し、委員がみずから市民に説明をおこない、意見を聞き、取り扱いについて論議しながら、市民の賛同を得ていくこととした。

これまで役所の事業のやり方は、事業の経済性や効率性を追究するあまり、構想から実施段階まで、事業内容をほぼ役所内部で固めたのち、市民に「お知らせ」し、意見を聞くというのが、一般的であつたが、この事業では、一つひとつの課題にたいして市民が自由に地域のまちづくりを議論し、市民同士の合意形成をいかにつくりあげるかがもっと大切のことと考えている。

各区のまちの歴史的成り立ちや形成過程、ささらに住民構成や地域への思い入れなどに温度差がでてくることは十分予想され、市民の発意をいかした森づくりのプロセスが事務局が考えたシナリオどおりにうまく事が運ぶかどうか、若干の不安はある。

しかし、森をつくらんがために、議論が未消化になつたり、市民の合意形成がおろそかになるのであれば、誤解を恐れずにいえば、むしろ森はできなくてよいのではないかと考えている。つまり、市民の納得のなかで森

がつくられることが大切であり、仮に、市民の合意までたどりつけなかつたとして、この事業は未完の「森」をつくるための緑肥木と位置づけ、森づくりが育つ時期までじっくり待てばよいのではないか。

先行している中原区では、すでに「中原区推進委員会」で井田山の具体的な整備内容について論議がおこなわれ、有志により下草刈りなども始まっている。

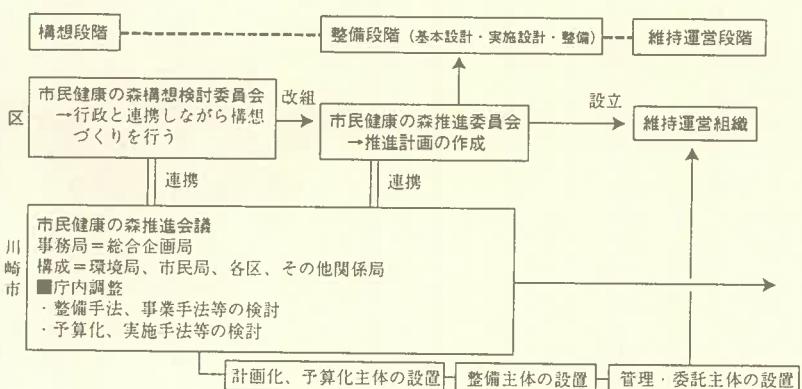
また、宮前区では菅生緑地の候補地選定の市民発表会、麻生区でも基本構想市民発表会が開かれ、十分に討議した内容、ユニークな発表方法など参加した市民からは大好評で、これを機会に委員会に応募する市民も出てきた。

そして、本年度に「構想検討委員会」が発足した川崎区、幸区、高津区、多摩区では、候補地について精力的に調査をおこなつたり、先行する三区の市民発表会に参加をするなど、お互いの運営の仕方などを研究しながら、より良いものを作り上げよつとするライバル意識も芽生えているように感じられる。

【市民健康の森】事業に期待するもの



「市民健康の森」推進フロー図



事態は想定しにくかった。

さらに、この行政の無謬原理をつらぬくために、その手段として情報の操作や秘密の保持に過敏になつてたといつても言い過ぎでないだろう。

こうした旧来の行政のあり方に、鋭く自省の光をあてたのが、川崎市がとりくみはじめた事業再評価制度である。一度決定された事業計画であつても、一定の時間の経過のなかで、計画そのものを再度評価しなおし、不要とあれば事業計画の中止もありえるとしたこの事業再評価制度ができたことは、画期的な考え方で、一つには行政も誤りがあるということを前提とした制度である。

こうしたことを考えると「市民健康の森」事業の推進にあたつては、今までの既成概

念を取り払い、計画の見直しや失敗を恐れることなく、市民の発意に立脚し、市民同士の合意のプロセスを大事にしていく考え方で物事をすすめることが重要になつてくる。

そのためには、情報を積極的に開示し、情報を取り扱い、市民が参加しやすい環境をいかにつくり出していくかが問われてくる。そして、ここまで考えてくれば、こうした発想は、地域のことは地域住民の意思を最大限尊重し、自己決定していくという地方分権の考え方と深くかかわつてくる。

こうした実験的試みの延長に、例えば一部の自治体で始まつたような、学校教育に優れた才能や経験をもつた市民を教員に採用するよう、地域づくりにも市民の持つ豊かな経

験と知識や知恵と技術を行政に生かすことができるよう、市民公務員と呼べるようなシステムが将来できていくと面白いと考える。会社と家を結ぶ総方向の社会が物質生活の向上にとつて必要なシステムだとするならば、心の豊かさとやすらぎの安心生活は、地域の絆を深める地域ネットワーク社会のなかでこそくられるはずであり、都市における地域コミュニティの形成は、いまこそ時代が求めるものと考える。

もちろん、「市民健康の森」がつくられることにより都市環境が向上し、また屋外活動により市民の健康に寄与されるという効用も都市住民の生活にとって大切なことである。

①中原区 次世代の子どもたちに残せる 「森」をつくろう

●各区の進捗状況／先行する3区のとりくみ
行政とのパートナーシップ事業の成功をめざして

中原区市民健康の森推進委員会委員長

熊倉忠三郎

中原区は、多摩丘陵の先端部に位置し、多

摩川や矢上川などの河川が形成した平坦地があり、川崎市を代表する等々力緑地をはじめ、中原平和公園などの公園や井田山の斜面、さらに社寺林、パンジーなどの花卉栽培農地が骨格となり、水辺と緑のネットワー

クが形成されています。

私はこうした緑と水辺が豊かな中原区に五年住んでいますが、町内会を通じ、行政と

まちづくりについてさまざまな取り組みをおこなつてきている一方で、なかなか緑の保全・整備などの活動が個人的にも全区的にもすすん

でいないのが現状であります。

そうした中で、川崎市は、一九九七年に「健康都市宣言」を記念して、各区に「市民健康の森」を整備する構想を掲げました。中原区では、他区に先駆けてこれら構想の具体化にむけ「中原区市民健康の森検討委員会」



推進委員会での討議風景

(委員長・小宮金吾) を発足させました。

市民健康の森検討委員会

一九九八年一二月に設置された検討委員会は、町内会連絡協議会、区づくり白書(注1)策定委員会をはじめ各種市民団体の代表が九名、区民公募委員が二名、また緑の専門家二名をくわえた計二名で構成されました。

まず、市民健康の森構想の検討にあたって、川崎市総合計画「川崎新時代二〇一〇プラン(注2)」がしめす「健康で文化的かつ快適な都市生活を営むために、都市に水と緑の自然空間を確保し、自然と調和した都市環境の創出」をめざし、討議することを確認しました。また「かわさき緑の二〇一〇プラン(注3)」が掲げる「市民のやすらぎやふれあいをつくる」「都市の自然生態系を守る」などといったものも視野に入れながら、検討委員会では、①緑の保全と創造をめざすもの、②健康とレクリエーションの場を備えた森づくり、③コミュニティづくりに寄与するものなどを「市民健康の森」の性格として位置づけました。

そして、①区の地域特性を活かしたもの、②用地の新規購入はおこなわない、③区内に力所を整備する、④区づくり白書との整合性をはかれるものなどを前提条件に、検討委員会で検討する内容も単なる施設整備の構想にとどまるものではなく、「候補地の選定」「コンセプトづくり」「イメージづくり」「使い方のルールづくり」「維持・運営」までを含め検討することとしました。

(二) 現状の把握 (区づくり白書との整合性)

委員の中には、各地区の町内会を代表する者や区づくり白書、区民懇話会(注4)に関わった者が参加しており、共通の認識の上で議論をすめていく必要がある。

・井田山は、斜面緑地や平坦地、空き地などの地形や植生、さらに管理主体も異なる大きな緑のかたまりであり、このため、市民と行政の各部局が連携をはかり事業化をすめていく必要があります。

一九九八年一二月から約五ヶ月間にわたって議論された「中原区市民健康の森基本構想」を、九九年五月に区長へ提言し、区長から市の推進委員会へ報告し承認を受けました。これらの経過を区民に説明するため、同年

市民健康の森推進委員会



さと景観のシンボル的な緑として保全、活用の緊急性が認められる。

・市民サイドの受け皿となるボランティア活動があることなど、新しいコミュニティづくりや市民活動活性化の拠点となる。

注1

「中原区区づくり白書(もつとすてきにならう)」は、一九九五年から二年半をかけてまとめられました。これは、川崎市の総合計画で定められている「市民共同のまちづくり」の一環として、区民が主体となって作り上げたものです。公募を含む三四四の区民で構成され、「安全部・利便なまちづくり部会」「文化・福祉部会」「コミュニティ部会」「環境・景観部会」の三つの部会に別れ、区がかかる諸問題について検討・調査して、一六項目の提言を挙げています。策定にあたっては、全体会や各分科会のほか、五つの地区での地区集会、「ワークショップ」、「市民共同のまちづくり」の理念を具現

論をすすめる意図で、区のテキストブックでもある「区づくり白書(もつとすてきにならう)」を把握することからはじめました。

その中で、「中原区全体を水辺と緑をはぐくむまち」とイメージし、「等々力緑地・多摩川緑地」「中原平和公園・二ヶ領用水・渋川」「井田山・江川・矢上川」の三つのかたまり(注5)を戦略拠点としました。

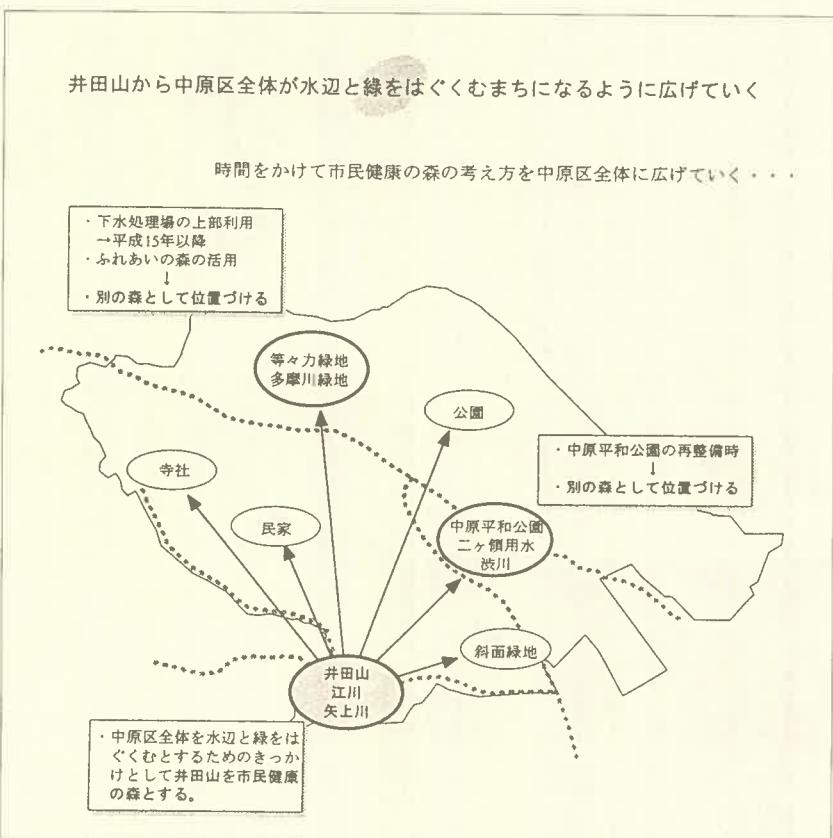
(二) 基本構想の具体化から提言へ

将来、中原区全体を水辺と緑をはぐくむまちにするために、時間をかけてとりくんでいることが求められ、市民・企業・行政ができるところから森をつくっていくことが考えられます。そのため、「市民健康の森」は中原区全体が水辺と緑をはぐくむまちとなるための「はじめの一歩」として位置づけられます。

検討委員会では、あらためて三つの緑のあたりを確認する意味で、現地を視察しました。等々力緑地や中原平和公園では中部公園事務所、井田山では環境局緑政課、井田病院では井田病院庶務課の方々に説明を受けながら、各地域の特性と課題について検証しました。

「誰もが利用しやすい場所」「整備時期がなるべく早いこと」「住民の参加による維持運営が可能」「大きさが適當」である選定基準により、「井田山・江川・矢上川」のかたまりが次の理由により「中原区の市民健康の森」とすることで提言をまとめました。

理由



注2

川崎新時代二〇一〇プラン
一九九三年に二一世紀を川崎新時代と呼ぶにふさわしいものにするため、その都市づくりの基本方向を明らかにした新しい基本計画を策定しました。この中で、市民共同のまちづくりの理念を具現

六月に「中原区市民健康の森基本構想」区民説明会を中原区役所で開催しました。参加者は、当委員会の委員を含め二八人でしたが、質疑及び意見ではたくさんの貴重な意見が寄せられました。

(二) 検討委員会から推進委員会への移行

一九九九年の市政だより(なかはら区版)六月号で推進委員会の委員を募集し、二一人の応募があり、私もひきつづき「森づくり」に関わることができればと参加しました。私以外にもひきつづき参加した人もいますが、新たに参加した人の中には、井田山で永年市民活動をされてきた人、井田山の生態系調査に関わった人、居住地区は離れているが自然保全活動に関わっていきたい人などさまざまな考え方や立場を持つ人が集結しました。

第一回の会議では、行政側から推進委員会の趣旨、目標、設置要綱などの説明を受けましたが、委員の中からは今までの事業と同様に行政主体の事業になつてしまふのではといふ懸念が示されました。こういった意味で、第三回までの会議は、委員のなかでも意見が錯綜し、また共通の知識・認識がないままですすみ、十分な議論がされていない状況でした。

そこで、第四回の会議は井田山の見学会で、実際に現地を確認し、植生管理、緑地保全地区、井田病院の敷地、井田山東側の樹林などを現地に入つてみて、こんなに自然が残つているのかと改めて感じさせられましたが、近隣ではマンション建築のために民間業者による土地の買い上げや開発が進められており、また下草刈りなどの維持管理の不備により、生態系への影響など森づくりの重要性と緊急性が委員のあいだでもあらためて確認され、

活発な議論が交わされました。

(二) 検討課題の具現化

一委員の主体性

先述のように当初は議論の整理がつかない状況でしたが、委員の中から「第五回の会議の前に有志が集まり、今後のすすめ方など話し合つてはどうか」という提案もあり、事前に運営委員会を開催しました。そこでは、井田山全体の緑を検討する「山グループ」と中原区全体の水環境を考えながら、具体的には井田山の水路と平地部分、江川・矢上川を検討する「水グループ」に分け、個々の内容について議論をしていくことが決りました。

また、市民健康の森の対象地(範囲)は、井田山緑地保全地区と井田病院敷地の一部を中心とし、江川、矢上川もふくめ検討していくこともあわせて決めました。この決定事項により、今後の議論・作業の流れが円滑にするようになりました。

この頃になると、委員同士の交流も深まり、ファックスやEメールのやりとりで情報交換がすすみました。また会議の席では、市民活動グルーブのイベント情報の提供や参考文献の紹介など積極的な交流と同じ目標にむかつて行動する仲間意識が芽生えました。

今後の動きとして、雑木林や里山等の植生管理に関する先進事例の見学会の開催、二〇〇〇年三月末をめどに推進計画案の作成、そして広く市民の意見を取り入れるためのワーキングショップを開催して、七月ごろをめどに推進計画の完成を考えております。

将来の中原区に向けて

▼▼▼

この事業は、地域の住民がとりくむだけではなく、多くの市民に広い分野から参加してもらいたい、市民主権と市民参加の原則に基づいて、各区分の特徴を活かした、よりよいまちづくりをめざして検討・活動してきたものです。農地、大規模な公園緑地、公共施設や住宅、団地、工場などの敷地内の緑、街路樹や河川の緑など、市の面積のうち「三〇%に相当する緑の確保」をめざしています。



井田山の見学会

注3
かわさき緑の三〇プラン
川崎新時代二〇一〇プランの「水と緑の快適環境の創造」をすすめるため、その緑の部分に関する計画として作られたものです。農地、大規模な公園緑地、公共施設や住宅、団地、工場などの敷地内の緑、街路樹や河川の緑など、市の面積のうち「三〇%に相当する緑の確保」をめざしています。

注4
区民懇話会
多くの市民に広い分野から参加してもらいたい、市民主権と市民参加の原則に基づいて、各区分の特徴を活かした、よりよいまちづくりをめざして検討・活動してきたものです。農地、大規模な公園緑地、公共施設や住宅、団地、工場などの敷地内の緑、街路樹や河川の緑など、市の面積のうち「三〇%に相当する緑の確保」をめざしています。

注5
区民懇話会
多くの市民に広い分野から参加してもらいたい、市民主権と市民参加の原則に基づいて、各区分の特徴を活かした、よりよいまちづくりをめざして検討・活動してきたものです。農地、大規模な公園緑地、公共施設や住宅、団地、工場などの敷地内の緑、街路樹や河川の緑など、市の面積のうち「三〇%に相当する緑の確保」をめざしています。

注6
多くの市民に広い分野から参加してもらいたい、市民主権と市民参加の原則に基づいて、各区分の特徴を活かした、よりよいまちづくりをめざして検討・活動してきたものです。農地、大規模な公園緑地、公共施設や住宅、団地、工場などの敷地内の緑、街路樹や河川の緑など、市の面積のうち「三〇%に相当する緑の確保」をめざしています。

注7
かわさき緑の三〇プラン
川崎新時代二〇一〇プランの「水と緑の快適環境の創造」をすすめるため、その緑の部分に関する計画として作られたものです。農地、大規模な公園緑地、公共施設や住宅、団地、工場などの敷地内の緑、街路樹や河川の緑など、市の面積のうち「三〇%に相当する緑の確保」をめざしています。

注8
かわさき緑の三〇プラン
川崎新時代二〇一〇プランの「水と緑の快適環境の創造」をすすめるため、その緑の部分に関する計画として作られたものです。農地、大規模な公園緑地、公共施設や住宅、団地、工場などの敷地内の緑、街路樹や河川の緑など、市の面積のうち「三〇%に相当する緑の確保」をめざしています。

三候補地から公開討論会を へて決定

宮前区市民健康の森構想検討委員会副委員長

与本剛三

宮前区では平成七年から区づくりプラン（他区では区づくり白書）の策定がおこなわれており、その大項目に緑と水を生かしたまちづくりが謳われておりました。すでに平瀬川流域の活動には定評がありますが、矢上川・有馬川流域でも少しづつ活動がすすめられております。このよくななか、現在すすめられている「市民健康の森」が宮前区においてどのように取り組まってきたのか、一市民の視点から報告をしたいと思います。

候補地決定までのプロセス

①検討委員会の設置

平成一〇年一月に二八名からなる検討委員会が発足しました。その構成は区づくりプラン推進委員会から一〇名、公募一五名、行政三名（区長・土木事務所・公園事務所）からなり、ほぼバランスのとれたものとなりました。また事務局として総合企画局（宮前区）がコンサルタント会社等が重要な役割を果たしております。

②候補地のリストアップと先進事例の調査

まず行政より概要・与条件・すすめ方等についての説明があり、市民・行政で候補地のリストアップをおこないました。そうすると

区内には与条件に適した候補地がほとんどないことがわかり、当初の与条件にはあまり拘泥せず再度リストアップをおこないました。

これらを六ブロックぐらいに分けて全員で現地調査をおこない、コミュニケーションや価値観の共有化をはかつてまいりました。

つぎに市民健康の森の参考となりそうな先進事例に学ぶため三班に分かれ近隣（東京・神奈川）の公園・緑地等十二カ所を調査し、実際に維持管理をしている市民団体等からさまざまなお話をうかがいました。

③コンセプトづくりと候補地のしおり込み

各メンバーが持つ市民健康の森に対するさまざまな思い・イメージを話し合ったところ、おおむね公園型と里山型の二タイプに整理されていきました。これを現実の候補地に重ね合わせながら、議論と投票をくりかえし次第に焦点をしぼり込んでいきました。最終的には三つの候補地が残り、三グループに分かれました。それぞれが構想案をまとめ発表することとなりました。

④三候補地の構想案について

「初山緑地」
生田緑地の南に位置し通称「飛森谷戸（ともりやと）」と呼ばれ、滝沢池からのせせらぎや谷戸の原風景が残されている場所です。
神社跡地・休耕田・散策路・じゃがいも学校等

さまざまな資源があり、明治大学藤沢教授の指導を受け、ほたるの復活にむけた活動もおこなわれています。地元のボランティアグループの活動には定評があり、実績においては他の候補地を大きく引き離しております。

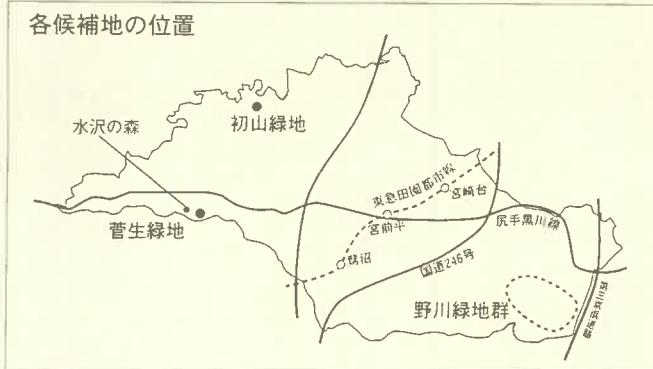
「野川緑地群」

現存する斜面緑地・生産緑地は当該区域の三〇%をこえ、宮前区でもっとも緑が残されているところです。緑地保全協定地域約二〇カ所、緑地保全地区（ふれあいの森）二カ所や十カ所以上湧水も発見されており、これらの拠点を遊歩道でむすび、市民・行政・地権者が手をたずさえれば広域的なネットワーク型の緑地保全が可能となります。市有地はほとんどありませんが、各種制度や市民健康の森の発想を組み合わせ、段階的に緑地保全をしていくとする意欲的な提案です。三候補地の中でも緊急性が求められている場所です。

「水沢の森（菅生緑地西側区）」

すでに整備済みの菅生緑地（東地区）の西側に位置するところにあります。都市計画決定された区域の中に事業認可区域、さらに買収済みの区域が存在し、今後計画をすすめていくなかでちょうど良いタイミングにあります。もともと北部市場等施設整備の横浜市に対する緩衝帯との位置づけから川崎市（尻手・黒川線側）からのアクセスが悪く、平瀬川と

各候補地の位置



候補地をしおり込むため検討委員会で真剣な議論がつづく

の連続性も途絶えてしまっています。周辺には縄文遺跡や生産緑地等もあり、将来的には拡張する可能性があります。

⑤公開発表会と候補地の決定

平成一年八月二八日、区役所の会議室で区民むけの発表会をおこないました。三つの構想案をパネルやスライドをまじえチームごとに発表し、質疑やアンケート等による意見集約をおこないました。その後、検討委員会で投票と議論をくりかえし、最終的には水沢の森（菅生緑地西地区）に決定いたしました。

なお、他の二候補地についても宮前区全体を「緑の回廊」としていくために、大変重要な計画であることから、別のかたちで推進していくこうとする方針も確認されました。

水沢の森構想案づくり

▼▼▼

候補地が決定したことから、全員で水沢の森の構想づくりに着手しました。具体的にはコンセプトを定め、エリアとスケジュールを

最後に見えてきたもの

▼▼▼

①分権推進の必要性

今回のことをきっかけに、川崎市が従来の縦割り組織を乗りこえ新しいしくみをつくつていこうとする姿勢は良くわかりましたが、現実の問題を解決するためには既存の組織に割りふって対応する他なく、今後マスタートップランづくりにも関連してきますが、どうしても横割り機能を備えた区役所を強化する必要にせまられることが多いでしょう。企画調整・立

勧案しながら段階的に整備していくことする計画です。

東地区とは性格をわけ、里山型の緑地保全

をめざし、植林・ビオトープ・散策路・コミュニ

ティハウス等を整備しながらボランティア組織を立ち上げ、市民・行政のパートナーシップの活動をすすめていこうとするものです。将来的には平瀬川の本源涵養林として流域への連続性も検討されております。

案・実施をおこなうための予算・権限・人材等を各区役所に配分することが必要になつてくるものと思われます。

②継続・発展性

市民健康の森は一回りのモデルケースのような性格がありますが、この手法を応用し市民・行政が協働して今後取り組まなければならぬ課題は山積されています。今回の事業の評価・検証をきちんとおこない、次なる事業につなげていくことがぜひとも必要です。市民側の課題としては、多様な世代がこのような身近な問題に関心をもち、学習と実践をくりかえし、自らの地域をより良くしていく息の長い活動が必要となつてきます。そのためにも市民・行政が手をたずさえ、互いに顔の見える信頼関係を築いていくことが重要ではないでしょうか。

麻生区市民健康の森構想検討委員会副委員長

木村 信夫

小田急線読売ランド駅から「多摩自然遊歩道」を五分も歩けば、そこはもう緑濃い雑木林のただ中だ。この一帯では、長い年月、緑を守り保全する活動が続けられ、行政当局の支援を得て「多摩緑地保全地区」の指定、「多

摩美ふれあいの森」や「カントウタンボボ自生地保護園」「野草園」の設置などを実現してきた。四季を通じて地域住民による保全管理と、自然の恵みを楽しむ催しがおこなわれ、かけがえのない交流の場になつてている。

「麻生区市民健康の森」予定地（二二、五一〇平方メートル）は、ちょうどその中心を占める位置にあるが、学校用地として取得されて以来、管理の手が入っていないため、現在はアズマネザサが密生しその上をクズなどの



先進事例の調査に歩く

ツル植物が覆つて、人が入つて楽しめるような「森」のイメージとはほど遠い状態だ。しかし、ここは、雑木山につながる傾斜地から、かつて畑だった平坦地、水田だった谷地へと連なり、沢水の流路が残り、狭いながらも多摩丘陵特有の環境がワンセットになつて存在する。

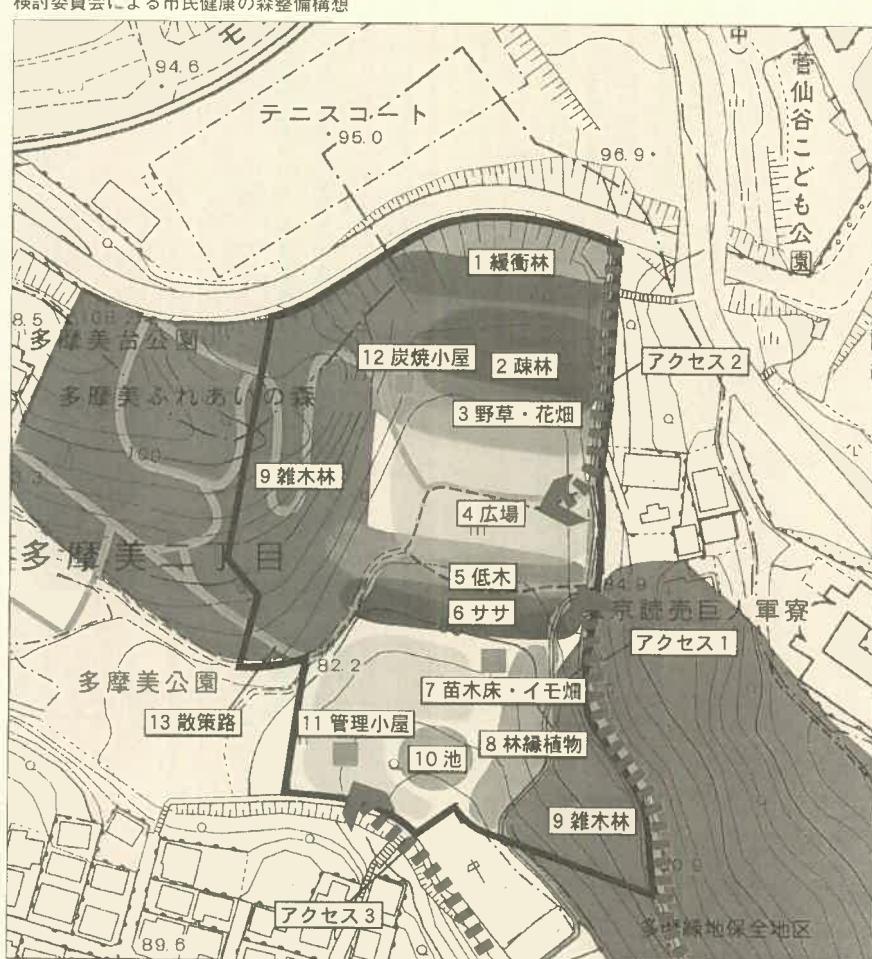
この絶好的な条件を活かして、もっと楽しみ多く、生物も豊かな環境をつくりたい。多くの人びとがそんな願いをもつて、この用地を眺めてきた。一九九八年夏、願いがかなつて、「麻生区市民健康の森」予定地とされ、二月に整備構想検討委員会がスタートした。

検討委員は、多摩美地区の住民二一名と環境アドバイザー・麻生区副区長・市北部公園事務所長で構成されている。住民委員は、それぞれ日々この自然に接し強い思い入れがあるだけに、考え方はさまざまであった。森は周りにあるのだからこのスペースは太陽の光に満ちて健康的な誰でもくつろげる広場にすべきという意見があり、いっぽうに森の成長のサイクルと利用が結びついていたかつての里山を再現したいという意見がある。さらに、ウグイスやコジュケイなどの生息環境に心を碎く人、畑をつくって焼きいもなどを楽しむ場にしたいという人、自然体験・観察など教育の場にという意見などが飛び交うスタートだった。

そして、この委員会の運営の特徴は、委員の整備構想の違いを鮮明にしていく方法をとったことだ。それぞれの構想を図に示して意見開陳し、出てきた構想を三つのタイプに分け、メリット・デメリットを具体的に指摘しあう検討を、ときには激しい議論の応酬になりながら、重ねていった。さらに何ヵ所かの先進事例を見学し、また予定地を歩きながら現

状の問題点、生物の生息環境など懸案事項について専門家に学ぶ機会ももつた。

意見の違いを明らかにしながらの検討は、一つひとつの事柄に関して「人の立場」からと「自然の立場」からというように複眼的に吟味をおこない、また対立する要因の調和する道を探る過程ではなかつたかと思う。いよいよワーキングショップによって予定地の地図上に全員でプランを描いていき、図のような空間配置の「整備構想案」ができたのだが、右記のような検討の成果が反映し、ここ独自のものが生まれたと思つてている。



例えば、広場と森は排斥しあうものではなく、かつての山と草はらがそつだつたように、その接点に草花の豊かな「林縁植物」帯を置くことによって、連続的に多様性に富んだ植生空間が形成されるだろう。そして広場に続く林は、明るく開放的で出入りして遊ぶことができる「疏林」とすることで、変化に富んだやすらぎ空間になるだろう。厄介もの視されるアズマネザサも活かして雑木林の間をつなぐ「小動物・鳥の通り道」をつくろう、などなどである。

そして、何より、人びとの楽しみの場を持つ



くることと、森や草はらの自然が豊かになつていくことが一体に進んでいくような「健康の森」を目指していることだ。例えば、密生した笹や木を刈り取つて明るい森にすれば、県花ヤマユリなど眠つていた植物が甦つてくれる。刈つた笹や木を活かして、楽器づくりなどのイベントをおこない、あるいはシイタケづくりを経て土に返しカブトムシの繁殖地ができるいくなど、自然の恵みの循環的な活用が重視されている。炭焼き小屋を設けているのは、その象徴といえる。

こうして「整備構想案の基本的な考え方」は次の四点に集約された。

(1) 里山の自然環境の保全と創造

①隣接地と調和させながら雑木林の適正な保全再生をはかる。

②動物・鳥・昆虫に配慮した環境の形成をはかる。

(2) 健康とクリエーションの場づくり

①うるおいの感じられる緑と親しめる空間、広場づくり。

(3) 地域コミュニティづくり、身近な防災拠点

①住民による維持管理・運営組織づくり。

②炭焼きや下草刈りなど一年を通したペントの企画開催。

③お年寄りや障害者など誰もが楽しめる「市民健康の森」づくり

④行政と協働作業により段階的に成長する「市民健康の森」づくり

①行政と協働作業により地域住民も整備に関わる。

②一氣にではなく徐々につくりあげていく。

この整備構想案をもって、昨年一二月五日 麻生市役所で市民への発表会を開いた。心配

だつた参加者も五九人の人が集まつた。市民・行政のパートナーシップによる事業運営、住民委員主体の発表会はおおむね好評で、会場での意見も、アンケートの結果も構想案を積極的に受け止めての意見が多く、とくに次の段階の推進委員会への参加希望者が一二名もいるなど、自然の潤いある地域づくりへの願いの強さと、運動基盤の広がりが実感された。そして、川崎市のオアシスともいうべき麻生区の「市民健康の森」として、区民全体

の願いとアイディアと力を結集して実現していかねばならないと肝に銘じた発表会だつた。発表会での意見には、整備に対する防災的な観点から検討、全区民へのアピールの必要性など重要な指摘がいくつかあり、その後の委員会で最終構想に盛り込んだ。また、「子どものプレイパーク」「自然体験」「今ある自然を活かす景観づくり」「遊びを通して昔の知恵を」など、各世代・立場から、自然とともにある暮らしへの夢が語られた。こうした夢を受け止めて、具体的な整備計画を立案・実施していく推進委員会は六月に発足の予定だが、さらに活発で創造的なものになつていくはずだ。

確認しておきたいのは、上記の(4)項に掲げた「段階的に成長する『市民健康の森』づくり」だ。一気に整備して「それで終わり」というのではない。草木は時間をかけて成長していくし、人手をくわえると思わない変化をする。成長・変化する自然に学び、それをうまく活かす整備の仕方・活用の仕方を積み重ねてできていくのが「市民健康の森」である。森づくりの過程は、自然に学びながら、自然と人が共に健康で豊かになつていく関係、少し大げさにいえば、新しい共生型の生活文化を育て、人びとが交流するあたたかな地域

を築いていくことだろう。そんな拠点となる森であるともいえる。

それだけに、市民にとつて活動はボランティアの域を超えて生活づくりとしての参加になるだろう。行政にとつては施設などの整備にくわえて、プロセスを重視した、各世代の市民の参加と活動に対する支援、記録や情報・活動の交流支援などが期待される。

●私が薦める一冊の本 『現代日本人の意識構造』

NHK放送文化研究所編

NHKブックス

本体九七〇円

◆本書は、NHK放送文化研究所が一九七三年から五年ごとに実施している意識調査をもとに、二〇年間の日本人の意識の変化を見たものである。直近の調査結果が九三年と少し古いが、「生活目標・生き方」「家庭・男女のあり方」「性・宗教・ナショナリズム」「政治」などに関する意識変化について分析を試みている。

自分を照らしてみても興味深いが、行政施策を考える上でも参考になる一冊である。

(総合企画局企画部副主幹 滝崎雅介)

『現代日本人の意識構造 第四版』

NHK放送文化研究所



NHKブックス
本体九七〇円

◆時代の半歩先を読む
NHKブックス

日本人はどこへ行くのか?

◆時代の半歩先を読む
NHKブックス

IT innovation
Nakatani Iwao & Takenaka Heizo
中谷 厳・竹中平蔵
日本経済・主役の交代



台頭する新しい日本人、
続々現れるネットビジネス。
21世紀・日本は様変わりする!

ITパワー 日本経済・
主役の交代
中谷 厳・竹中平蔵著
PHP研究所

本体一〇〇〇円

◆一言で言うと、とても元気のできる本でした。パソコンやインターネットの普及によって、これらの企業や大学、行政、そして日本がどう変わっていくのか、大変に興味深い対話がくり広げられています。巻末の一文が印象的でした。「問題の先送りしか考えないような企業や組織は、淘汰されるしかないのだ。健全な危機感をもつて挑戦すれば、大きなチャンスが目の前にある。はらはら、ドキドキ、わくわく、の時代がやつてきた。」

(総務局職員研修所主査 森部 隆)

都市に「もり」をつくる

(「若者の杜」をつくる)

若者に人気あるスポット「チネチッタ」で、国内最大級のシネマコンプレックス開発が進行しています。この開発にたずさわる渡我部氏は、「先端企業の集積が新『Kawasaki』族の台頭をもたらし、首都圏の他の都市に見られないエネルギーと新たな生活文化スタイルを生みだす可能性を秘めている」と語られます。ここでは、わい雑で庶民的な土壤にデジタル・ニューウェーブが急速に芽生えつつある「若者の街」、川崎の魅力に迫ります。

インタビュー

チネチッタの試みをさぐる

川崎チネチッタ開発プロジェクト

カワサキ・ミス企画室部長
渡我部一成

御社は、昭和二二年に川崎駅前に映画館を中心とする総合娛樂街を建設され、その後一貫して川崎の街と共に歩んでこられました。このたび、二一世紀に向けてCUE (Citta Urban Entertainment) プロジェクトを立ちあげられましたが、経済など取り巻く環境は大変に厳しい状況であり、なぜ、いま川崎の地で新しいプロジェクトを決定されたのか、はじめに開発事業の概要やコンセプトをお伺いし、その後、開発の背景や川崎の可能性、魅力などをお伺いしたいと思います。

と文化を通して、都市に新鮮な感動と活気を提供すること」を使命とし、一九三二年の創業以来さまざまな試みにチャレンジしてきました。二一世紀を目前に控えたいま、川崎都心における快適で刺激的な都市の創造に貢献するため、このプロジェクトを立ち上げたのです。

資料1にあるとおり、敷地面積は一万六五〇〇m²で、建物全体での延床面積は六万八一千のいずれがありますが、メインとなるA棟、C棟、両者をつなぐブリッジは平成一四年五月頃の完成予定です。また、B棟の完成は平成二三年一月です。

都市に新鮮な感動と活気を

渡我部 私たちは、「エンターテインメント

ここには、一三スクリーンのシネコンを核

イタリアのビルタウンを
モチーフにして

△△△

資料1 開発事業の概要

事業名称	CUE (Citta Urban Entertainment) プロジェクト
所 在	神奈川県川崎市川崎区小川町1、4、5番地内
事業主体	株式会社カワサキ・ミス
建築デザイン	ジャーディパートナーシップ社
設計監理	株式会社石本建築事務所
開発コンサルタント	エフ・ジェイ都市開発株式会社
用途地域	商業地域
敷地面積	約16,500m ² (約4,900坪)
延床面積	約49,500m ² (約15,000坪) 新設延床面積 約18,600m ² (約5,600坪) 改装
延床面積合計	約68,100m ² (約20,600坪)

渡我部 街の形状は、イタリアのヒルタウンをモチーフにしています。図1のとおり、A棟とC棟の間をブリッジでつなぎ、ヒルタウンの形状をしたゆるやかなスロープをつくります。五メートル幅の道なりに、なだらかな丘を登つていくと、素敵な建物がスロープの両脇に並んでいます。

登りつめた坂の上がシネコンです。スロープを登りながらぐるっと回遊すると、反対側のビルに入ります。それで既存の映画館にも回遊できます。しかもイベントが行われる広場が中央にあり、回遊しているスロープのどこからでもイベント風景を見下ろすことができます。

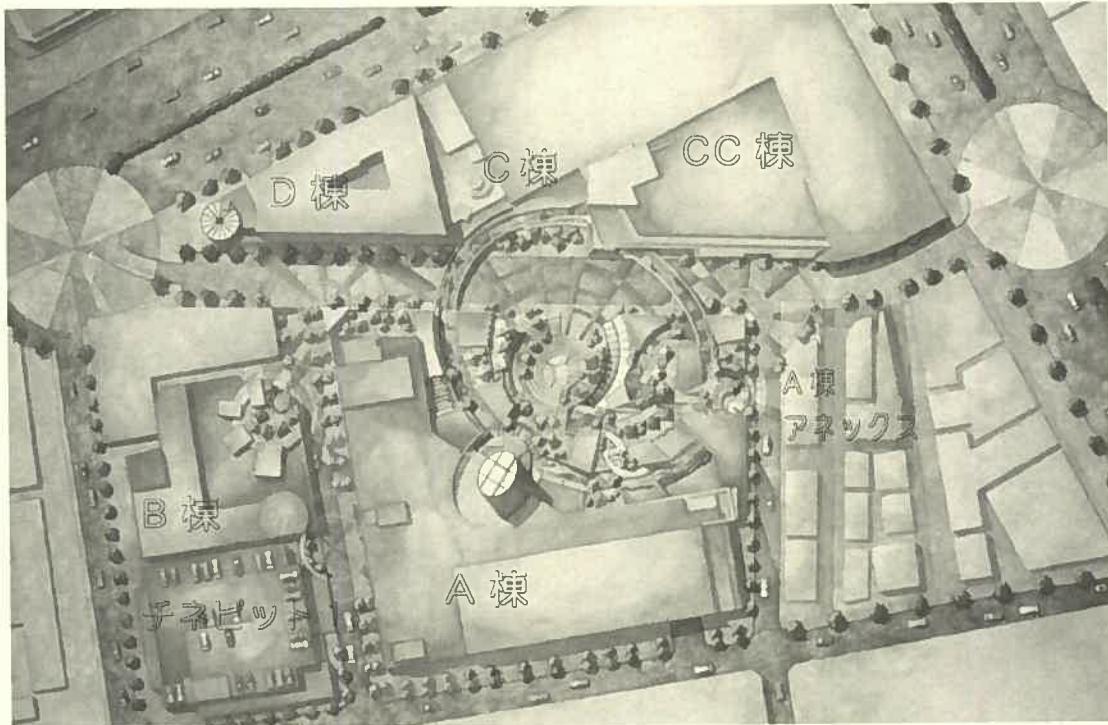
施設構成は、大きく分けて、「アーバンビレッジ」「ウエストアレイ」「チネチッタ通り」の三つにゾーニングしています。それぞれがコンセプトとターゲットを明確にもつて「街」として売り出すというのが構成の前提となっています。

まず、A棟を中心とした「アーバンビレッジ」は、幅広い客層をターゲットにシルバーカー層を含めて、いつでも誰でも楽しめる温かい空間を出現させます。施設としてはシネコンやアミューズメントを集客の核とし、さまざまな形態のショッピングやレストランが入ります。

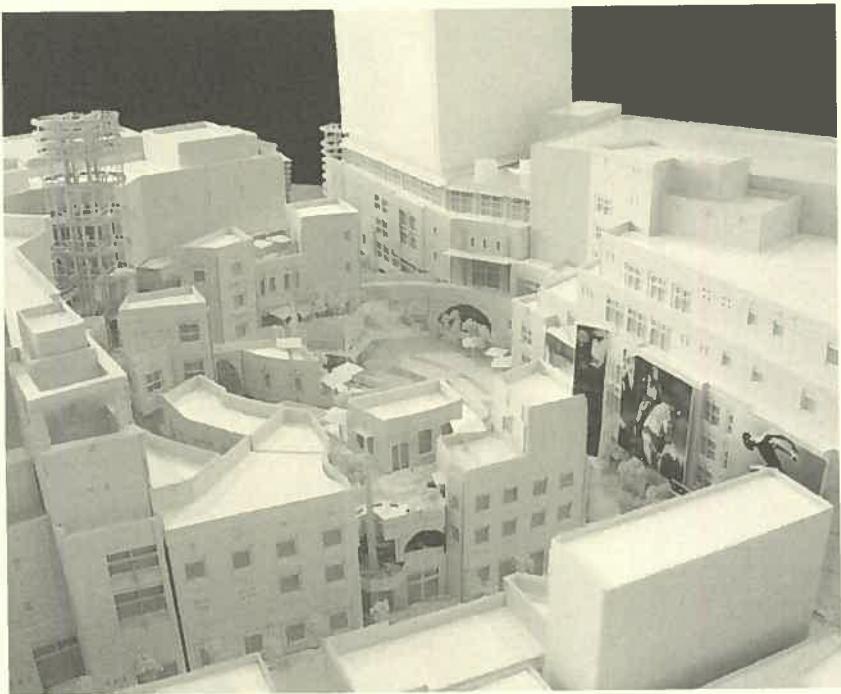
B棟を中心とした「ウエストアレイ」では「グラブチッタ」を中心に、地元の若者層の遊び場を提供します。川崎には若者向けのナイトライフが少ないので、その演出と、いわゆるストリートカルチャーの発信の地としていきたいと考えています。

「チネチッタ通り」は歩行者中心の公共空間で、他のゾーンへの導入部となるのですが、ここには新しいライフスタイル提案型のテナントを配置します。落ちついた雰囲気のショ

図1 チネチッタ開発プロジェクトの全容



棟名	内 容
A 棟	<ul style="list-style-type: none"> 新築 SRC造、地上五階 物販、飲食、都市型アミューズメント シネマコンプレックス（二三スククリーン／約三〇〇席予定）
A 棟 アネックス	<ul style="list-style-type: none"> 新築、RC造、地上二階 物販
B 棟	<ul style="list-style-type: none"> 新築、SRC造、地上三階 ライバハウス、各種スタジオ
C 棟 (チネチッタ棟)	<ul style="list-style-type: none"> 新築（チネチッタ棟の増設として）、S造、地上三階 物販、飲食
D 棟	<ul style="list-style-type: none"> 改築（用途変更）、S造、地上七階、地下二階 映画館、物販、飲食
チネピット	<ul style="list-style-type: none"> 新築、SRC造、地上二二階、地下一階 共同住宅、物販、飲食（ファットネスクラブ）、駐車場（共同住 駐車場（既存）、飲食（増築）



ップで、ヨーロッパを彷彿とさせるような「ロムナード」をつくりあげたいと思っています。

これらの建築デザインは、アメリカ西海岸を中心に、ホールンブルザやユニバーサルスタジオ・シティウオームなど、都市の複合施設や商業施設のデザインを数多く手掛ける「ジャーディ・パートナーシップ社」にお願いしました。また、キヤナルシティ博多（福岡市）の開発事業に従事した「エフ・ジェイ都市開発株式会社」に開発コンサルタントを依頼し、さらに、設計監理、テクニカルアーキテクトの立場で、「株式会社石本建築事務所」に参加してもらっています。

これらの連携をもとに、単なる施設のデザインに留まらず、地域やコミュニティの活性化といった、この施設を利用する人々に焦点を当てた都市計画的なアプローチを特徴として、具体的なプロジェクト展開を推進しています。

新たなエンターテインメントの模索

施設概要やコンセプトは良くわかりました。川崎の街にまた一つ楽しみな都市空間ができるあがるものと期待しています。

資料から伺わるとおり、容積率等もかなりゆつたりと使っておられ、通常のディベロッパーからすれば無駄な使い方と思われる面もあるかもしれません。金融機関など、投資側からは様々な意見もあつたと思われますが、厳しい経済環境にある今、川崎の地でこのような開発を進められるのはなぜでしょうか。開発の可能性や川崎駅周辺の将来性をどうお考えになられたのですか？

渡我部 なぜ今か、皆様おつしやられるのでですが、チネチッタビルができたのは一九八七年で、考えになられたのですか？

年でこの時に「ミスタウン」から「チネチッタ」に変更しています。名前の由来はよくご存じでしようが、チネチッタはイタリアに実在する映画撮影所から名前を取つたものです。

この当時から、このエリアの一体開発は皆の頭の中にありました。企画会社やゼネコンなどからの提案もあり、当然、社内でもいくつのかのプランニングは進めてきました。しかし、なかなかオーナーの思いにぴったりあつた提案はなく、具現化されませんでした。一九九八年春から「ジャーディ・パートナーシップ社」と一緒に、プランニングを始めよいよ本格的にこれでいこうと具体化し、新聞発表となつたものです。

近年は、シネコンの開発ラッシュといわれていますが、すでに当社では八七年に将来の総合的開発を前提として、シネコンの先駆けともいえる現在の「チネチッタ」をオープンしています。今回のCUEプロジェクトも、シネコン開発ブームを背景にしたものではなく、私どもの独自の流れとして出てきたものがあつたまたまた時代の流れと一致したということがあります。

創業者である先代の会長も「娯楽を提供し地域に貢献」という思いをもつて事業を進めています。夢を売りながら地元に貢献していくこと、これが開発発想の前提です。

お客様の利便性を考えたとき、今のまでいり、年代的には消費意欲旺盛な二〇代、三〇代の若者が多く、活気のある人口構成となっています。

私どものCUEプロジェクトのマーケットとして、一次商圏が車で二〇分約五キロ、二次商圏が車で四〇分約一〇キロとなつております。一次商圏で一二〇万強、二次商圏を含めますと二七〇万強という巨大な可能性を秘めています。一次商圏には鶴見区、大田区、中原区があり、二次商圏には品川区、世田谷、横浜市神奈川区、港北区、川崎市高津区などがあります。

開発ラッシュとも言えるシネコンですが、MM21からお台場、TDLに至る湾岸リゾート軸と沿線生活拠点に分布しており、京浜エリアには、チネチッタ以外の集積は見当たり

新たな変貌をとげる川崎 ～新「KAWASAKI」族の姿が目立つ～



川崎駅前の将来性などはどうな予測をされたのですか？

渡我部 今回の開発に関して、首都圏における川崎の位置、周辺市街地の状況、マーケット、企業立地の状況などを検討しました。

JR川崎駅は一日あたり三三万人、京浜急行駅は一万人が乗降するターミナルであり、利用度の高い交通拠点として機能しています。また、西口再開発など駅周の大規模開発等も予定されており、街全体の大きな変貌が予想されるきわめてポテンシャルの高い地域です。ターミナル周辺では、オフィスビルの開発が盛んに行われ、東芝やIBM、DELLなど周辺のデジタル産業に勤務する新一代の若者が多く、活気のある人口構成となっています。

も、一つのターニングとして想定されます。最近一〇年間の人口の伸び率は一一%であり、年代的には消費意欲旺盛な二〇代、三〇代の若者が多く、活気のある人口構成となっています。

地域に貢献」という思いをもつて事業を進めています。夢を売りながら地元に貢献していくこと、これが開発発想の前提です。お客様の利便性を考えたとき、今のまでいり、年代的には消費意欲旺盛な二〇代、三〇代の若者が多く、活気のある人口構成となっています。

開発ラッシュとも言えるシネコンですが、

MM21からお台場、TDLに至る湾岸リゾート軸と沿線生活拠点に分布しており、京浜エリアには、チネチッタ以外の集積は見当たり

ません。そういう意味で、競合施設の少ない空白地域として、魅力ある都市型集客施設の高い立地条件にあるといえます。また、通信やコンビュータなど、川崎駅周辺の先端企業をまとめたのが図2です。予想以上に外資系企業や、電気通信関連企業の集積がすすんでいることがわかります。これらの企業で働く敏感な若者や中堅層が持つて、いの多様で旺盛な消費力は、現在まだ未消化の状態にあるように思います。

横文字としての「KAWASAKI」 新旧の川崎族のユニークな価値観



マーケティングの中から、川崎のプラス価値をさまざまに把握されていますね。特に、川崎駅を中心とした先端企業の集積による、新「KAWASAKI」族の台頭という視点には、非常に新鮮なものを感じます。ただ、川崎市の持つ労働者、生活者というイメージとそれはどのように交錯していくのでしょうか。その可能性をどんな風に考えますか。

渡我部 集客競争においては、街のイメージが大切です。横文字としての「KAWASAKI」はバイクとの関連もあり外国の方にとつても、聞きいれやすい。いま、川崎といったときにちよつとダークのイメージを思いうかべる方も多いのですが、外資系企業や通信機器など先端産業が集積しエンターテインメントがある、そういった新たな街のイメージを作りたい。デジタル、テクノっぽいものとしての「KAWASAKI」イメージを作りだす。

川崎は、わい稚で庶民的な土壤にデジタル、

ニューウェーブが急速に芽生えている「まち」です。新旧の川崎族のユニークな価値観の衝突は、首都圏の既成の街にはない、エネルギーと

新しい生活文化スタイルの可能性を秘めています。

そういう意味では、私たちは旧来の商業施設の補完という役割を持つていています。それは飲食や物販など、これまでになかった都市の新しい体験を生み出すエキサイティングな場所の創出だと思いますし、ヒューマンスケールの空間の中で、人々が驚きや発見、期待、出会いなど、ユニークな都市の体験を共有する、そんな場所をつくりたい。そのことが新旧の価値観のぶつかりあいや混ざり合いを引き出し、さらにユニークな街へと川崎を変えていくものだと思います。

まちづくりの課題は?



川崎の街づくりにおける要望事項とか、課題はどのようなものですか。

渡我部 一つには、駅からの動線もそうですし、予想されている西口再開発を含め、ぜひ、川崎の東西の動線を意識して「まち」をつくりほしいと思います。この時には川崎独自のサインをつくり、市民の方々が楽しめるにぎやかなものになればいいと思います。

また、中心市街地活性化法の対応も含め、私たちのCUEプロジェクトと周辺商店街との連携の中から、市民の方々の回遊性が高まり、市外から人の呼び込みや商店街の活性化につなげて欲しいと思います。

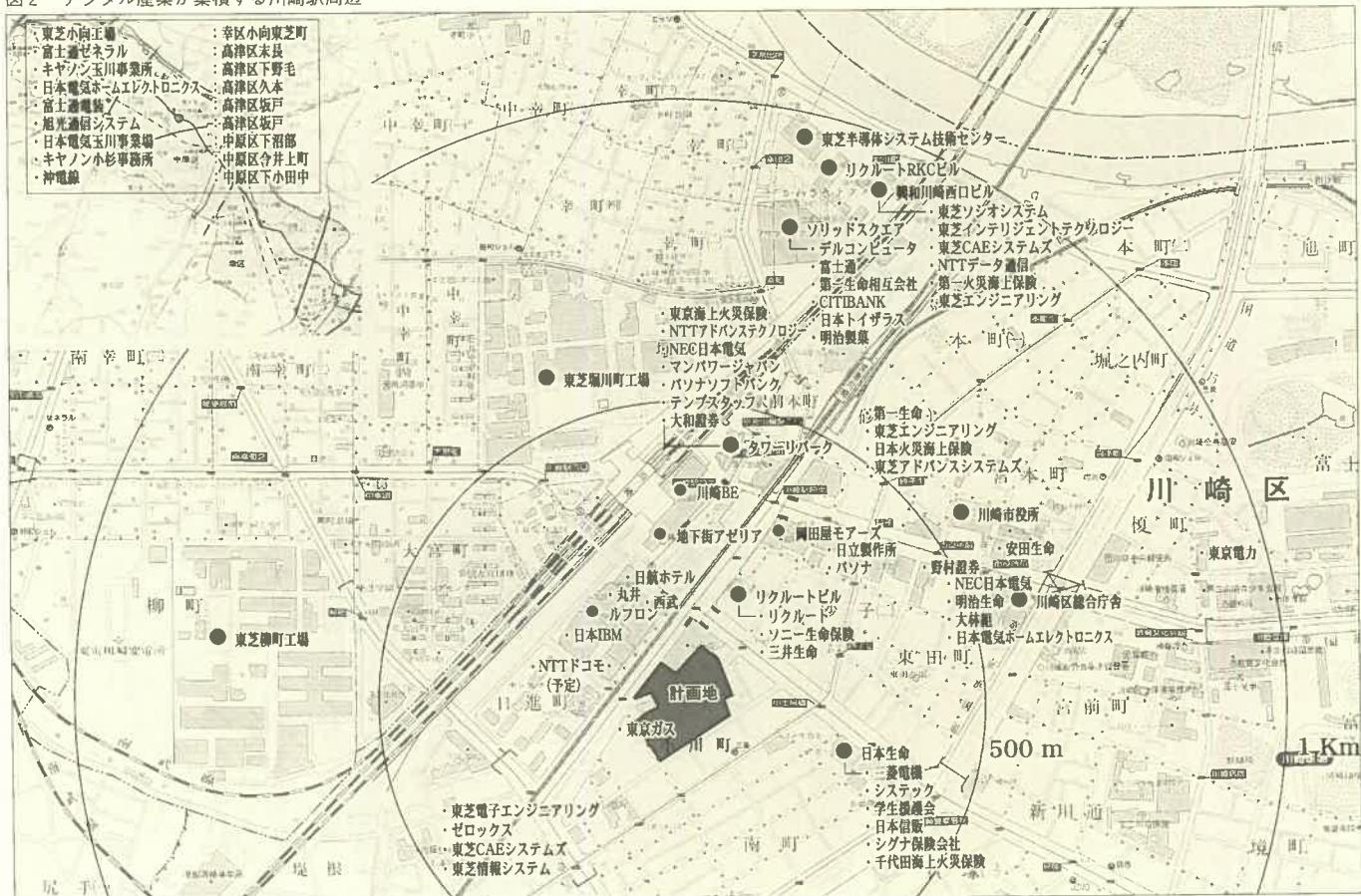
人生を遊ぶ New Kawasaki Styleの提案



最後にまとめとして、「人生を遊ぶ」といいます。

渡我部 CUEプロジェクトは、「人生を遊ぶ」をキーワードとして、積極的に暮らしきを

図2 デジタル産業が集積する川崎駅周辺



楽しむNew Kawasaki Styleを提案します。今回の街のコンセプトはイタリアのヒルタウンをモチーフにしたわけですが、「日常生活のバランスを保ちながら人生を謳歌する」という「イタリアマインド」をデザインに盛り込んでいます。歩いているうちに二階へ三階へと、各々のファサードも違う顔をもち、そしてま

た、各々が連なり一つの街を生み出している。そんな街なみです。

私どもは、これまで培った歴史の上に新たな提案をしてまいります。これまでの商業コンセプトをこえた、出会いや時間を楽しみ、街を遊び、仕事や住まいを楽しむ、新たなエンターテインメントを通じた街づくり。「人

生を遊ぶ、豊かに人生を楽しむ—New Kawasaki Style】にご期待ください。

—川崎の新たな街づくりとして、心より成功をお祈りし、また、「New Kawasaki Style」の提案を期待しております。長時間、ありがとうございました。

川崎デジタル族探訪

インタビュー

若者があつてもつー一つの川崎

川崎市産業振興財團情報係長 牧葉子

●場所の呪縛

A・もう場所つていうか、どこにいるかつて関係ないんじやないすか。携帯（電話）もつてるから、どこにいたつて捕まるよ。メール

もパソコンがないところでも送れるし。休んでいるときまで仕事に追いかけられるのは、かなわないけど。

川崎の魅力ですか。日本で一番観光客を集めている街つて知つてる?

●ハイテクイメージ

B・そうそう、川崎に住んでます、なんて自己紹介のとき、大変ですねとかなんか

同情の目で見られたりしてね。そういうこと言うのつて、たいてい年寄り。

東京に行きたがるのつて若い子ばかりじゃないよ。いなかの親戚の高校生が出てきたときも、受験先探しで名目だけど、お目当ては渋谷と原宿。うちなんて渋谷に一本で出られるから絶好のロケーション。ま、ぼくたちも川崎に出ることはめったにないし。いや、別に川崎に悪い印象を持つ

フォート（臨海副都心にできた女性向きショッピング拠点）みてもしようがないと思うけど、結構真剣で、おまえ、どっかいいとこ知らなかつて聞くんだ。ぼくは大人向きのにこたま（三子玉川）を勧めたけどね。GAPを誘致したいってはりきっていたよ。ああいう雰囲気はくやしいけど川崎にはないね。

でも、いつも見るところがないと川崎をばかにするおじさんが悔しがつたのは、川崎にスターバックス・コーヒー（ショップ）があること。誘致の話をもつていつてあつさり断られたらしいよ。あそこ、出店基準が厳しいらしいからね。（出店している）チネチッタつて川崎にしてはイメージいいし、ハイテク企業がいっぱいの街だから、いいんじやない。



●デジタル・デバイド

C・ハイテク企業ってイメージはいいんですけど、日本じゃ別に給料がいいわけじゃないですしそれ使う暇もないんでなんとか生活もつてます。外資系はだいぶ違うけど、うちゃんか地味ですよ。寮に住んでいたときは楽だったけど、いつまでもいるわけにいかないし、息苦しいところがあつて、ワーネルーム（マンション）に引っ越しました。駅にもほど近くで、コンビニも途中にあるので、いいところ見つけたと思っています。これ、インターネットで探したんです。条件を入れておくと、適当なものをメールでお知らせしてくれるんで、歩き回らなくても済みました。

仕事は忙しいですよ。夜遅くなることもあります。住宅ローンも会社で借りた先輩たちは、おれたち社畜、なんて自嘲気味にいうけれど、僕は会社づけ人間にはなりたくないんです。それで、日曜日にはボランティアしてます。パソコン通信で知り合った友達の呼びかけで行つたんですけど、東京の方の年輩の方たちにPCの使い方を教えるパソコン・ボランティアってものです。最近、デジタル・デバイドって言われるじゃないですか。パソコンを使えるかどうかで社会的な不利益がいろいろ出ているつて。僕らの周りでは実感しないんですけど、年輩のひとにとつては用語ひとつひとつで強迫観念もつちやうみたいです。パソコンは高いから買えないっていうひともいるし。

たしかにパソコンはパーソナル・コンピュータつていうくらい個人的なものだから借りて使つていては慣れませんよ。自分専用で使って試行錯誤しながら覚えていくところがあります。でもこれからは、インターネットに使

うだけだつたらゲーム機やテレビでいろんな選択肢が増えてますから、いい方向にいくと思いますよ。

ボランティアの楽しみですか。人に感謝されるのが心地よいってのもあります。友人たちと終わつた後におしゃべりするのが一番

の楽しみかな。

えつ、川崎にもボランティア・センターつてのがあるんですか。知りませんでした。僕はもう手一杯だから無理ですよ。会社の友人に教えてみます。



●タウン情報発信力

D・川崎のおもしろいところですか。新百合ヶ丘は、ドメスティックすぎるかな、えつと「しんゆり映画祭」(会場はワーナー・マイカル・シネマ新百合ヶ丘)は、結構遠くからもお客様が来ていますよ。日本だけでなくアジアの若手映像作家の作品を、いい感じで取り上げているのが特徴かな。昨年は、コリアン・シネマの特集もありました。いや、「シユリ」はなかつたですよ、だつてあれは大ヒットものじゃないですか。映画ファンにとってね、これからっていう映像作家をみつけたおいて、有名になつたら、私まえから評価してたの、というのが楽しいのよ。

インターネットでは、タウン情報を個人が発信するというのがおもしろいのですが、人口の割に川崎をあつかつたページは少ないですね。思い入れのある街が少ないということでしょうか。個人が作成した地域型ホームページがあるのは、新百合ヶ丘のほかには宮前、宮崎台、武藏新城、新丸子、桜本というやはり特徴がある街ですね。なかでも新百合ヶ丘は複数のひとが競作していますから、好感度高いんでしようね。新百合ヶ丘には、そこに住んでいると言いやすいブランド力がありますから、ジモト意識が高いといえます。新宿と張り合つても意味ないんだから、小さくても文化の香りのするものが大切ですね。

●SOHO (Small Office Home Office)

E・地域のブランド力という意味では、田園都市線もありますね。溝の口もきれいになつたので友達も呼べるようになつて、ますます引きこもつてしまいそうです。前は半蔵門線で通勤していましたが、出産を機に退職しま

した。しばらくじつとしていましたが、知人のやつているソフトハウスを手伝つてくれといわれて、通勤せずに済むなら、まついいかなど。ブログラミングといつてもパソコンをつくつて送るだけだから、ISDNで十分なんです。道具のパソコンは、自作マニアの主人のお手製ですから、思い通りの仕様で安くつきました。一五万円くらいかけたと思いますが、手持ちのバーツの再利用もありますから。

私たち意外とエコロジストなんですよ。通勤しないだけでも炭素排出量の削減に貢献していますね。余計なものは買いません。ブランドものは独身時代に凝つたことがありますけど、もういいです。必要なものは、母の影響で生協で買うようになりました。こどもに安全なものをというだけでなく、おしゃれ・洗剤など詰め替え式になっていて、ごみの減量にもなるから気持ちいいです。

●ストリート・カルチャ

F・最近、「柏」が若者の街として売れてきてるつていわれますけど、学校が多いし、サム・エル効果もあるかな。むこうはストリート・ミュージシャンは確かに多いですね。こつちでも溝の口駅のペデストリアン・デッキとかに結構出でますよ。ミュージシャンにどうして活動しやすいかどうかは、街の心地よさの指標になりますね。支えてくれるのはファンの女の子、高校生が多いかな、なんですけど

彼女たちに心地いい街かどうかってこともあります。川崎駅の方でも歌つてる子がいるんですけど、ファンの子の居場所がなくてかわいそうですよね。

ミュージシャンは、ストリートで磨いてライブハウスに進出と行きたいですが、手頃な大きさのが川崎はないんです。クラブチッタ

に出れば、相当メジャーですよ。その前の段階がほしいです。クラブチッタの知名度は高いですよ。カワサキ・カルチャーで全国発信している唯一のケースじやないですか。練習場所は悩みの種ですけど、これはどこでも同じでしょう。ギター・カラオケなんて、ギターのパートを自分で演奏するバンドカラオケも出てきたので期待しています。

●エコロジー

G・ストリート系で今おもしろいのは、キックボードかな。細身のスケボーに柄のついたようなやつです。片足でキックして前に進むからキック・ボード。スケータボードという言い方もありますね。石油使わないし、静かでいいでしょ。駆前や商店街に無造作に放置された自転車つてきたないです。キック・ボードは置めばバッグに入れて歩けますから社会に迷惑かけないです。

まだ、売っている店が少ないんで、やはりインターネットショッピングで買いました。乗り始めて気がついたんですけど、バリアフリーって大切ですね。歩道があつても段差がとても大きい。キック・ボードでは、ひょいと持ち上げて場所移動すればいいんですが、車椅子の方とか年輩の方は苦労しているんですね。

A・高津区在住。フリーター。

B・川崎区在住。東京に通う会社員。

C・中原区在住。ハイテク企業社員。

D・麻生区在住。学生。

E・宮前区在住。SOHO。

F・幸区在住。専門学校生。

G・多摩区在住。新宿に通う会社員。

『環境三条例』の改正をめぐつて

公害防止条例など環境関連の三条例の改正がおこなわれました。

今回の特集では、これら環境関連条例が果たしてきた役割と、なぜいま改正が必要なのかを明らかにするとともに、徹底した会議公開と市民参加による条例改正の経緯と、各条例の基本的な考え方、主な改正点などを報告していきます。

手続きの手法と特徴

環境局環境企画室副主幹

石田宣久

公害防止条例などの環境関連条例の改正が、

昨年一二月市議会で全会一致で可決され、二月二十四日に公布されました。

今回改正されたのは、公害防止条例、自然環境保全条例、環境影響評価条例で、いずれもその制定後二〇数年が経過している条例です。今回の改正でこれまでの条例が廃止され、それぞれ次の新条例が制定されました。

- ・川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例
- ・川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例
- ・川崎市環境影響評価に関する条例

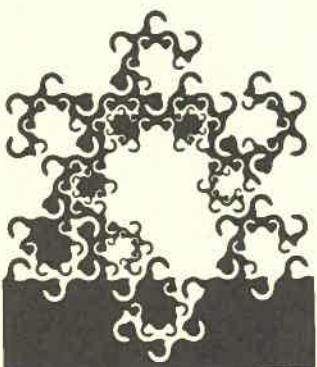
一 旧条例の果たした役割と改正の必要性

昭和四〇年代後半から五〇年代前半に制定されたこれまでの条例が対象としていた課題は、高度経済成長のもとで、工場等の固定発生源からの大気や水の汚染物質の排出規制などの産業公害の防止や、膨張する都市人口を受け入れるための相次ぐ宅地開発による急激な緑地減少や環境悪化の防止が主でありました。こうしたことから、公害防止条例では、環境基準よりも厳しい環境目標値の設定やその達成にむけた広域的大気汚染物質の総量規制とその改正の必要性、改正の経過と手法、条例改正と共に通する前提的事項についてふれます。

各新条例の主な内容については、稿を改めてふることとします。

二 改正の経過と手法

ここでは、これまでの条例の果たした役割とその改正の必要性、改正の経過と手法、条例改正の新制度を検討するため、市環境行政制度検討委員会（委員長 原田尚彦 大教授）が定などは、その当時いすれも全国で初めての設置されました。



質問から答申まで一年と一〇月を要しました。そのうち、二度の市民説明会に要した期間は、準備から市民意見のまとめまで含めて約一年でした。また必要なことはいえ、説明資料や検討資料の作成などで膨大な量の紙を使用したことでも事実です。

三 条例改正の前提的事項

検討委員会は、今回の環境関連条例を改正するにあたって、その前提となる基本点を次のように確認しました。

- (1) 地域環境の総合的管理の視点から、環境基本条例のもとに環境施策を体系化し、総合的かつ有機的に関連づけて実施できるようすること。
- (2) これまでの環境問題の対策を継続すると

四 おわりに

新しい三条例は平成二年一二月二四日に公布されました。その施行日については、それぞれの附則で、「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日」とされています。

「環境影響評価条例」の おもな改正事項について

環境局環境審査課副主幹

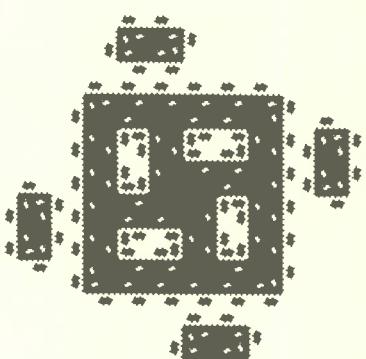
福井俊夫

川崎市は、全国に先駆けて、昭和五一年に「環境影響評価に関する条例」を制定し、以来、二〇余年にわたり環境影響評価制度を運用し、地域環境の保全に貢献してきました。

しかし、条例制定後の経過のなかで、社会経済状況の変化や都市化の進展、科学技術の進歩などにより、環境問題は複雑化し、その様相を変えてきました。

一 改正の基本的考え方

また、国はこれまで閣議決定要綱に基づく環境影響評価制度を運用してきましたが、平成九年六月環境影響評価法を制定し、環境影響評価において新たな手続の導入や評価技術面における一定の基準を示すなど、わが国の



がおこなわれましたが、ここでは改正の基本的な考え方と主な改正事項についてふれます。

今回の条例改正にあたって、基本とした考え方は次のとおりです。

- (1) 本市のこれまでの運用実績に照らして現

ともに、新たな環境問題の広がり等を踏まえて、環境施策の対象範囲を拡大すること。

- (3) 従来からの規制手法にくわえ、自主管理

- (4) 市、市民、事業者のパートナーシップにたって施策を開拓すること。
- (5) 行政手続法等の制定にともない、許認可等の手続を整備・合理化すること。

現行の環境基本条例の一部改正と「環境保全審議会条例」の制定もあわせておこなわれました。環境基本条例には、旧公害防止条例等の前文の趣旨を継承した前文の創設や、環境目標値の根拠規定の移行などの一部改正がおこなわれました。

さらに、環境保全審議会条例では、これまでの公害対策審議会、自然環境保全審議会、公園緑地審議会、廃棄物対策審議会等の環境関連の審議会を統合して、環境保全審議会とすることが規定されました。なお、環境政策審議会及び環境影響評価審議会については、それぞれ独自の役割があること等から現行どおり存続することになりました。

ともに、新たな環境問題の広がり等を踏まえて、環境施策の対象範囲を拡大すること。

また、これらの新条例の制定にともない、現行の環境基本条例の一部改正と「環境保全審議会条例」の制定もあわせておこなわれました。

- (3) 従来からの規制手法にくわえ、自主管理

- (4) 市、市民、事業者のパートナーシップにたって施策を開拓すること。
- (5) 行政手続法等の制定にともない、許認可等の手続を整備・合理化すること。

環境基本条例には、旧公害防止条例等の前文の趣旨を継承した前文の創設や、環境目標値の根拠規定の移行などの一部改正がおこなわれました。

さらに、環境保全審議会条例では、これまでの公害対策審議会、自然環境保全審議会、公園緑地審議会、廃棄物対策審議会等の環境関連の審議会を統合して、環境保全審議会とすることが規定されました。なお、環境政策審議会及び環境影響評価審議会については、それぞれ独自の役割があること等から現行どおり存続することになりました。

行制度の長所を発展させる。

(2) 環境影響評価法との整合をはかり、また

他都市との均衡についても配慮する。

(3) 地球環境問題や有害化学物質汚染等の新

たな環境問題にも対応できるものとする。

(4) 情報の公開や市民参加の充実等、手続を

より透明で公正なものとする。

(5) 環境問題の多様化に対応できるよう、科

学的・技術的知見を生かして評価項目や

評価手法の充実をはかる。

(6) 環境影響評価手続の効率化にも配慮し、

その簡素化をはかるなど、制度の客観性

や信頼性の向上につとめる。

一 主な改正事項

(1) 対象事業の拡大

旧条例の施行後二〇数年の経過のなかで、環境に著しい影響を与える事業が新たに出てきましたので、新条例では、「商業施設、研究施設、電気工作物の業種」も対象にくわえることにしました。

(2) 対象規模要件未満事業への対応

対象となる指定開発行為の規模要件をわずかに下回るよう設定して、環境影響評価制度の適用を逃れる、いわゆる「アセス回避」事業が見受けられ、それらへどう対応するかが関心を集めましたが、新条例では、複合開発事業という概念を新しく設けて、それらに対応できる方法を示しました。つまり、個々の開発事業では指定開発事業の要件を下回っていても、隣接しておこなわれる複数の事業の規模を合計すると、指定開発事業の要件をこえており、かつ事業の実施時期が一定期間以内という場合は、これらを「複合開発事業」としてどちら

え、環境影響評価制度の対象とするとした。その際の手続は「第三種行為」に準じたものとしました。

また、法対象事業、市条例の指定開発行為、そしてこの複合事業のいずれにも該当しない事業であっても、自主的に環境影響評価がおこなえる規定も設けました。

(3) 事業規模に応じた手続

これまでの制度では、対象とする事業の規模の大小にかかわらず、一律の手続を課してきましたが、新条例では、環境に及ぼす影響の度合いに応じ、厳重な手続をとるものから簡易な手続で済ませるものまでの段階を設けました。

具体的には、環境影響が重大なものとなる大規模事業を「第一種行為」として位置づけ、方法書→準備書→審査書→評価書という手続を踏むとともに、事業実施後の事後調査も義務つけました。また事後調査に対する市民意見の提出できる期間等についても明示しました。

「第一種行為」には満たない中規模の事業については、「第二種行為」とし、原則として現行と同様な手続を適用するとしました。さらに、それ未満の小規模な事業については「第三種行為」として、事業の形態等に応じて公聴会の省略などの手続の簡素化をはかるなど、対象となる指定開発行為にも、手続上の違いをつけることで、制度の効率化と公平性の確保につとめました。

そこで、新条例では、調査の手戻りを回避し手続の効率化をはかるため、環境影響評価をおこなう前の段階で、事業者が評価項目や手法を提示して市民意見を求め、地域の情報を反映しながら評価項目等を絞り込むスコーリングという新しい手法を取り入れました。この手法は環境影響評価法に位置づけられた方法書の仕組みと同様あります。

ウ 事後調査手続

環境影響評価制度の実効性・信頼性を確保するためには、事業の実施前での調査とともに、供用後の事後段階での調査も必要であります。

これまでの制度でも、事業者に供用段階

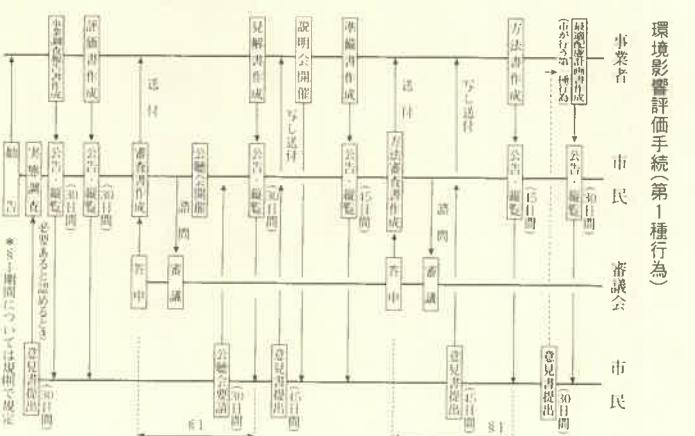
本市では、これまで環境基本条例の環境調査制度を適用して、市がおこなう一定規模以上の事業計画の構立案段階での環境面からの総合的調整をおこなってきました。

こうした経緯などを踏まえ、新条例では、市が実施する第一種行為で環境に特に重大な影響を及ぼすと考えられる事業について、事業計画の立案段階で、計画の概要や環境との係わり等の情報を公開し、市民の意見を求め、計画内容に反映していく計画段階手続をはじめて位置づけました。

イ 事前段階手続

これまでの制度では、対象とされた事業者は自主的に予測評価項目等を設定して環境影響評価をおこない、報告書を作成し、これを市民縦覧にかけてきました。しかし、縦覧の段階で評価項目や手法について新たな指摘等があつた場合、これを受けて調査の手戻り等が生じるなど、手続の重複、期間の長期化などが生じ、その改善の必要性が指摘されていました。

そこで、新条例では、調査の手戻りを回避し手続の効率化をはかるため、環境影響評価をおこなう前の段階で、事業者が評価項目や手法を提示して市民意見を求め、地域の情報を反映しながら評価項目等を絞り込むスコーリングという新しい手法を取り入れました。この手法は環境影響評価法に位置づけられた方法書の仕組みと同様あります。



での環境調査報告書の提出を義務づけたり、市長の審査書のなかで事後モニタリングの必要を指摘してきたこともありますが、必ずしも体系的な事後調査制度とはなっていませんでした。

そこで、新条例では、予測評価の妥当性や環境保全対策の有効性を確認し、状況に応じて事業者に一層の環境配慮をうながすために、事後調査に関する規定を整備しました。

(5) 法対象事業への対応

環境影響評価法の対象となる事業については、同法が施行された時にこれまでの条例を一部改正し、県知事に対して提出する市長意見をまとめる際に、市民意見や審議会の意見を反映する手続を定めましたが、新条例では、それにくわえて、事後調査に関する手続、法の評価項目にない本市独自の評価項目についての手続を定めました。

三 おわりに

本市は、全国に先駆けて条例を制定し、この間一二〇件を超える実績を積み上げてきました。今回の改正は、これらを踏まえて改善をはかるとともに、計画段階手続や手続の効率化等の新たな試みをするなど、現在の市環境や社会経済状況等に即した条例となつたと自負しています。

「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」におけるパートナーシップ

環境局環境企画室副主幹

高田 明

今回の環境関連三条例の改正のなかで、緑に関するものとして、新たに「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」（以下、「新条例」といいます）が制定されました。

新条例は、昭和四八年一〇月に制定された

「自然環境の保全及び回復育成に関する条例」（以下、「旧条例」といいます）を全面的に見直し、今日の緑の保全及び緑化の推進に関する市民の要求に的確に応えることを目的として、制定されました。

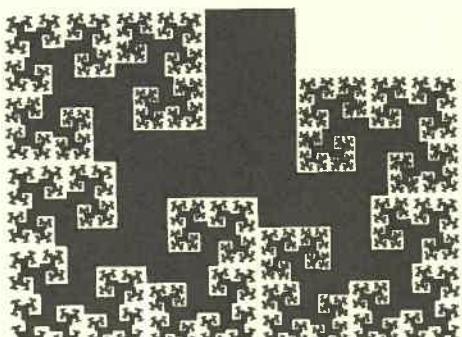
一 新条例の基本的な考え方

旧条例が制定されてから二五年余りが経過し、この間市は「自然環境保全地域」や「保存樹木」の指定制度などにより、緑の保全及び育成に取り組んできました。

しかし、首都東京に隣接している関係から、依然として宅地造成事業等の開発志向は続き、緑地の面積は旧条例の制定時に比べて著しく減少しています。

こうした経過を踏まえて、新条例では、①緑地保全に関するものは、都市緑地保全法による「緑地保全地区」の規定を適用し、これを補完するものとして、市が市民及び事業者とのパートナーシップ（協働）に関する制度を中心に説明していきたいと思います。

二 緑の保全に関する制度



都市における緑は、市民が快適な生活を営んでいくうえで、必要不可欠なものです。しかし、その保全を進めていくには、土地所有者の権利との調整をはかる必要があるなど難しい面もあります。そこで、新条例では、土地所有者の権利に十分配慮しながら、地域住民との合意形成や負担の公平に留意して、多様な手法に基づいて施策を展開していくこととしています。その主なものとして「緑の保全地域」の指定制度があります。

この制度は、旧条例で定めていた自然環境保全地域のうち「普通地区」の制度を継承したもので、豊かな緑が存在する斜面緑地など、一定の条件に該当する区域を市長が緑の保全地域として指定するとともに、土地所有者などの関係人（以下関係人等といいます）の意見を聴きながら、区域内の緑に関する保全計画を作成し、その計画に基づき、関係人等が周辺住民の協力を得ながら管理していくものです。

このことは、現在、一部の緑地保全地区でおこなわれている、市と市民とのパートナーシップによる保全管理活動を広げて、緑の保全地域においても同様の活動をおこなつていただけるものとしたことです。

三 緑化の推進に関する制度

緑化の推進に関するものとして、旧条例では自然環境回復地域を指定して、地域内の事業者や土地所有者等は、植樹等などの必要な措置を講ずるものとしていました。具体的には、市は道路や厅舎などの公其施設の植樹等につとめ、事業者や土地の所有者は、所有地の緑化につとめるものとされていました。さらに、工場緑化に関する協定や開発行為などを

による事業区域内の緑化義務なども定めていました。

新条例では、市長は、緑の基本計画に緑化の推進を重点的にかかるべき地区（「緑化推進重点地区」といいます。）について推進計画を定めて、計画的に緑化の推進につとめるものとしています。

これと並んで、市民が主体となって地域内の緑化の推進をはかつていく制度として「地域緑化推進地区制度」が設けられました。この制度は、一定の区域（例えば一町内会の区域や一の小学校の学区など）を定め、土地所有者や事業者などの地域の関係者が自主的に、地域における緑化の内容や役割分担等を定めた「地域緑化推進計画案」を作成し市長の認定を受け、地域内の緑化の推進をはかつていぐものです。

なお、この計画案づくりにあたっては、関係者の要請に基づき市長は、アドバイザーの派遣など必要な支援をおこなつていくものとしています。現行の制度としては、市と市民組織との協定により、地域の緑化にとりくむ

「市民緑化推進地区」がありますが、今回の条例改正では、この制度をさらに充実発展させて、市民が主体となつて地域内の緑化の推進に関して、自主的にとりくんでいくものと位置づけました。

五 おわりに

これから緑の保全及び緑化の推進をはかっていくためには、市民が主体となつた地域からのとりくみが、これまで以上に必要となります。このことは、本市の緑の基本計画である「かわさき緑の三〇プラン」でめざす緑のまちづくりを推進していくうえからも大変重要なことです。

そのためには、市民・事業者と市が相互の役割分担や協力体制などについて、合意形成をはかつたうえでとりくんでいくことが必要となります。そのため、そのなかでも特に、市による積極的な支援措置が重要となつてくると思います。

そのためには、市がこれらに関する施策を推進していく上で、必要な人材や団体の育成が不可欠になってしまいます。具体的には、地域における緑の保全や緑化の推進にたずさわるリーダーやボランティアの育成などが考えられます。

このうち、人材に関するものとしては、緑化推進リーダーの育成があります。これは現行の自然環境指導員に代わるものとして、地域における市民の自主的な活動を促進するために、その中心的な役割を担つてもらうことを目的として、市が育成講座などを開催してその育成につとめていくものです。こうした講座などで取得した知識を、地域の活動に活かしてボランティア活動の輪が広がつていけば理想的なことだと思います。

これとともに、実践的な活動を実施してもらうことを利用とした団体の育成もはかつていくものとしています。

四 市民及び事業者との パートナーシップにかかる 人材の育成

新条例では、市と市民及び事業者は、それの責任と負担により、相互に協力して継続的に緑の保全及び緑化の推進につとめていくものとしています。

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」における規制と自主管理

環境局環境企画室主任 横田 覚

昭和四七年に制定された「川崎市公害防止条例」（旧条例）は、深刻な大気汚染問題を克服するため、市独自の「環境目標値」を掲げるとともに、全国に先駆けた「総量規制方式」を制度化したものです。しかしながら、近年の環境問題の多様化、複雑化は、工場等の「固定発生源」に対する規制措置のみでは、十分な効果を得ることが困難な状況となっています。また、地球環境問題や環境ホルモン等については、環境への影響が懸念されますが、十分な科学的知見が得られていないため、規制値の設定等は、困難な状況となっています。これらの問題は、複雑で、不確定な要素を抱えていますが、環境への影響を未然に防止するためには、環境中に排出される汚染物質の負荷を自然界の可逆性を維持できる範囲内までに持続的に低減することが必要となります。

このような状況を踏まえ、平成一二年二月に公布された「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（新条例）では、規制的な手法にくわえ、自主管理を誘導する手法を定めた包括的な仕組みとなっています。

の答申にそつて策定しました。その基本的な考え方は、次のとおりです。

ア 地域の環境管理に一義的な責任を負う、自己完結的な条例とすること。

イ 川崎市環境基本条例の政策理念のうち、人の健康を保護し、生活環境を保全する分野を担う条例とすること。

ウ 公害の防止に、環境への負荷の低減をはかることをくわえ、条例の対象とする分野を拡大すること。

エ 規制措置に関する規定を充実するとともに、自主管理を誘導する施策を導入する規定を整備すること。

オ 地方分権にともなう地方自治法の改正を見え、要綱、指針等により対応していた事項のうち、市民、事業者の権利、義務に関する事項については、これまでの実績を踏まえ、条例に規定すること。

現在、本市には、県条例と旧条例の二つの条例が適用されていますが、これらの考え方に基づく新条例の制定により、県条例の大半について適用の除外を受け、新条例に一本化されることとなります。

考慮した総量規制的な観点と、処理技術の水準や現実的な対応能力を考慮した観点がありますが、規制の導入にあたっては、これらが相互に関連しています。規制的な手法は、法的な強制力により、短期間に、その実効性が担保されますが、規制値を満足した場合、それ以上の削減効果は期待できません。また、その対象者は、原則として汚染者負担の原則により汚染物質の排出者となりますが、自動車排出ガスや生活排水のように排出者が不特定多数の場合は、実効性の観点から規制手法の導入は困難となります。

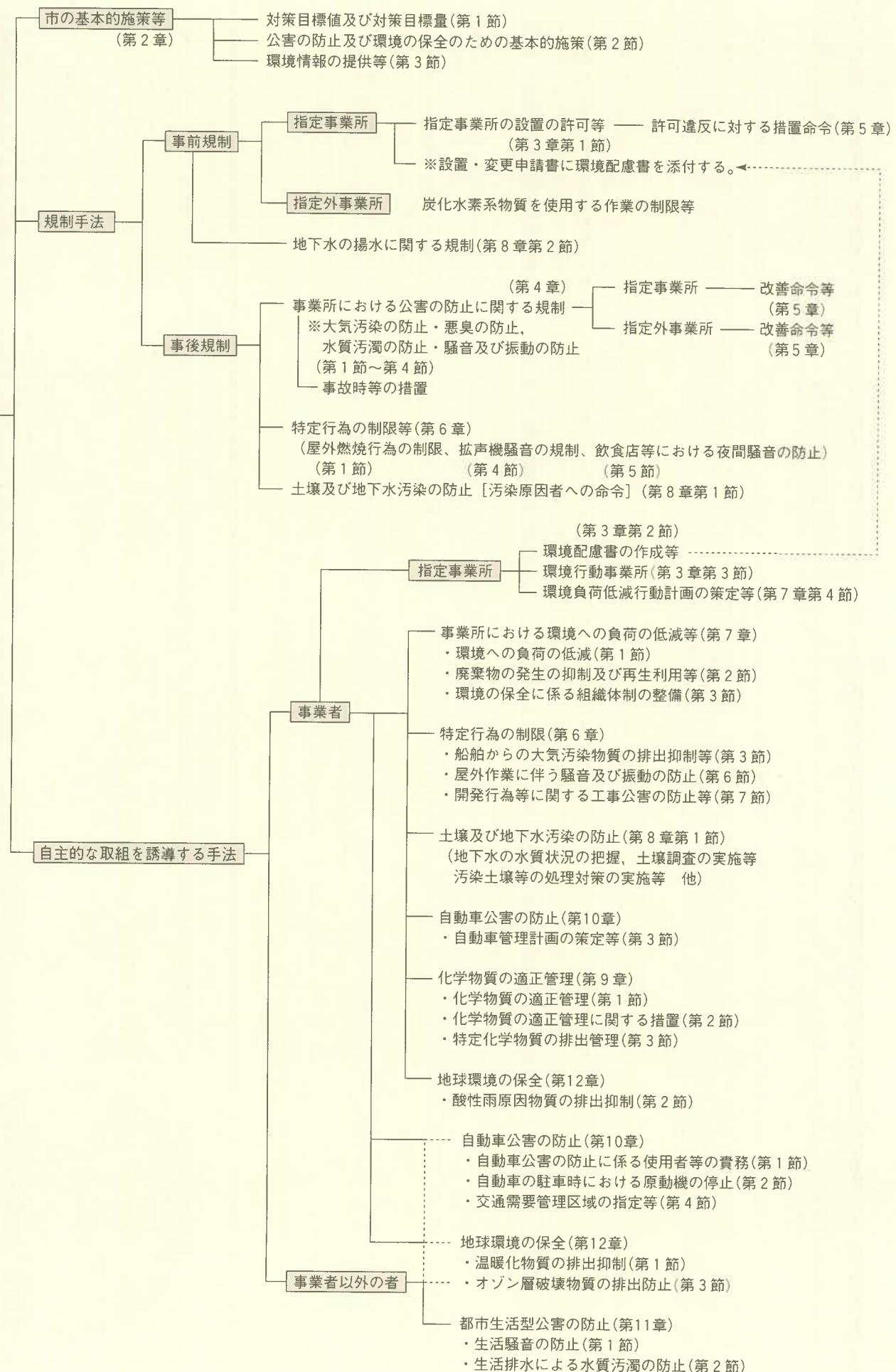
自主管理は、対象者みずからの認識のもとにとりくまれるものであります。対象者は、特に限定されず、そのとりくみは、持続的なものとなります。一方、法的な強制力をともなわないため、実効性には一応の限界があるといわれています。その面では、社会的な地位が確立された段階には至っていないと思われますが、近年、ISO14001等をはじめとする環境管理・監査システムの自主的なとりくみが社会的な潮流となっています。従つて、このような自主的なとりくみをうながすことも重要な課題となっています。

一 条例制定の考え方

二 規制と自主管理の特徴

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の体系

条例の目的(第1章)



本市の政策展開から①

「介護保険制度」実施にあたつて①

介護保険がこの四月から施行されます。今回は、介護保険の施行にともない広範な市民参加による制度づくりなど、制度の円滑な実施にむけた本市のとりくみについて報告します。また、SPM（浮遊粒子状物質）対策や、昨年の一二月に行われた「ものづくり川崎」フォーラム宣言の内容を掲載します。

「介護保険制度」をめぐる 川崎市のとりくみ

健康福祉局介護保険準備担当主査

福芝康祐

平成一二年四月からスタートとした介護

保険は、高齢期の最大の不安である「介護」を社会全体で支える仕組みであり、行政主体の一措置による福祉から給付と負担の関係が明確な「保険制度」に転換し、さまざまな事業主体が介護サービスを提供することにより、利用者が自由にサービスを選択できることを最大の目的としている。これまで、本市においては、広範な市民参画による制度づくりにとりくんできたところであるが、本稿では「川崎方式」と呼ぶふさわしい独自のとりくみを中心に紹介することとした。

一 介護保険と高齢者保健福祉施策の一体的なとりくみ

本市では、介護保険給付サービスの見込

量とその確保策、制度の円滑な実施にむけたとりくみの内容を定める「介護保険事業計画」と高齢者総体の地域における福祉水準の向上をめざす「高齢者保健福祉計画」を一体的なものとして策定するため、「介護保険事業計画策定委員会」と「高齢者保健福祉計画策定協議会」の二層構造の市民参画型協議会組織を設置し、介護保険制度下における生涯福祉都市づくりの推進目標として討議を重ねることにより、次のような方向性を明らかにすることとなつた。

ア 介護保険給付サービスの円滑実施にむけたとりくみ、サービス確保策とともに、介護保険対象外の介護サービス（自立支援事業、介護支援事業、介護特別強化支援事業）により、要援護高齢者の自立生活を支援。

イ 九割近くの健康・自立高齢者に対する

高齢者、残りの約一五%の高齢者は支援が必要であり、そのうち一〇・四%の方が介護保険の適用を受ける要介護者・要支援者であることが推定された。（図1）

また、市内の要介護者・要支援者は約一六、〇〇〇人（平成一二年四月一日現在）と見込まれ、そのうち要介護認定申請をおこなう方は、約一四、〇〇〇人と予想している。

平成一一年一〇月から開始した認定申請においては、既存のサービスを受けている方に対する申請代行や区域割申請により、窓口で混亂することなく順調に申請手続がすんでおり、訪問調査は、市非常勤の訪問調査員七〇人や指定居宅介護支援事業者により実施しているほか、市外施設入所者には当該施設に調査を依頼することになるため、全国規模で調査をおこなつてている。

これらを踏まえた要介護の認定状況は次のとおりである。（表1）

積極的な社会参加、健康づくり、予防リハビリを地域を単位として総合的にとりくむ「生涯現役大作戦」の推進。

ウ 市民公募委員の参加、家族会、ボランティア代表による苦情解決・権利擁護への提言、市内六五カ所における区民対話説明会の開催等による市民の合意形成と小地域を基盤とする計画策定の重視。

三 介護保険サービスの基盤 整備と本市独自の施策

本市は、これまで、高齢者保健福祉計画にもとづき、保健福祉の基盤整備と地域における支え合い・助け合い活動の展開による三四時間三六五日型介護支援システムづくりにとりくんできた。

このことを踏まえて、介護保険サービスの基盤整備を鋭意進めてきたところであるが、今後の基盤整備は介護サービスをはじめ民間事業者や市民事業者等の積極的な参入により一層促進されることとなる。

(1) 介護保険給付サービスの確保

本市の訪問介護、訪問入浴は從来から高水準であり、介護保険下においても万全の体制によりサービスの提供ができるものと予測している。訪問看護及び短期入所サービスは、近年急速な参入が続いており適切な提供が見込まれるもの、通所介護サービスは、いつそうの供給量確保が必要なため、特別養護老人ホーム併設型の整備にくわえて、民間活力の活用や運営方法の改善等あらゆる方策によりサービス量の拡大をはかることとした。

なお、施設サービスのうち特別養護老人ホームの整備は本市施策の最優先課題の一

(2) 介護保険対象外サービス

介護保険サービス以外に、本市独自の施策として次の事業を実施することにより、支援護の必要な高齢者が自立した日常生活が送れるよう総合的な支援をおこなうこととした。

ア 要介護認定の結果、非該当と認定された方が自立した在宅生活を維持できるようふれあい型ヘルパーの派遣やふれあい型デイサービスをおこなう「高齢者自

図1 高齢者の状態別割合

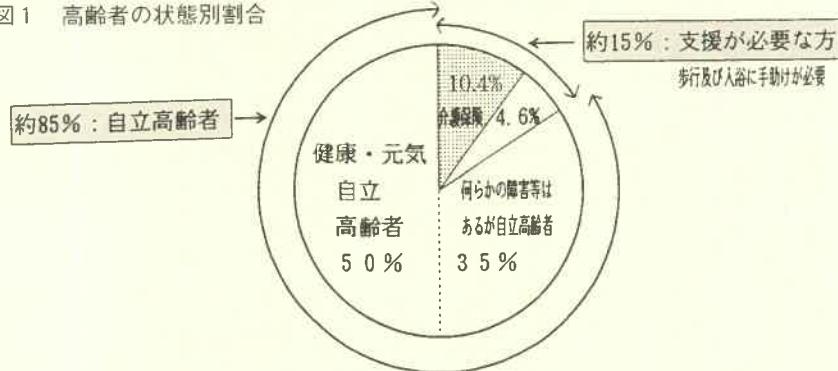


表1 認定件数

	施設	在宅	合計	比率
認定件数	2,372	10,194	12,566	
非該当	15	414	429	3.4%
要支援	84	1,271	1,355	10.8%
要介護1	332	2,437	2,769	22.0%
要介護2	317	1,875	2,192	17.4%
要介護3	423	1,415	1,838	14.6%
要介護4	701	1,431	2,132	17.0%
要介護5	500	1,351	1,851	14.7%

平成12年3月31日現在

図2 平成12年度高齢者総合施策体系

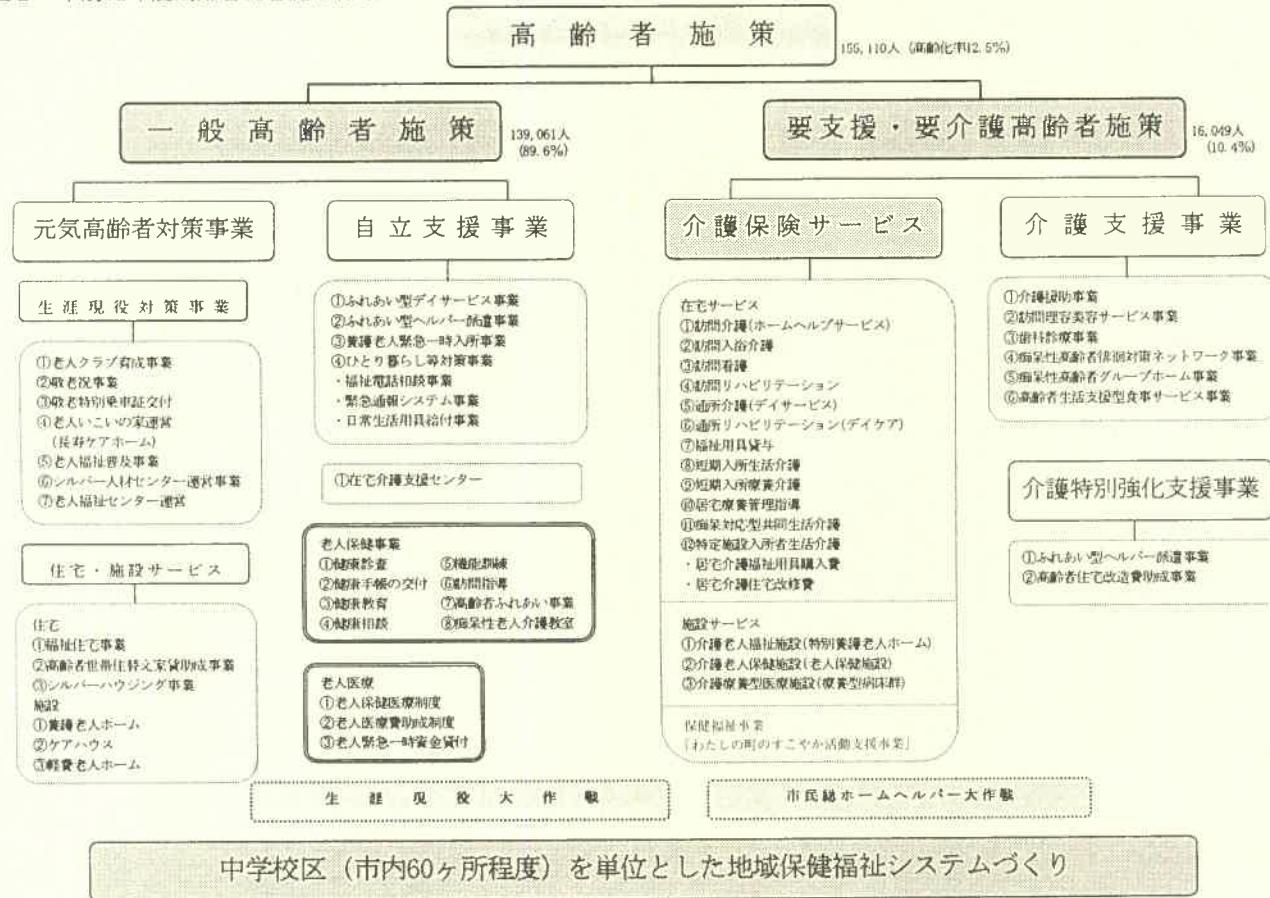
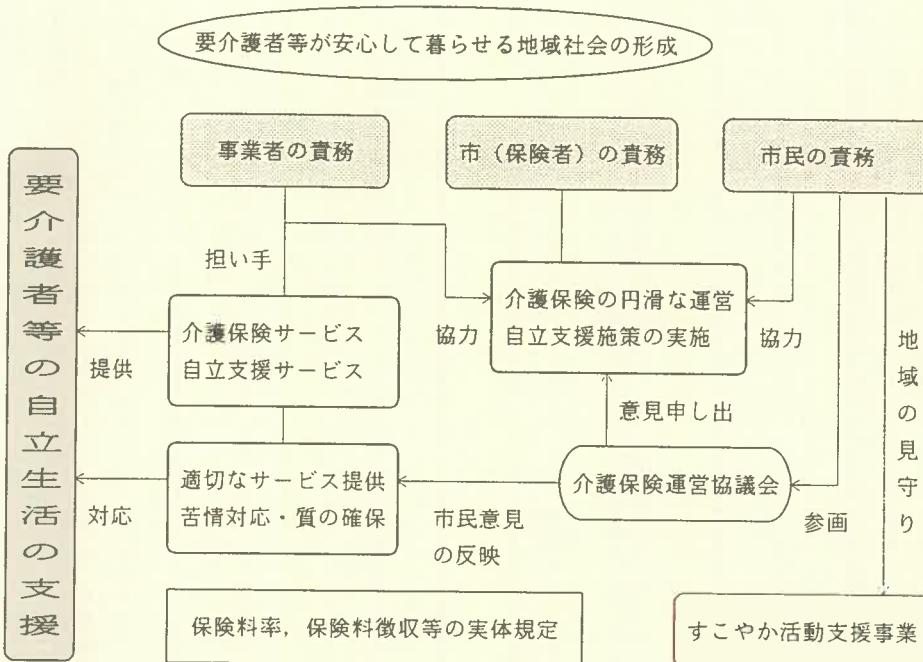


図3 介護保険条例のコンセプト



ウ 要支援・要介護者または一人暮らし、
高齢者のみ世帯等で支援を必要とする高
齢者に対し、在宅生活を支援するサービス
の提供をおこなう「高齢者介護支援事業」。

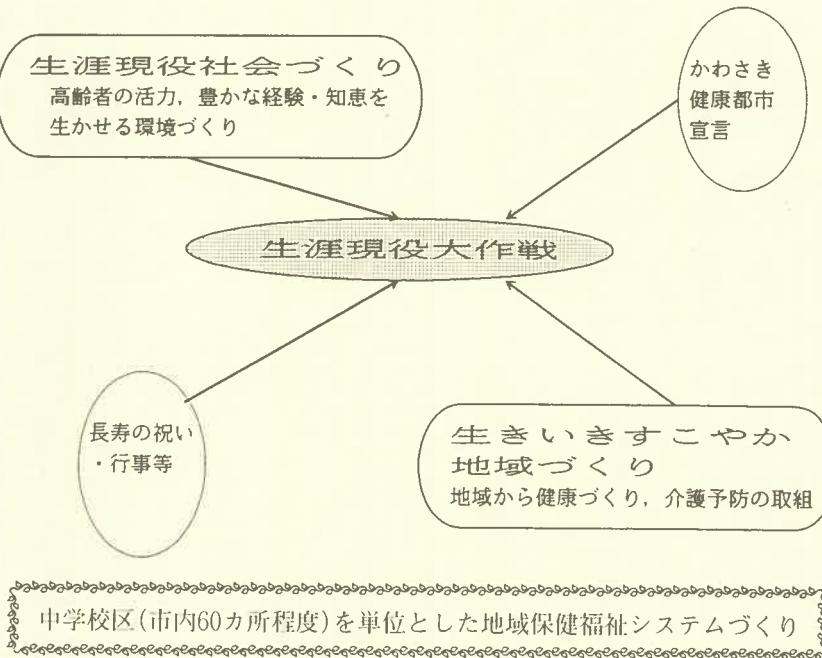
立支援事業」。
い 要支援・要介護者のうち、一人暮らし
し、高齢者のみ世帯、日中独居等の高齢者
で保険給付だけでは在宅生活の維持が困
難な方についして、家事援助ヘルパーの
派遣をおこなう「介護特別強化支援事業」。

四 サービス利用と苦情対応

介護保険におけるサービスの提供は契約に基づく権利関係となるため、利用者がみずからの中の選択に基づきサービスの利用や苦情対応が可能な支援システムが必要である。

本市では、介護保険制度における苦情対応の仕組みの円滑な運用とあわせて、利用者本位のシステムづくりをめざしており、策定委員会等における提言・意見を踏まえ

図4



て、制度運営のコンセプトを介護保険条例の中に位置づけるとともに、市、事業者、市民の責務を明らかにした。(図3)

本市では、他の自治体に先駆けて、二世紀の超高齢社会にふさわしい新たな高齢イメージづくりや充実したシニアライフのために、豊かな高齢社会の構築にむけたとりくみとして、「生涯現役大作戦」を開催している。この大作戦は、健康で元気な高齢者の積み重ねとして、「生涯現役大作戦」を開催している。

本市では、他の自治体に先駆けて、二世紀の超高齢社会にふさわしい新たな高齢イメージづくりや充実したシニアライフのために、豊かな高齢社会の構築にむけたとりくみとして、「生涯現役大作戦」を開催している。

五 生涯現役大作戦の推進

極的な社会参加をはかる「生涯現役社会づくり」と、何らかの障害や病気のあるもの、おおむね自立した高齢者の閉じこもりや寝たきり・痴呆の予防、健康づくり、地域における社会参加を促進する「生きいきすこやか地域づくり」を二本柱として、その推進をはかっている。(図4)

六 介護保険の実施・推進体制

介護保険の円滑な実施にむけて、市民に対して介護保険制度及び本市の高齢者保健福祉施策について、ひろく普及啓発し、理解と協力を得ていくことが重要である。

このため、市長を本部長、担当助役を副本部長とする「介護保険実施本部」を設置するほか、各区に、町内会・社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・老人クラブ・家族会・ボランティア団体等から構成される「各区介護保険推進本部」を設けることにより、地域が主体となつて介護保険及び高齢者保健福祉施策を推進することとした。

あわせて、介護保険の運営に関する事項のほか、高齢者保健福祉施策に関する事項を調査審議し、市長に対して意見を申し出ることができる介護保険運営協議会を設置し、市民の意見を反映させながら、介護保険を運営する仕組みにとりこんでいる。

介護保険は地方分権の試金石と言われるなかで、四月にスタートしたばかりの介護保険をいかに円滑に運営していくか、業務に携わる職員の創意工夫が、今求められている。

「要介護認定」の実際

第一次判定者として

川崎区田島支所介護保険準備担当主幹

齊藤正男

はじめに

川崎市では、平成一二年四月の公的介護保険制度の施行にむけて、平成一一年四月に各区、福祉センターに介護保険準備担当が設置されました。私は、田島支所の介護保険準備担当として、要介護認定の前提となる第一次判定をおこなっています。

四月に各区、福祉センターに介護保険準備担当が設置されました。私は、田島支所の介護保険準備担当として、要介護認定の前提となる第一次判定をおこなっています。

すでにマスクなどを通じて存じだと思いますが、介護保険制度では、寝たきりや痴呆等で常時介護を必要とする状態

(要介護状態)になつた場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要となつた状態(要支援状態)になつた場合に、介護サービスを受けることができます。

この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすればどの程度かの判定をおこなうのが要介護認定

であり、保険者である市町村に設置される介護認定審査会で判定されることにな

ります。要介護認定のプロセスは図1のとおりですが、この認定作業は介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準について全国一律に客観的に定める必要があります。

ここでは、田島支所の介護保険準備担当としてどのような仕事をおこなつてきたか、介護保険施行を支える現場レベルでの地道な作業をたんたんと綴つておこうと思います。

介護保険を下支えする私たちの日々を描きます。

(1)準備作業

まずははじめに、高齢者のサービスを受けている方々のサービス受給者台帳を作成しました。九月に非常勤調査員(看護職、福祉職、ホームヘルパーなど)を雇用し、約一ヶ月にわたり介護保険制度の仕組み、調査の方針、認定審査の仕組みなどの研修をおこない、研修の最後には、昨年試行的に事業に携わった者からの同行調査研修もおこないました。

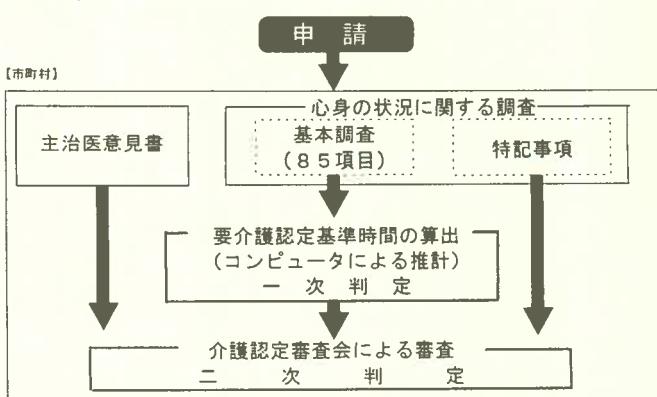
一 第一次判定(準備作業と申請)

第一次判定は、最終的な「要介護認定審査会」に審査資料を提供する重要な作業です。田島支所では、申請にもとづき、主治医の意見書を医療機関に求めるところに、調査員が対象者宅を訪問調査をおこなつてきました。訪問調査によりマーケシートをつくり、認定ソフトにかけ第

(2)申請

一〇月一日から申請の受付が始まりました。川崎市では、申請時の混乱を避けるため、一〇月から一二月までの三ヶ月にわけ各町別に申請を受付することにし、また、現在サービスを受けている方に

図1 要介護認定のプロセス



サービス台帳をつくり、調査員が連絡のうえ訪問するという「みなし申請」のうえ調査を実施しました。また、ケアマネージャーのいる現行サービス提供事業者(特別養護老人ホーム、訪問看護ステーション、在宅介護支援センター)にも調査を委託しました。

① 調査時に親族の立会い協力をお願いしました。かなり遠方からこられた方もおり調査の精度が高まつたと思われます。また、親族がいない方については、ホームヘルパーや日常のことをよく知っている在宅介護支援センターの職員が協力を申し出てくれました。

(2) 「みなし申請」で調査員が連絡して

も、まだ介護保険のことをよく理解していない高齢者の方も多く、制度の説明に多くの時間がかかりました。電話を切られるという笑えないこともあります。また、日中一人でいる高齢者も多く、家族への連絡も夜になるなど訪問日の約束に苦労しました。

(3) 横浜、東京都内二三区の病院に入院

している方については、調査員が直接訪問し調査しましたが、病院で調査で

きる時間帯は限られており、当初予定した一日三件の調査は事实上できませんでした。

(4) 遠方の病院に入院している方につい

ては、普段から実態がつかめず家族の申請を待つしかなく、病院と介護支援事務者に調査を委託しましたが調査が遅れましたものもあります。

二 第一次判定（調査など）

(1) 認定調査

認定調査票は、概況調査と、基本調査

八五項目、特記事項よりなっています。神奈川県福祉部高齢者保健福祉部が作成した「認定調査票記入マニュアル」は、調査員の文字通り貴重な手引書になっています。この調査は、今までの高齢者福祉の調査と違つて、記入マニュアルをかなり読み込まないと正しい調査ができません。

(2) 調査の原則

① 原則的には一名の調査対象者の方に

つき、一名の調査員が一回で調査を終了します。しかし、調査対象者が急病等であつてその状況が一過的に変化している場合等で、適切な調査がおこなえないと判断した場合は、再度別の日に調査日を設定します。

② 一回目の認定調査の際に、異なる職種の調査員による再調査を不可欠と判断した時に限り二回目の調査をおこないます。その場合も調査票は一式とします。

③ 聞き取り調査による判断について、基本的には、調査当日の状況と調査対象者及び介護者から聞き取りした日ごろの状況を総合的に判断することになります。ただし、判断に迷った場合で危険がないと考えられれば、実際におこなつても差し支えないとされています。

④ 日常的に器具・器械（自助具・補装具等）を使用している場合は、使用した状況で判断します。

⑤ 自己の判断に十分自信がない場合は、具体的な状況（回数や頻度、距離など）を「特記事項」に記載します。

(3) 調査項目

調査は前述したように、概況調査、基本調査、特記事項に分かれています。

概況調査は、いわゆるフェースシートですが、IVに調査対象者の主訴、家族状況、環境、虐待の有無について記載することになりました。ここに記載があれば認定審査会に資料として提供することになります。

基本調査は、八五項目あり、七三項目の調査と一二項目の（特別な医療）に関

する項目に分かれています。

調査は、一一年度より導入された「中間評価項目」ごとに並べられ、第一群（麻痺、拘縮に関連する項目）、第二群（移動等に関連する項目）、第三群（複雑な動作に関連する項目）、第四群（身の回りの世話等に関連する項目）、第五群（身の回りの世話等に関連する項目）、第六群（コミュニケーションに関連する項目）、第七群（問題行動に関する項目）と（特別な医療に関する項目）になっています。この他

に、障害老人の日常生活自立度（JAB C）、痴呆性老人の日常生活（I II III IV M）も記入します。

(4) 認定調査票の記入要綱

記入要綱は、項目の定義、調査方法、調査上の留意点、選択肢の判断基準からなっています。また、調査上の留意点には、「特記事項」に記載する事項を具体的に明示しています。

調査はかなり複雑です。たとえば、麻痺等の有無をみると、「項目の定義」で麻痺等によって、調査対象者の日ごろの日常生活状況からみて日常生活に支障がある場合に、その身体部分を確認する項目

であるとなっています。また、日常生活に明らかな支障がある筋力低下があつても麻痺等としますし、パーキンソン病等により筋肉の不随意運動により随意的な運動機能が低下している場合等も含まれるとしています。これとは別に、手指や足ゆびの麻痺により支障がある場合や、四肢の欠損がある場合も「その他」を選択するとあります。

三 一次判定

認定調査員は、調査票をマークシートに転記し提出します。それに主治医から提出された意見書と大きな矛盾がないか、マークシートに転記ミスや記入漏れがないか点検します。それが終わってから一次判定ソフトにかけます。

一次判定のコンピューターシステムは、一分間タイムスタンプの対象者の平均値による要介護認定基準時間の推計値（分／日）

図2 樹形モデルの簡単なイメージ

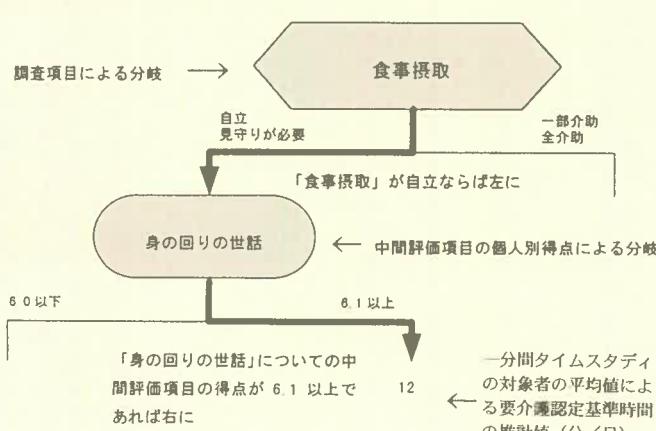
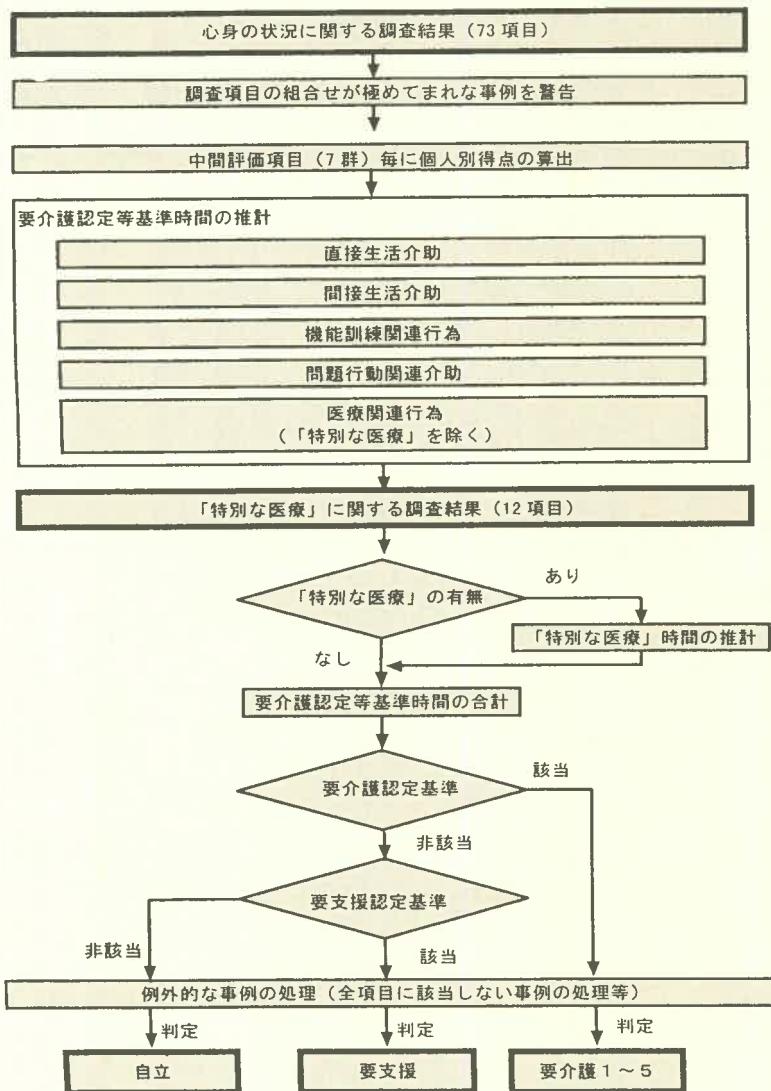


図 3

直接生活介助	身体に直接触れて行う入浴、排せつ、食事等の介護等
間接生活介助	衣服等の洗濯、日用品の整理等の日常生活上の世話等
問題行動関連介助	徘徊、不潔行動等の行為に対する探索、後始末等の対応
機能訓練関連行為	えん下訓練の実施、歩行訓練の補助等の身体機能の訓練及びその補助
医療関連行為	呼吸管理、じょくそう処置の実施等の診療の補助等

要支援	5分野を合計した要介護認定等基準時間が30分未満であって ・要介護認定等基準等時間が25分以上 または ・間接生活介助、機能訓練関連行為の2分野の要介護認定等基準時間の合計が 10分以上
要介護 1	5分野を合計した要介護認定等基準時間が 30分以上 50分未満
要介護 2	5分野を合計した要介護認定等基準時間が 50分以上 70分未満
要介護 3	5分野を合計した要介護認定等基準時間が 70分以上 90分未満
要介護 4	5分野を合計した要介護認定等基準時間が 90分以上 110分未満
要介護 5	5分野を合計した要介護認定等基準時間が 110分以上

図 4 一次判定用ソフトウェアの内容



訪問調査の項目等ごとに選択肢を設け、調査結果に従い、それぞれのお年寄りを分類してゆきます。これは、「一分間タイムスケーリング」というソフト分類の中からその心身の状況が最も近いお年よりのデータを探し出して、そのデータから要介護認定基準時間を推計するシステムです。この方法は樹形モデル（図2参照）と呼ばれます。

ここで示された要介護認定等基準時間は、あくまで介護の必要性をはかる「ものさし」であり、直接訪問介護、訪問看護などの在宅で受けられる介護サービスの合計時間と連動するわけではありません。要介護の一次判定はどのくらいの介護サービスが必要かを示すものであり、指標である要介護認定基準時間の長さによって表されます。要介護認定基準時間は

次の五つの分野ごとに計算され、その基準は図3の通りです。

一次判定の結果調査項目の組み合わせが極めてまれな場合には、「警告コード」が出されます。このたび田島では八三例ありました。このコードが出たときには、調査票を再度調査します。このようにして、一次判定結果、医師の意見書、調査票の特記事項、必要に応じた概況調査の

特記事項を認定審査の資料とします。一次判定用ソフトウェアの内容は図4の通りです。
なお、委員の方々には原則として、約一週間に審査資料をお配りし、資料を読み込んでもらい、審査会にのぞんでもらいました。
参考 認定調査員・介護認定審査会委員研修テキスト
省老人保健福祉局介護保険制度旅行準備室 (厚生)

浮遊粒子状物質対策をめぐる バスケット方式について

環境局公害部大気課副主幹

武川 满

大気中に浮遊している微粒子のうち粒径が一〇マイクロメータ以下のものを浮遊粒子状物質(SPM:Suspended Particulate Matter)という。川崎市におけるSPM濃度は、ここ数年は漸減傾向にあるものの、依然として環境基準(注1)を達成できない状況が継続している。

SPMは、その発生・生成メカニズムが複雑なことなどから、なかなか有効な対策が打ち出せない状況であった。しかしながら、近年、発生源の排出実態把握や汚染機構に関する調査・研究が進められた結果、二次粒子の生成量を推計するモデル式

法として審議会から提案されたもので、汚染物質ごとに総量規制基準を定めている従来の規制の枠組みを大きく前進させた考え方である。バスケット方式は、これまでに類をみない新しい政策手法のため、その具体的な仕組みづくりに向けて、あらゆる検討を進めているところであるが、本稿では、答申時の議論をもとにバスケット方式をめぐる背景や基本的な考え方を紹介したい。(公害対策審議会答申から引用)。この

一 SPMは複合的な大気汚染の指標

SPMを詳細にみると、「一次粒子」と「二次粒子」に大別される。「一次粒子」は初めから粒子として排出される「ばいじん」や「粉じん」、ディーゼル車の排気粒子(D EP)等である。一方、「二次粒子」は、 SO_x (硫黄酸化物)、 NO_x 、HCl(塩化水素)など排出時にはガス状物質であつたものが大気中で光化学反応によつて粒子化したものという。

このような「一次粒子」と「二次粒子」の濃度割合についてSPMシミュレーションで推計すると、次表のとおり「一次粒

子」が三九%、「二次粒子」は二五%を占め、一次粒子は自動車の寄与が大きく、二次粒子では工場が最も大きいことが分かった(公害対策審議会答申から引用)。このようにSPMは、種々の汚染物質を含した複合的な大気汚染物質であるため、「一次粒子」の削減対策を実施するとともに、「二次粒子」の生成を抑制するため、工場から排出される SO_x 、 NO_x 、HClを包括的に削減していくことが求められる。

二 個別削減から包括削減へ

具体的な削減方式は、工場・事業場から排出されるばいじん、 SO_x 、 NO_x 、HClを次式によつて粒子状物質(PM・Particulate Matter)量に換算する。その上で環境基準達成に必要なPMの許容量を定め、ばいじん、 SO_x 、 NO_x 、HClの重量を減らしてもらうものである。このようないくつかの削減方式をバスケット方式(注2)といふ。

燃料等が異なるため、工場側の判断に委ねる考え方である。例えば、ばいじん削減が困難なら NO_x 削減でもよいし、 SO_x やHClを減らす対策を探つてもよいとする考え方である。このように、工場の実情に応じて削減対象物質や対策オプションを選択できる点はバスケット方式の長所といつてよい。

三 今後の展開

いずれにしろ、公害対策審議会から提案されたバスケット方式は、従来にない斬新的な政策手法であるため、その具体的な仕組みづくりにあたつては、関係者の理解と協力を得て進めていきたい。

注1 SPMの環境基準:一時間値の一日平均値が $0.1 \mu g/m^3$ 以下であること。
注2 答申では NO_x を別枠で規制することを提案しているが、ここでは便宜上、 NO_x も包含した式で説明している。

発 生 源	△ SPM濃度の発生源別寄与割合(平成5年度)			単位: %
	全粒子	一次粒子	二次粒子	
工場・事業場	30	7	23	—
自動車	37	28	9	—
船舶	7	4	3	—
民家	10	—	—	10
漂流	15	—	—	15
土壤	—	—	—	—
合 計	100	39	35	25

PM=ばいじん+ $\alpha \cdot SO_x + \beta \cdot NO_x + \gamma \cdot HCl$
式の左辺PMは粒子状物質の量。右辺の係数 α 、 β 、 γ は、それぞれ SO_x 、 NO_x 、 HCl を粒子量に換算する係数を意味する。

「ものづくり都市川崎」フォーラム

経済局産業政策部企画課主任 中川耕二



昨年一二月二三日開催した「ものづくり都市川崎」フォーラムにおいて実行委員会の構成団体である産業界、労働界、教育界の各団体の方々及び当日参加者の総意として、次の宣言を採択した。

● 「ものづくり都市川崎」宣言

豊かで安定した生活に向けて、都市の活動を維持、発展させ、いきいきとして魅力あふれる地域社会を築いていくことは、すべての人々の願いです。

私たちのまち川崎には、優れた技術者や技能者が集い、その熱い思いとたゆまぬ努力により、人々の生活の豊かさと安定、さらには技術の先進国日本を築き、その発展をリードしてきた一世紀にもわたる「ものづくり」の歩みが刻まれています。人々の夢や願いを形にする「ものづくり」の役割は、いつの時代においても重要です。これまでに培ってきた「ものづくり」を大切にする川崎の風土を、市民の誇りとして、次代を担う若者達や子供達に手渡していかなければなりません。さらに、これから時代が必要とする情

報、環境、福祉、生活などの広い分野に関する「ものづくり」の方を常に追求し、時代を切り拓く、新しい技能・技術を創り出していくことが必要です。

私たちは、時代の大きな流れの中で、市内に働く人々が互いに尊重しあい、世界に開かれた活力と魅力を創造する都市をめざし、「知恵」と「技」のネットワークの拡大をもって、新たな「ものづくり」に果敢に挑戦していくことを誓い、ここに「ものづくり都市川崎」を宣言します。

一 フォーラム開催に至る経緯

川崎の産業は、京浜工業地帯の中核としておおむね一世紀の間、つねに日本の産業をリードし市民生活の向上に寄与してきた。

また、産業を福祉の糧として考える川崎市では、こうした歩みを背景として、どのようないくべきかの議論がなされ、これが「ものづくり」の現場に携わる方の意見な

ども「ものづくり」に携わる関係者と連携し、実行委員会形式で開催することが重要であると考えた。これは、川崎市においてパートナーシップ型事業を推進していることもあるが、「ものづくり」の現場に携わる方の意見な

くしてはこのフォーラムが成功しないといふことが大きな理由であった。実行委員長は、川崎の産業振興の指針である「かわさき21産業戦略アクションプログラム」(注2)策定のメンバーで、川崎市産業振興財團副理事長の富山国際大学石川久雄教授、副委員長に労働界から川崎地域連合の菱倉三郎議長、委員には「ものづくり」にかかるわ



フォーラムであいさつする高橋清川崎市長

りの深い団体から、川崎市工業連絡会の志熊晴一会長、川崎市工場振興連合会の寺尾巖会長、川崎北工業会の岩井芳勝会長、下野毛工業協同組合の佐々木政直理事長、川崎商工会議所の菊地博専務理事、川崎市技能職団体連絡協議会の工藤昭会長、教育関係者から川崎総合科学高等学校の平出亨校長、さらに行政からは教育長、市民局長、経済局長が参加し、合計二三名で構成された。

ここで、実行委員会で出たいくつかの意見を御紹介させていただくと、「二一世紀には新しい「ものづくり」がはじまる、こうしたなかでフォーラムを開催することはよいタイミングである」、「「ものづくり」の重要性を再認識しよう」という取り組みが工業教育にとつてはありがたく思う」など、開催については今が好機であるといった意見が多かった。

しかし、その反面で「「ものづくり」現場の中小企業は経営が厳しく、「ものづくり」への嫌悪感を若い人がもっている状況がある」など「「ものづくり」の現場の厳しい現状の指摘もあつた。

こうした議論を経て、フォーラムのメインテーマを「二一世紀を支える川崎のものづくり」とし、これを「バネルディスカッショーン」の演題とした。また、当日の参加者とともに、「ものづくり都市」フォーラム宣言を、川崎市の「「ものづくり」の未来へ

つなく架け橋となるように採択していく必要があるということから、実行委員五名で構成する起草委員会を立ち上げ、宣言文の草稿づくりにあたつた。

三 フォーラムの開催

フォーラム当日は川崎市長の挨拶ではじまり、引き続き川崎の「「ものづくり」に造詣の深い早稲田大学商学部の鶴飼信一教授の基調講演「未来を支えるものづくり」へと続いた。講演の要旨は、次のような内容であった。

「技術の集積は生態系のようなもので、どれが必要でどれが不要かというものでなく、全体としてひとつシステムを構築している」。「創業者とその後継者を比べると指がちがうことに気がつく。創業者のそれは、太くしかも指が道具になつており、その指で付加価値を生み出した。それに比べて後継者は纖細な細い指であり、キーボードを巧みにたたく。このことは旋盤などを扱う熟練技術には向かないが、NC工作機械（注3）へと移行してきた現在では、別の入り口から製造業への溶け込みが期待できる」。

続いて行われたパネルディスカッションは、コーディネーターにフォーラム実行委員長の石川教授（バネリスト）に委員の志熊会長、市内中小企業の若手経営者から川崎市青年工業経営研究会の稻村副会長、労働界から川崎地域連合中原地区連合の柳沢幹事、教育界を代表して委員でもある平出校長、そして基調講演者の鶴飼教授を含めた五人により活発な議論がおこなわれた。

四 おわりに

フォーラムは、年の瀬に開催したにもかかわらず、主催者の予想を上回る三〇〇人を超える参加者があつた。川崎市における「ものづくり」への期待が非常に強いといふことのあらわれであろう。

わが国の国内総生産の産業別構成比は、

「いくかが大切」、鶴飼氏は、「単に指定されたものを作るのでなく、より創造的な分野へ踏み込みたい」。柳沢氏は、「「ものづくり基盤技術振興基本法」の成立は「ものづくり」の環境がこれまでになく厳しく、特に人づくりが危機的状況にあり、この状況に対処するための労働界の動きが成立の契機となつた」。平出氏は、「総合科学高校ではロボットコンテスト大会においてかなり活躍をしているが、この大会を通じた生徒の成長をみると、「ものづくり」は人材づくりにもつながっていると実感した」。鶴飼氏は、「「ものづくり」ではニーズを考えることを忘れがちだ。いかに売るかが重要」との発言があつた。

このように、パネルディスカッションでは「「ものづくり」の人才培养の問題にかなり時間が費やされたことをみても、「ものづくり」においていかに人が大切かが提起されたようと思われた。また、石川コーディネーターが、「輸入に頼つて日本において外貨を稼いでいるのは製造業であり、情報技術をあわせもつた時に初めて「ものづくり」の力が發揮できるようになる。そのためにも産官学それぞれが知恵を集め、新たな連携が必要である」ことを指摘しフォーラムをまとめた。

「川崎市の「ものづくり都市」宣言は、危機感がその背景にあつたとしても、まさに絶妙なタイミングだったといえる。「基本法」を受ける国的基本計画の策定を待たず、同法を先取りする恰好となつたことも評価されよう。同市と同じように製造業の地盤沈下に悩む都市が、宣言によって勇気づけられ、あとに続くことを期待したい」。

注1 「ものづくり基盤技術振興基本法」平成1年3月に議員立法により成立した。国内総生産に占める製造業の割合が低下し、その衰退が懸念されるにとも、ものづくり基盤技術の継承が困難になりつつあることに鑑み、ものづくり基盤技術の振興に関する施設を総合的かつ計画的に進めるため制定された。（※総合的かつ計画的な推進を図るために制定された）

注2 「かわさき21産業戦略アクションプログラム」平成九年一〇月に公表した本市のめざすべき産業振興の指針。新たな産業の創造や中堅・中小企業企業の活性化を図ることを目的に、概ね一〇年間を見通したもの。

注3 NC工作機械 数値制御工作機械のこと。従来の手で操作する工作機械に対して、数値制御で操縦される工作機械のこと。